

令和8年度

市 税 概 要

東京都調布市

★令和8年度 市税概要 について

本書は、市税を御負担いただいている市民の皆さんに、令和7年度の市税決算状況を基に、市税の内容等について御理解いただくことを目的に作成しています。

本書では、市税の各税目の決算状況や課税・収入実績をはじめ、ふるさと納税の現況や各税の10年間の推移、多摩地域26市の状況等を掲載しています。

引き続き、市税の適正かつ公平な課税及び収納を行うとともに、市税の状況についてわかりやすくお知らせできるよう内容の改善に取り組みながら、市税に対し、市民の皆さんにより一層の御理解をいただけるよう努めてまいります。

【市税概要の見方】

本書は、次の基準により作成しています。

- 1 金額の表示は、令和7年度決算額を基本としています。
それ以外については、その内容及び該当年度を明記しています。
- 2 数値は、原則表示単位未満を四捨五入しています。
そのため、合計額、構成比は、各項目の合計と一致しない場合があります。
- 3 数値は、百万円単位または千円、円単位としています。
- 4 文章表現では、表やグラフで使用している単位がある場合やその概数を表す場合は、次のように表記しています。

(例) 46568(百万円)の時 465億6800万円
465億円余

【本書の作成にあたり参考とした資料等】

本書は、次の資料を活用して作成しました。

○調布市作成資料

- 1 市全体の予算・決算
 - ア 令和7年度市政経営の概要（施策と予算）
 - イ 令和7年度調布市決算概要（財政の現状と今後の課題等に関する白書）
- 2 市税の課税額・決算額
 - ア 令和7年度予算書・決算書
 - イ 市町村課税状況等の調（調布市分）

○調布市以外の作成資料

- ア 市町村税課税状況等の調（東京都市町村課）
イ 市町村税政参考資料（公益財団法人東京市町村自治調査会）
ウ 市町村税徴収実績調書

目次

第1章 調布市の税金	ページ	第5章 多摩地域（26市）における調布市	ページ
1 税金と市民サービス	1	1 歳入の状況	45
2 税金の種類	2	(1) 歳入総額と市税の決算額	45
3 歳入決算額と市税	4	2-1 個人市民税	46
		(1) 決算額の状況	46
第2章 市税の決算状況		(2) 10か年の状況	47
1 市税の決算状況	5	(3) 増減率の状況	48
(1) 市税全体の決算	5	(4) 課税対象所得の状況	49
2 各税の状況	7	2-2 法人市民税	50
(1)-1 個人市民税	7	(1) 決算額の状況	50
(1)-2 法人市民税	9	(2) 10か年の状況	51
(2) 固定資産税	11	(3) 増減率の状況	52
(3)-1 軽自動車税（環境性能割）	13	3 固定資産税	53
(3)-2 軽自動車税（種別割）	14	(1) 決算額の状況	53
(4) 市たばこ税	17	(2) 10か年の状況	54
(5) 入湯税	17	(3) 増減率の状況	55
(6) 都市計画税	18	4-1 軽自動車税（環境性能割）	56
3 税負担の公平性確保の取組について （未申告調査）	22	(1) 決算額の状況	56
		4-2 軽自動車税（種別割）	57
第3章 収納と減免		(1) 決算額の状況	57
1 収納	23	(2) 10か年の状況	58
(1) 市税の収納率	23	(3) 増減率の状況	59
(2) 納付の利便性向上	24	5 市たばこ税	60
(3) 収納率向上への取組	27	(1) 決算額の状況	60
(4) 滞納処分等	27	(2) 10か年の状況	61
2 減免	30	(3) 増減率の状況	62
		6 都市計画税	63
第4章 データからみる市税		(1) 決算額の状況	63
1 10年間の状況	31	(2) 10か年の状況	64
(1) 市税総額	31	(3) 増減率の状況	65
(2) 個人市民税	32	7 収納率	66
(3) 法人市民税	32	(1) 収納率の状況	66
(4) 固定資産税	33	(2) 収納率上位市の比較	67
(5) 軽自動車税（環境性能割）	33	(3) 課税・収納のコスト	67
(6) 軽自動車税（種別割）	34		
(7) 市たばこ税	34		
(8) 入湯税	35		
(9) 都市計画税	35		
2 課税状況調べ等	36		
(1) 個人市民税	36		

目 次（続 き）

第6章 資料	ページ		ページ
1 行政機構図		7 入湯税	
税務機構・事務分掌・職員数等	68	調定状況等	86
2 市税総括		8 都市計画税	
(1) 令和7年度市税収入実績	69	調定額及び平均課税額	87
(2) 市税の年度別予算額・調定額・収入額	70	9 収納	
(3) 市税の納期（通常年度）	71	(1) 市税収納状況（調定に対する収納率）	88
(4) 市民税等標準税率（個人分所得割）	72	(2) 市税還付及び充当状況	88
(5) 市税税率の変遷	73	(3) 督促状送付件数	89
3 市民税		(4) 口座振替による納付状況	89
(1) 市民税の調定状況等（現年課税分）	74	(5) 延滞金収納状況	89
(2) 市民税の平均課税等（現年課税分）	75	10 滞納処分等	
(3) 個人市民税（所得割）課税標準額段階別	76	(1) 不納欠損処分・滞納処分執行停止	90
(4) 個人市民税の所得控除の状況	78	(2) 差押処分実績	90
(5) 個人市民税の税額控除の状況	79	(3) 滞納件数・滞納繰越調定額	90
(6) 個人市民税の配当割額及び株式等譲渡 所得割額の控除の状況	79	11 納税貯蓄組合	
(7) 個人市民税の事業専従者に関する状況	79	納税貯蓄組合の設立状況	91
(8) 電子申告に関する状況	79	12 定額減税補足給付金（不足額給付）	91
(9) 法人市民税規模別現年納税法人数 及び均等割額	80	13 令和7年度税務関係諸証明書の 交付状況	
(10) 法人市民税月別現年調定額	80	(1) 市民税課	92
(11) 法人市民税現年調定額状況等	81	(2) 納税課	92
4 固定資産税		(3) 資産税課	92
(1) 調定状況及び平均課税額（現年課税分）	82	(4) コンビニ交付	92
(2) 国有資産等所在市町村交付金	82	(5) 総交付数	92
(3) 年度別の土地の評価状況	82	14 税制改正の流れ（直近5年間）	93
(4) 令和8年度地目別の土地の評価状況	82	15 市税ガイド	99
(5) 構造別の家屋の評価状況	83	16 市税のよくある質問	109
(6) 償却資産の評価状況	83	17 用語解説	116
(7) 新築家屋の推移状況	84		
(8) 電子申告（償却資産）に関する状況	84		
5 軽自動車税（種別割）			
軽自動車税（種別割）の課税状況（現年課税分）	85		
6 市たばこ税			
調定状況等	86		

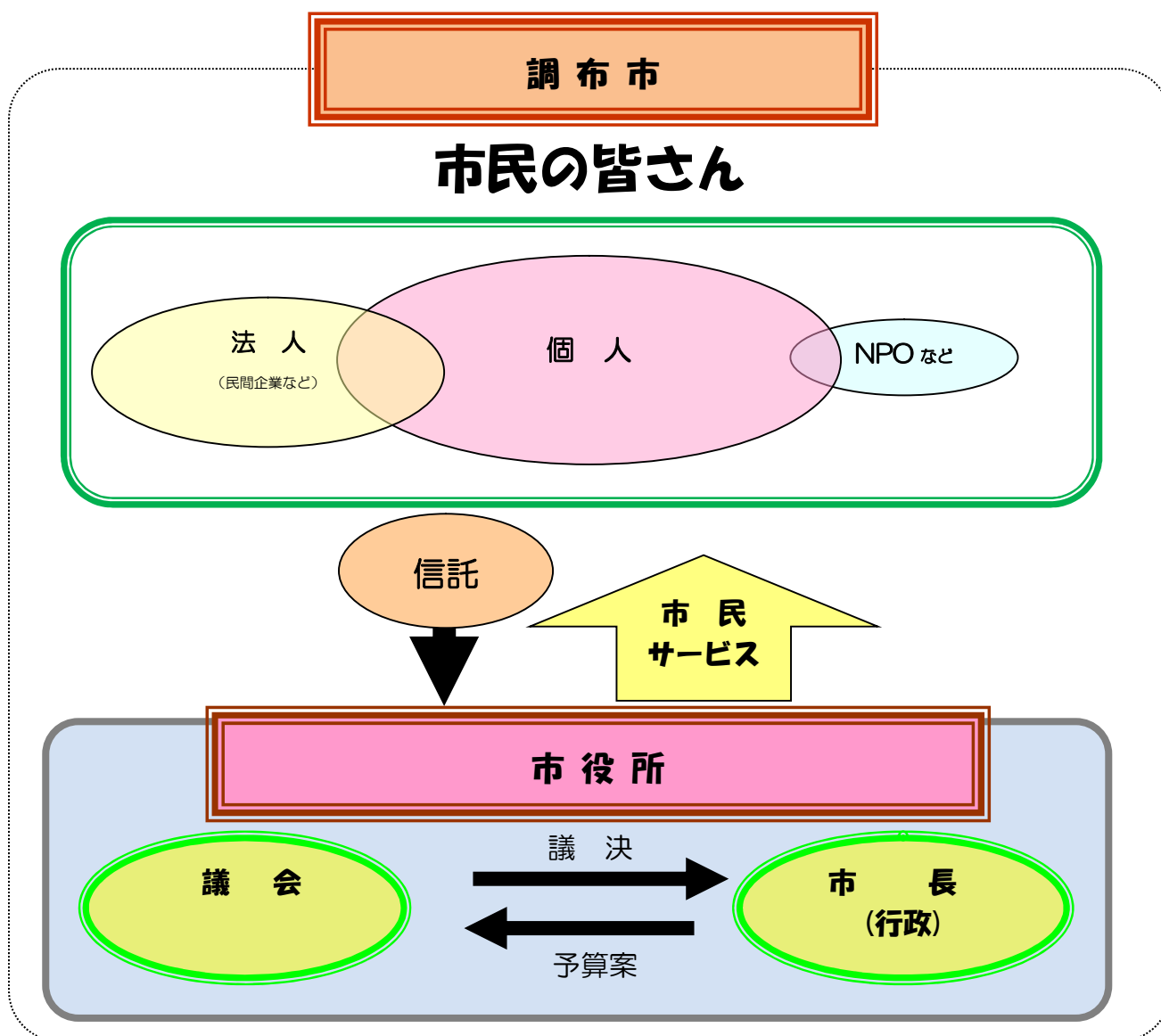
第 1 章

調布市の税金

1 税金と市民サービス

調布市（自治体）では、市民の皆さんからお預かりしている税金を国や東京都からの補助金等とともに、適切に管理し、市民の暮らしを支える公共サービスを実施することに充てています。

【 図で見る税金と市民サービスの関係 】



○税金の役割

保育や障害福祉・高齢福祉、ごみ処理や緑の保全、まちづくり、小・中学校や図書館の運営など、生活を支える**様々な市民サービス**を実施するため、市民の皆さんからの**税金**を活用しています。

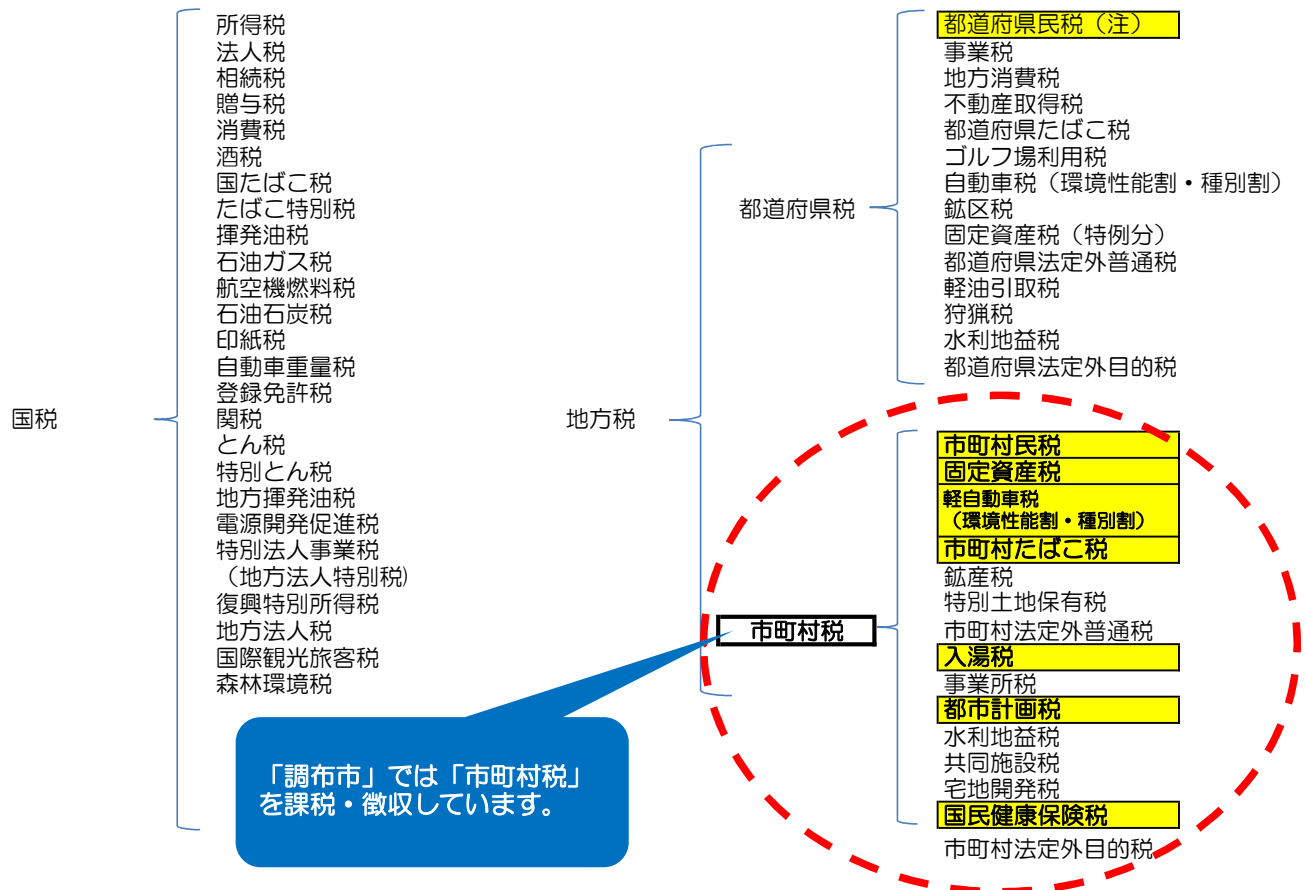
2 税金の種類

◎ 国税と地方税

税金は課税などの権限や使いみち、納税方法など、様々な観点から分類することができます。
また、その用途に応じて、国で課税・徴収するもの、地方公共団体（東京都・調布市）で課税・徴収するものに区分されます。

以下、税金について、国と地方の税金を区分・分類し、整理すると以下ようになります。

◎ 国税と地方税



※ 個人の都道府県民税（調布市の場合「都民税（東京都）」）は、市民税と共に課税・徴収されます。
※ 令和8年4月1日から軽自動車税の環境性能割は廃止されました。

◎ 普通税と目的税

税の使いみちから大別すると「普通税」と「目的税」の2種類に区分できます。

- 普通税：税金の使いみちが限定されていない税金 例／市町村民税、固定資産税（市税）など
- 目的税：税金の使いみちが限定されている税金 例／都市計画税（市税）など

◎ 直接税と間接税

税の納め方から大別すると「直接税」と「間接税」の2種類に区分できます。

- 直接税：税金を負担する人が直接納める税金 例／所得税（国税）、市町村民税（市税）など
- 間接税：税金を負担する人と納める人が異なる税金 例／消費税（国税※地方分含む）、たばこ税（国・都・市）など

◎ 調布市で課税と収納を行う税金

税 目	説 明
「個人市民税」とは	毎年1月1日時点の市内在住の個人に対して前年中の収入（所得）に基づき課税される税金で、都民税とあわせて市が賦課徴収することとなっています。 前年中の所得に応じて課税される「所得割」と所得の多少にかかわらず一定の税額を納めていただく「均等割」があります。 なお、市内に住所がなくても事務所、事業所または家屋敷を有する方には「事業所課税」「家屋敷課税」として「均等割」のみが課税されます。
「法人市民税」とは	市内に本店・支店を設立・設置している法人に対して課税される税金です。 資本金等の金額と従業員数に応じて、所得の有無に関わらず課税される「均等割」と法人税に基づき計算される「法人税割」が課税されます。
「固定資産税」とは	毎年1月1日に市内の土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方に対して、その固定資産の価格を基に課税される税金です。
「都市計画税」とは	市街化区域内の土地及び家屋を所有している方に対して課税される税金で、都市計画事業や土地区画整理事業等の経費に充てられます。
「軽自動車税」とは	軽自動車等を取得、保有する方に課税される税金です。 毎年4月1日時点において原動機付自転車、オートバイ又は軽自動車を所有し、調布市内を定置場として登録している方に課税される「種別割」と三輪以上の軽自動車取得時に、燃費性能等に応じて取得価格の0%～2%の範囲で課税する「環境性能割」があります。 ※令和8年4月1日から軽自動車税の環境性能割は廃止されました。
「市たばこ税」とは	たばこの消費に対して課税される税金です。 たばこの定価の中に税金分が含まれており、国・都・市のたばこ税が含まれています。 「市たばこ税」は、調布市内で販売されたたばこが対象となり、市の収入となります。
「入湯税」とは	鉱泉浴場の入湯客に対して課税される税金です。 環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興に要する費用に充てられます。

3 歳入決算額と市税

令和7年度の歳入決算額は、1198億2400万円余で、前年度と比較して59億2900万円余（5.2%）の増となりました。

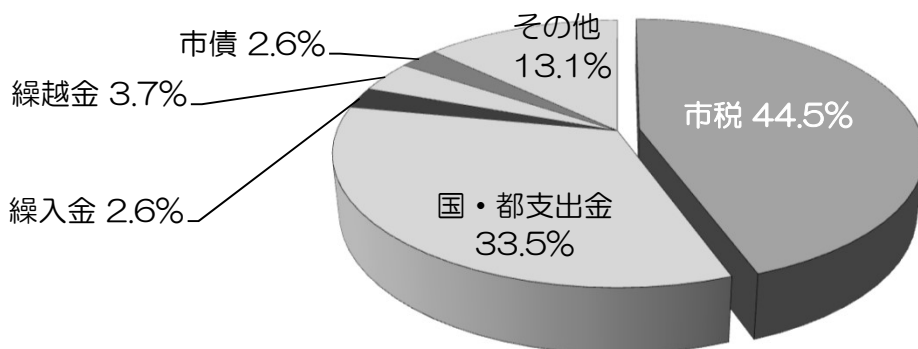
そのうち、市税については532億7100万円余で、決算額合計の44.5%を占めています。主な増減内容は次のとおりです。

- 市税は25億2900万円余の増
- 国・都支出金は41億7400万円余の増
- 繰入金は1億8100万円余の減
- 繰越金は7億7000万円余の減
- 市債は4億9400万円の増

また、市税決算額内訳では、市民税（個人・法人）が56.2%を占め、次いで固定資産税が34.4%、都市計画税が6.6%の順となっています。

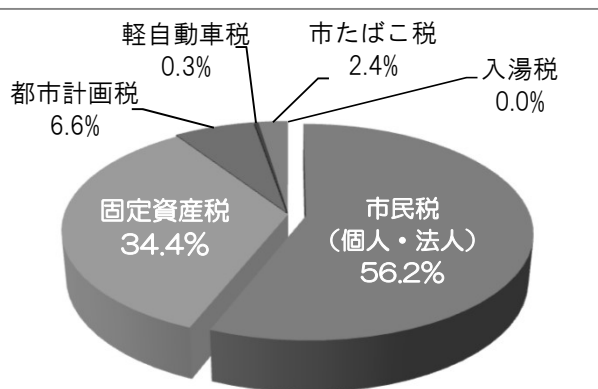
単位：百万円、%

内 訳	令和7年度				令和6年度	
	決算額	構成比	増減	増減率	決算額	構成比
市税	53,271	44.5	2,530	5.0	50,741	44.6
国・都支出金	40,199	33.5	4,175	11.6	36,025	31.6
繰入金	3,060	2.6	▲ 182	▲ 5.6	3,242	2.8
繰越金	4,490	3.7	▲ 770	▲ 14.6	5,260	4.6
市債	3,143	2.6	494	18.6	2,649	2.3
その他	15,662	13.1	▲ 317	▲ 2.0	15,979	14.0
決算額合計	119,825	100.0	5,929	5.2	113,895	100.0



単位：百万円、%

市税の内訳	決算額	構成比
市民税 (個人・法人)	29,924	56.2
固定資産税	18,348	34.4
都市計画税	3,535	6.6
軽自動車税	164	0.3
市たばこ税	1,299	2.4
入湯税	0	0.0
合計	53,271	100.0



※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が各項目の合計と一致しない場合があります。

第 2 章

市税の決算状況

1 市税の決算状況

(1) 市税全体の決算

令和7年度決算における市税総額は532億7100万円余で、前年度と比較して25億2900万円余、5.0%の増となりました。市税全体に占める割合は、市民税（個人・法人）が56.2%、固定資産税は34.4%となり、これらの二つの税で市税の約90%を占めています。

各税の主な増減要因は次のとおりです。

- ・個人市民税は、定額減税終了や賃金等の上昇の影響により、25億2300万円余の増
- ・法人市民税は、一部法人の減収影響により、3億1800万円余の減
- ・固定資産税は、土地の負担調整措置や新增築家屋の増により、2億7600万円余の増
- ・軽自動車税は、環境性能割の納付台数や軽四輪車等の登録台数の増により、600万円余の増
- ・市たばこ税は、売渡本数減により、400万円余の減
- ・都市計画税は、固定資産税と同様の要因により、4200万円余の増
- ・入湯税は、対象施設無しのため収入額はありませんでした。

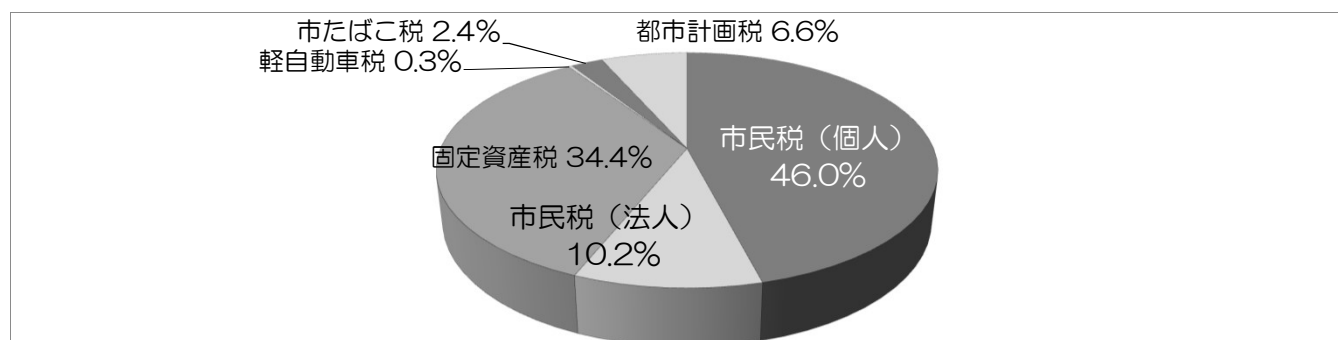
◎ 市税の状況（決算額の対前年度比較）

単位：百万円、%

区分	7年度				6年度		増減内容
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	
市税総額	53,271	100.0%	2,530	5.0	50,741	100.0%	
市民税	29,924	56.2%	2,205	8.0	27,719	54.6%	
個人	24,480	46.0%	2,524	11.5	21,956	43.2%	定額減税終了や賃金等の上昇による増
法人	5,444	10.2%	▲ 319	▲ 5.5	5,763	11.4%	一部法人の減収影響による減
固定資産税	18,348	34.4%	281	1.6	18,068	35.6%	
固定資産	17,441	32.7%	277	1.6	17,165	33.8%	土地の負担調整措置や新增築家屋の増による増
国有資産等 交付金	907	1.7%	4	0.4	903	1.8%	土地の価格改定による増
軽自動車税	164	0.3%	6	3.9	158	0.3%	
環境性能割	15	0.0%	2	16.3	13	0.0%	税率区分の見直しや納付台数の増による増
種別割	149	0.3%	4	2.7	145	0.3%	四輪軽自動車等の登録台数の増
市たばこ税	1,299	2.4%	▲ 4	▲ 0.3	1,303	2.6%	売渡本数減による減
入湯税	0	0.0%	0	—	0	0.0%	
都市計画税	3,535	6.6%	42	1.2	3,493	6.9%	土地の負担調整措置や新築家屋の増による増

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が各項目の合計と一致しない場合があります。

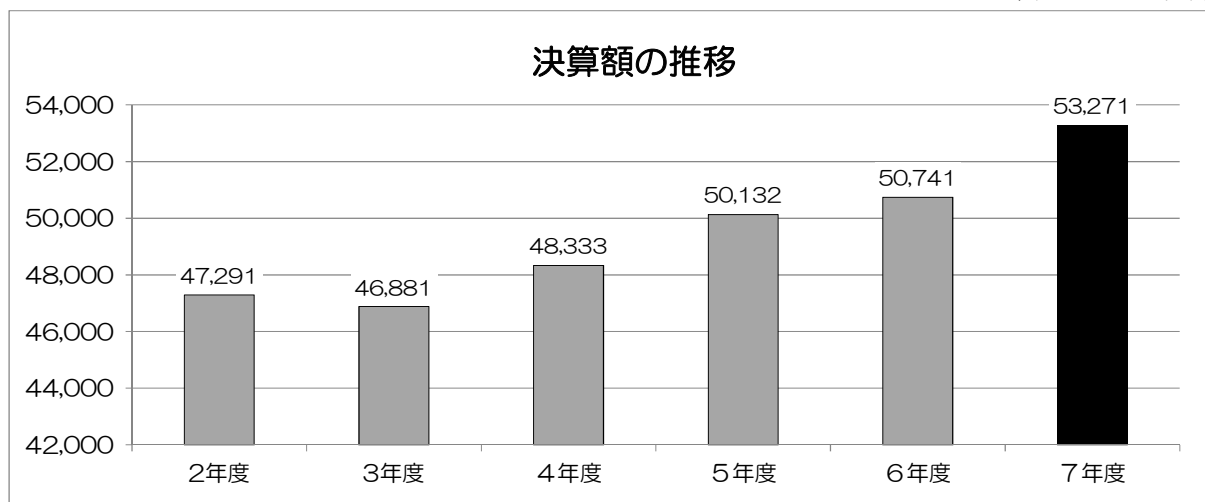
◎ 市税決算額の構成



◎ 市税決算額の推移

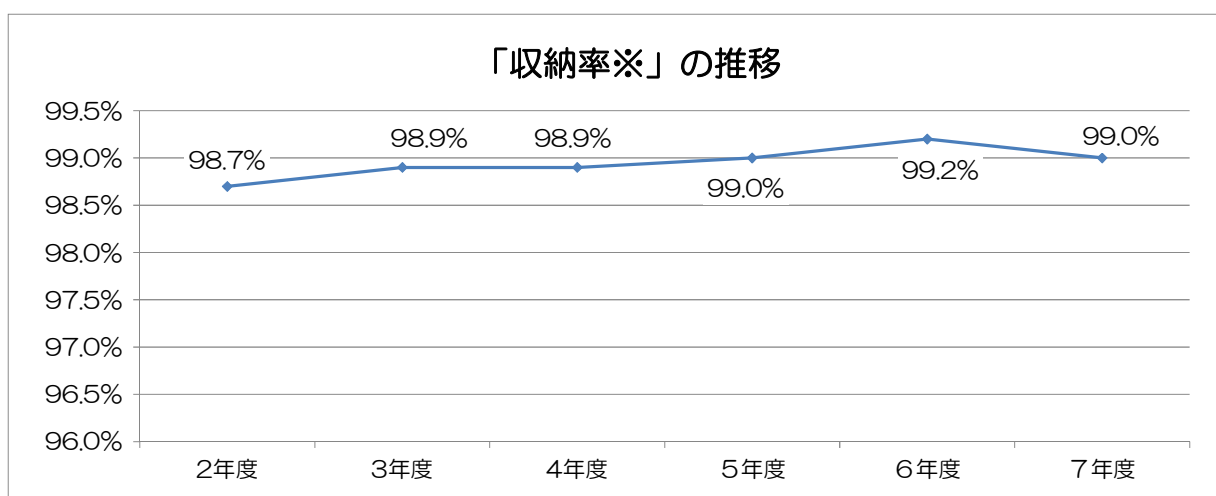
市税決算額は、税制改正等の影響により変動します。6か年の推移を見ると令和4年度以降、増加傾向で推移しており、令和7年度は法人市民税と市たばこ税で減収となったものの、個人市民税や固定資産税など他税目の増収により、前年度に引き続き増となりました。

単位：百万円、%



年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	47,291	46,881	48,333	50,132	50,741	53,271
増減額	▲ 1,315	▲ 410	1,452	1,799	610	2,530
増減率	▲ 2.7	▲ 0.9	3.1	3.7	1.2	5.0

単位：%



年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
収納率	98.7%	98.9%	98.9%	99.0%	99.2%	99.0%

※「収納率」とは、市が課税した税額に対し納付された税額の割合（徴収率と表記されることもあります）。
詳細は「第3章 収納と減免」を参照ください。

2 各税の状況

(1)-1 個人市民税

ア. 令和7年度決算状況

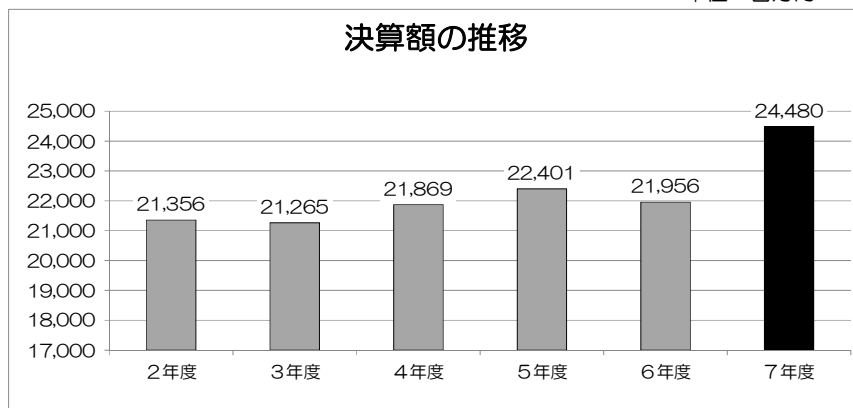
個人市民税の決算額は244億7900万円余で、定額減税終了や賃金等の上昇による増収影響により前年度と比較して25億2300万円余、11.5%の増となりました。
また、市税全体に占める割合は46.0%で、前年度より2.8ポイント増加しました。
6か年の推移では、税制改正等の影響により決算額は対前年度比で増減を繰り返していますが、納税義務者数は人口の増加を背景に増加傾向が続いています。

単位：百万円、%、ポイント

区分	7年度	6年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	53,271	50,741	2,530	5.0	定額減税終了や賃金等の上昇による増
市民税（個人・法人）	29,924	27,719	2,205	8.0	
個人	24,480	21,956	2,524	11.5	
市税全体に占める割合	46.0%	43.2%		2.8	

イ. 決算額の推移

単位：百万円

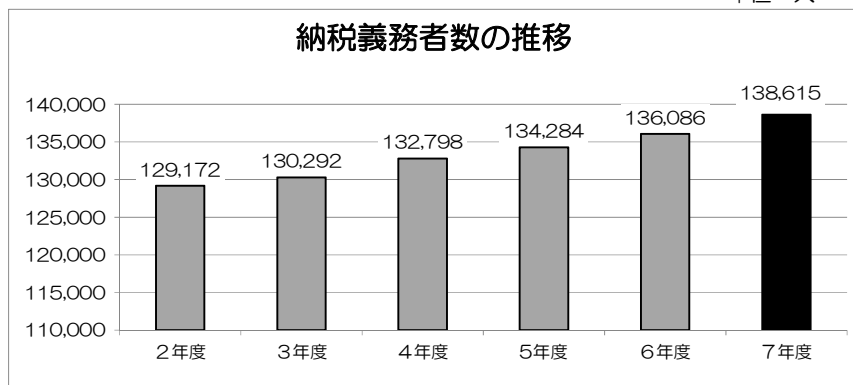


単位：百万円、%

年度	決算額	増減額	増減率
2年度	21,356	459	2.2
3年度	21,265	▲ 90	▲ 0.4
4年度	21,869	604	2.8
5年度	22,401	532	2.4
6年度	21,956	▲ 446	▲ 2.0
7年度	24,480	2,524	11.5

ウ. 納税義務者数の推移

単位：人



単位：人、%

年度	納税義務者数	増減数	増減率
2年度	129,172	▲ 14	▲ 0.0
3年度	130,292	1,120	0.9
4年度	132,798	2,506	1.9
5年度	134,284	1,486	1.1
6年度	136,086	1,802	1.3
7年度	138,615	2,529	1.9

工. 個人市民税の減免

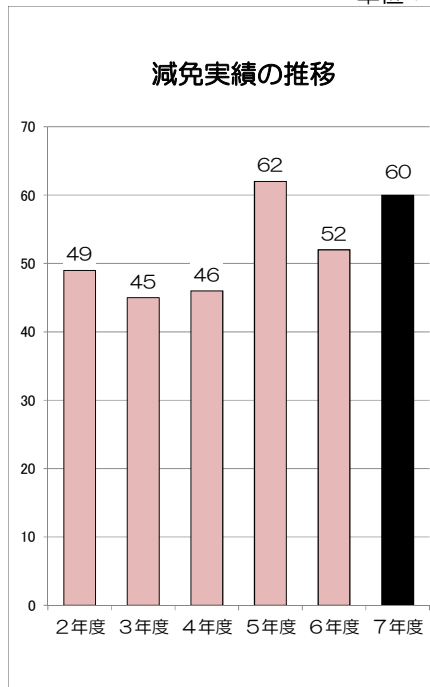
対象となる納税義務者は、申請により市民税の減免を受けることができます。

○対象となる納税義務者

- ・生活保護を受けている方
- ・賦課期日以後に納税義務者が死亡又は失職、退職、疾病等により収入が皆無又は減少し、生活に困窮されている方
- ・納税義務者や扶養親族の医療費の増大、災害による損害の発生などにより生活が困難である方
- ・賦課期日に勤労学生である方

単位：件

※減免事由の内訳（単位：円・件）



年度	件数	増減件数	減免額	増減額	生活保護	生活困窮	災害
2年度	49	▲ 35	2,185,300	▲ 769,700	37	8	4
3年度	45	▲ 4	1,868,700	▲ 316,600	41	3	1
4年度	46	1	1,713,500	▲ 155,200	43	3	0
5年度	62	16	2,448,500	735,000	48	11	3
6年度	52	▲ 10	2,173,500	▲ 275,000	39	11	2
7年度	60	8	2,142,000	▲ 31,500	52	7	1

(1)-2 法人市民税

ア. 令和7年度決算状況

法人市民税の決算額は54億4400万円余で、一部法人の減収影響により、前年度と比較して3億1800万円余、5.5%の減となりました。

また、市税全体に占める割合は10.2%で、前年度から1.2ポイント減少しました。

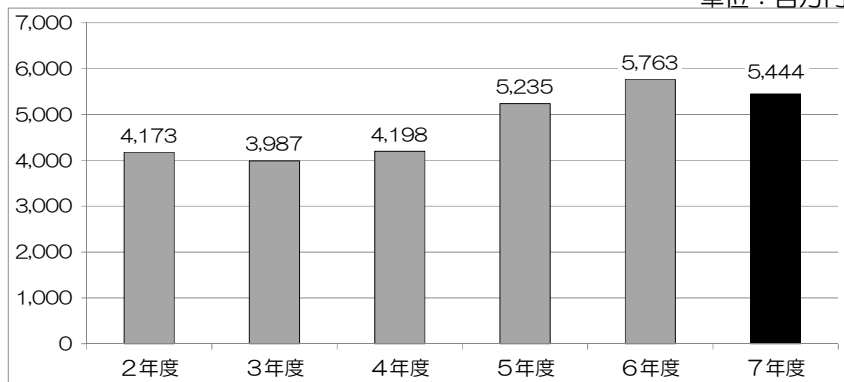
6か年の推移では、令和4年度以降、決算額の増加傾向が続いていましたが、令和7年度は前年度比減となりました。一方、納税法人数は毎年増加傾向で推移しています。

単位：百万円、%、ポイント

区分	7年度	6年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	53,271	50,741	2,530	5.0	
市民税（個人・法人）	29,924	27,719	2,205	8.0	
法人	5,444	5,763	▲ 319	▲ 5.5	一部法人の減収影響による減
市税全体に占める割合	10.2%	11.4%		▲ 1.2	

イ. 決算額の推移

単位：百万円

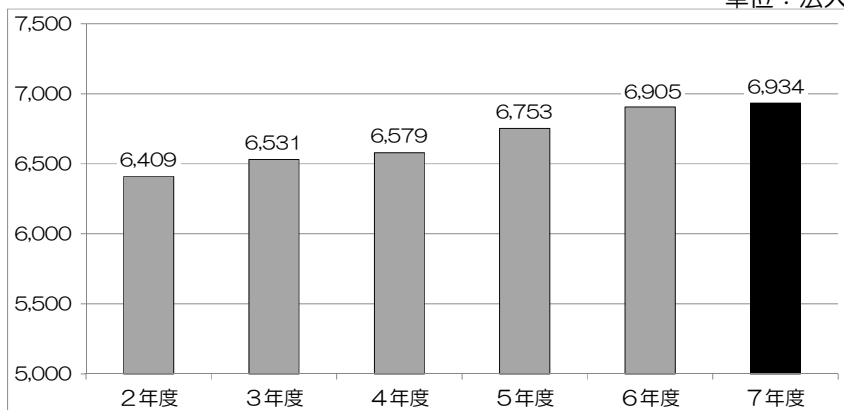


単位：百万円、%

年度	決算額	増減額	増減率
2年度	4,173	▲ 1,967	▲ 32.0
3年度	3,987	▲ 186	▲ 4.5
4年度	4,198	211	5.3
5年度	5,235	1,037	24.7
6年度	5,763	528	10.1
7年度	5,444	▲ 319	▲ 5.5

ウ. 納税法人数の推移

単位：法人



単位：法人、%

年度	納税法人数	増減数	増減率
2年度	6,409	106	1.7
3年度	6,531	122	1.9
4年度	6,579	48	0.7
5年度	6,753	174	2.6
6年度	6,905	152	2.3
7年度	6,934	29	0.4

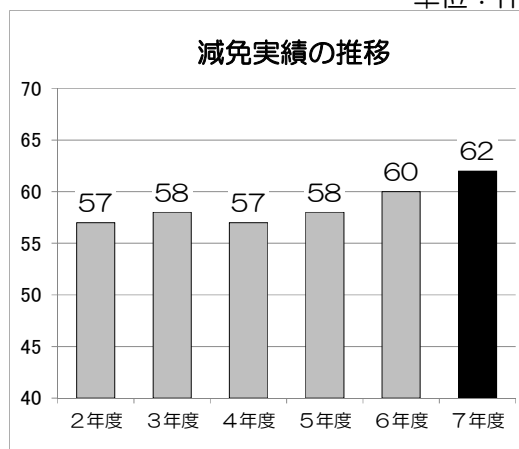
工. 法人市民税の減免

対象となる法人は、申請により均等割の減免を受けることができます。
ただし、収益事業を行っていない法人に限ります。

【対象となる法人】

- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・防災街区整備事業組合
- ・管理組合法人及び団地管理組合法人
- ・マンション建替組合
- ・認可地縁団体
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの

単位：件 ※減免事由の内訳（単位：円、件）



年度	件数	増減	減免額	増減額	NPO等	その他
2年度	57	▲ 3	2,837,500	▲ 124,800	50	7
3年度	58	1	2,870,800	33,300	51	7
4年度	57	▲ 1	2,716,500	▲ 154,300	51	6
5年度	58	1	2,833,200	116,700	50	8
6年度	60	2	2,899,800	66,600	52	8
7年度	62	2	3,075,000	175,200	54	8

才. 均等割、法人税割の課税法人数の状況

単位：法人、%

区分	3年度			4年度			5年度			6年度			7年度		
	均等割のみ	法人税割あり	合計	均等割のみ	法人税割あり	合計	均等割のみ	法人税割あり	合計	均等割のみ	法人税割あり	合計	均等割のみ	法人税割あり	合計
法人数	4,100	2,431	6,531	4,003	2,576	6,579	4,121	2,632	6,753	4,215	2,690	6,905	4,130	2,804	6,934
構成比	62.8%	37.2%	100%	60.8%	39.2%	100%	61.0%	39.0%	100%	61.0%	39.0%	100%	59.6%	40.4%	100%

(2) 固定資産税（国有資産等交付金を除く。）

ア. 令和7年度決算状況

固定資産税の決算額は174億4100万円余で、前年度と比較して2億7600万円余の増となりました。また、市税全体に占める割合は32.7%で、前年度から1.1ポイント減少しました。

決算額の6か年の推移として、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家屋・償却資産に係る特例措置や本来税額が増額する土地について前年と同額に据え置いたこと等により減少しました。令和4年度以降は、土地については負担調整措置により増、家屋は新增築家屋分が増となり、増加に転じました。

単位：百万円、%、ポイント

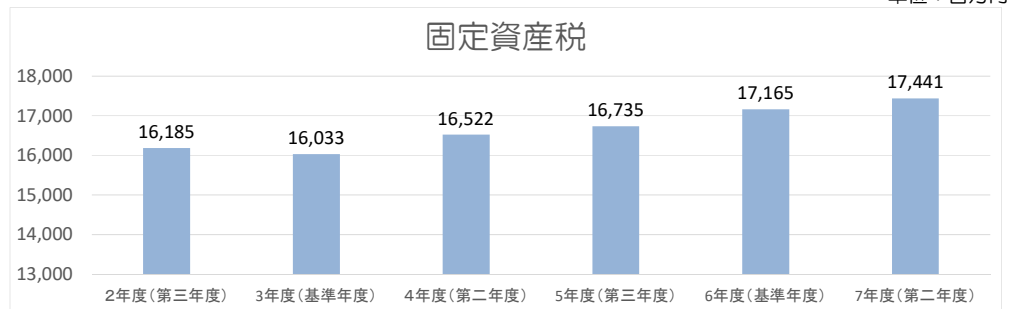
区分	7年度	6年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	53,271	50,741	2,530	5.0	
固定資産税	17,441	17,165	277	1.6	土地は負担調整による増、家屋は新增築家屋分の増
市税全体に占める割合	32.7%	33.8%		▲ 1.1	

イ. 決算額の推移

固定資産税は、年度ごとに急激に増減しない安定性がある税目であることがわかります。

単位：百万円

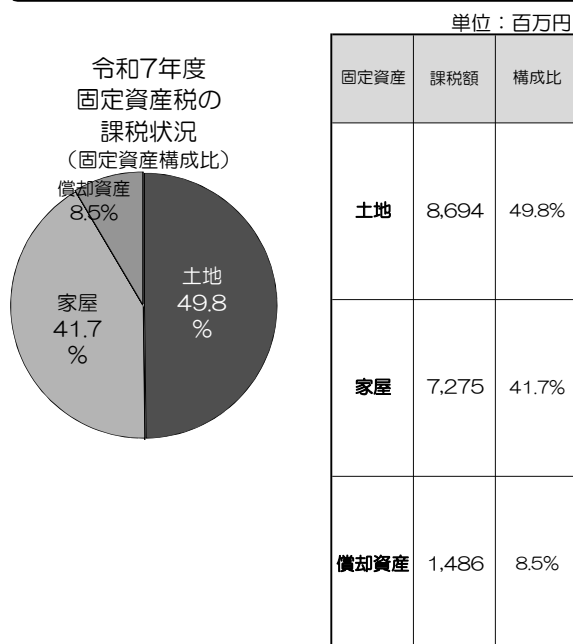
年度	税目	固定資産税
2年度		16,185
3年度		16,033
4年度		16,522
5年度		16,735
6年度		17,165
7年度		17,441



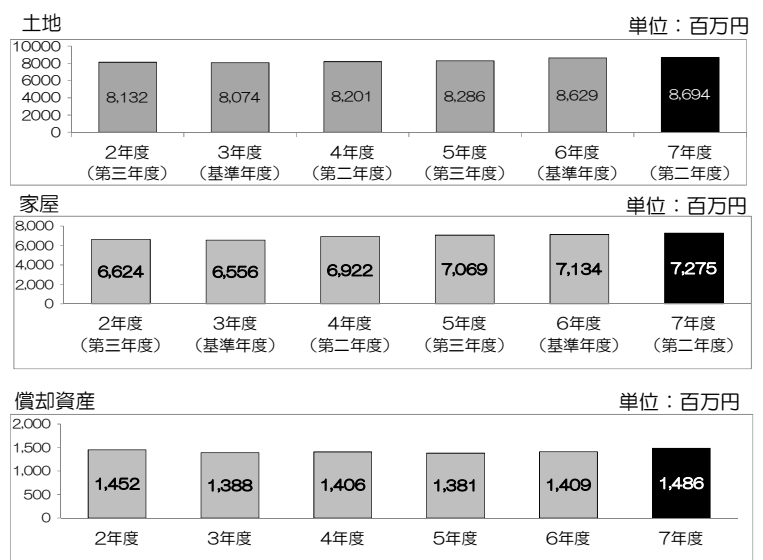
注 固定資産税に国有資産等所在市町村交付金は含まない

ウ. 課税対象別課税額の推移

固定資産税の課税対象は、土地、家屋、償却資産の3種類です。課税額における構成比では、土地が49.8%、家屋が41.7%、償却資産が8.5%となっています。6か年の推移をみても、この傾向に大きな変化はありません。



固定資産税課税状況の推移

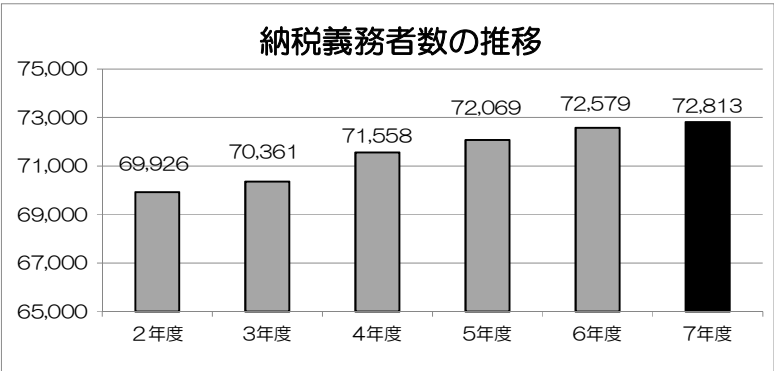


工. 納税義務者数の推移

単位：人、％

年度	納税義務者数	増減数	増減率
令和2年度	69,926	▲ 91	▲ 0.1
令和3年度	70,361	435	0.6
令和4年度	71,558	1,197	1.7
令和5年度	72,069	511	0.7
令和6年度	72,579	510	0.7
令和7年度	72,813	234	0.3

単位：人



オ. 固定資産税・都市計画税の減免

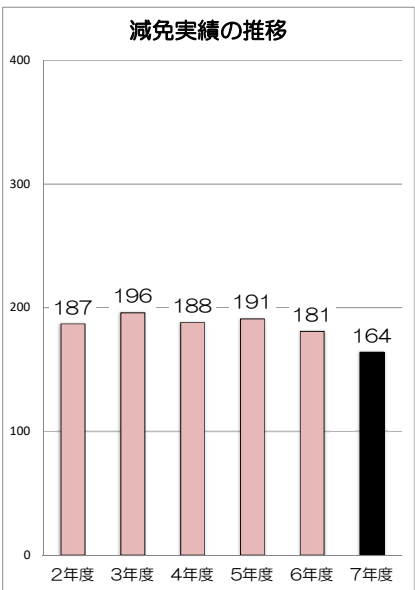
(減免については、固定資産税と都市計画税を合わせたもので表示しています。)

対象となる固定資産の納税義務者は、申請により減免を受けることができます。

【対象となる固定資産】

- ・生活保護を受けている方が所有する固定資産
- ・市が公共の用に供するため取得し、又は無償で借り受ける固定資産
- ・相続税法により物納された固定資産
- ・地方税法による非課税とされているものに準する固定資産
- ・災害により損害を受け、著しく価値を減じた固定資産

単位：件



単位：件、円

年度	件数	増減	減免額	増減額
2年度	187	▲ 196	135,176,318	▲ 992,366
3年度	196	9	142,596,119	7,419,801
4年度	188	▲ 8	149,855,227	7,259,108
5年度	191	3	155,430,589	5,575,362
6年度	181	▲ 10	137,259,198	▲ 18,171,391
7年度	164	▲ 17	128,307,380	▲ 8,951,818

※ 上記「固定資産税」減免事由の内訳

単位：件

年度	生活保護	災害	公共用地	公益施設	幼稚園 各種学校等	医療施設	その他
2年度	31	4	12	13	2	87	38
3年度	32	9	18	14	2	83	38
4年度	26	3	15	14	2	84	44
5年度	30	6	14	14	2	81	44
6年度	31	10	11	14	2	81	32
7年度	27	5	8	14	2	77	31

※減免事由の内訳の「その他」は、公衆浴場、寄宿舎などです。

(3)-1 軽自動車税（環境性能割）

ア. 令和7年度決算状況

軽自動車税（環境性能割）の決算額は1500万円余で、税率区分の見直しや納付件数の増により前年度と比較して200万円余、16.3%の増となりました。

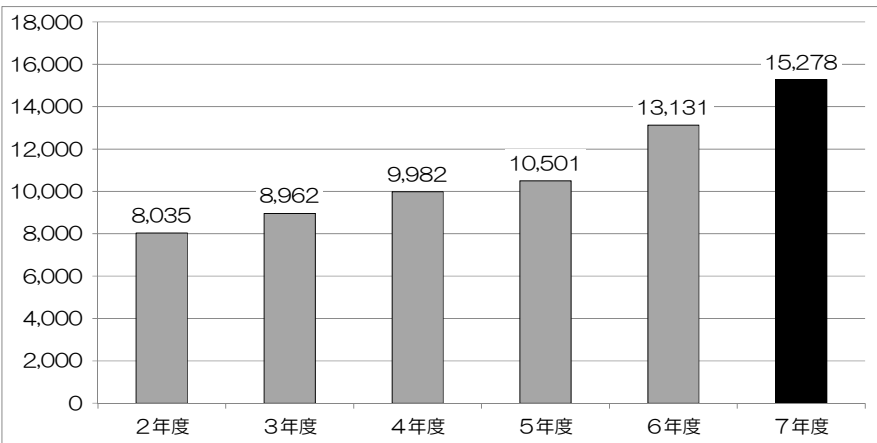
軽自動車税（環境性能割）は、消費税率引き上げに合わせて、自動車取得税（都税）の廃止に伴い、令和元年10月に創設され、決算額は増加傾向で推移しています。

単位：百万円、%、ポイント

区分	7年度	6年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	53,271	50,741	2,530	5.0	
軽自動車税（環境性能割）	15	13	2	16.3	税率区分の見直しや納付台数の増による増
市税全体に占める割合	0.0%	0.0%		0.0	

イ. 決算額の推移

単位：千円

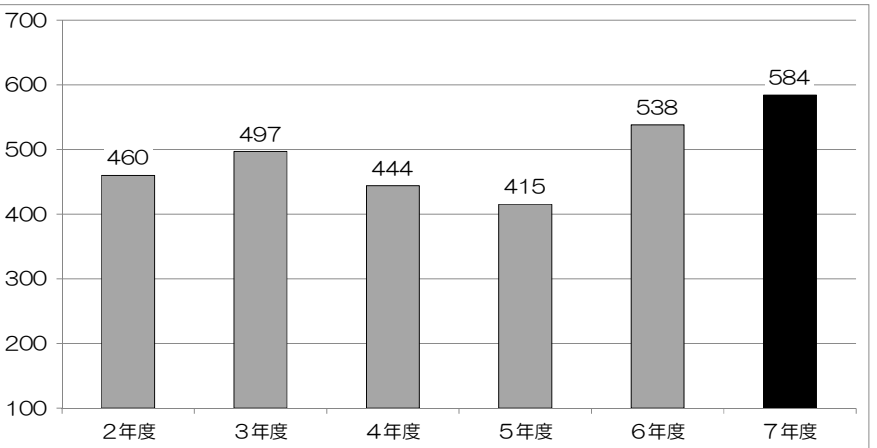


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
2年度	8,035	5,251	188.6
3年度	8,962	927	11.5
4年度	9,982	1,020	11.4
5年度	10,501	519	5.2
6年度	13,131	2,630	25.0
7年度	15,278	2,147	16.3

ウ. 納付件数の推移

単位：台



単位：台、%

年度	納付件数	増減数	増減率
2年度	460	302	191.1
3年度	497	37	8.0
4年度	444	▲ 53	▲ 10.7
5年度	415	▲ 29	▲ 6.5
6年度	538	123	29.6
7年度	584	46	8.6

(3)-2 軽自動車税（種別割）

ア. 令和7年度決算状況

軽自動車税（種別割）の決算額は1億4900万円余で、四輪軽自動車等の課税台数の増加により、前年度と比較して300万円余、2.7%の増となりました。また、市税全体に占める割合は0.3%で、前年度と同水準となりました。

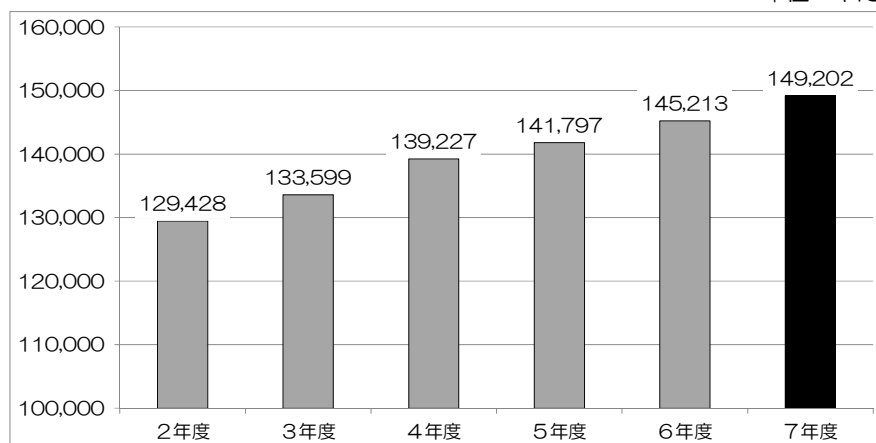
6か年の推移では、課税台数及び決算額ともに年々増加しています。その主な要因は、税額の安い原動機付自転車の課税台数が年々減少しているものの、税額の高い四輪軽自動車の課税台数が原動機付自転車を上回って増加していることによるものです。

単位：百万円、%、ポイント

区分	7年度	6年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	53,271	50,741	2,530	5.0	
軽自動車税（種別割）	149	145	4	2.7	四輪軽自動車等の登録台数の増加による増
市税全体に占める割合	0.3%	0.3%		0.0	

イ. 決算額の推移

単位：千円

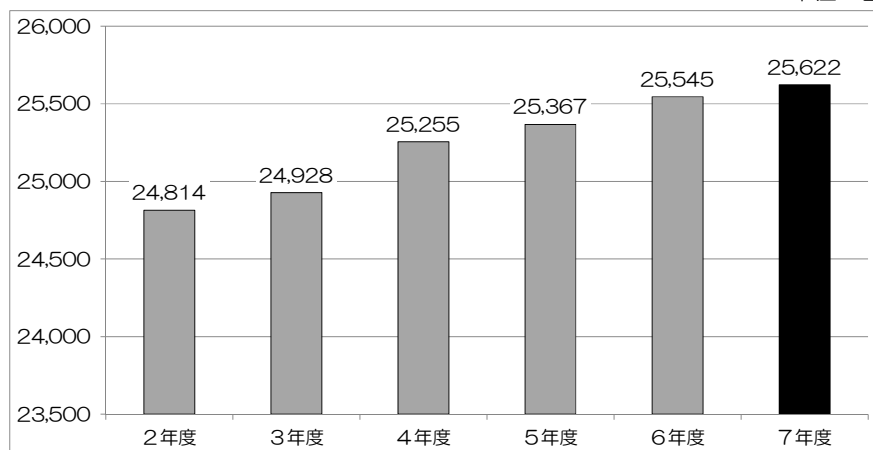


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
2年度	129,428	4,084	3.3
3年度	133,599	4,171	3.2
4年度	139,227	5,628	4.2
5年度	141,797	2,570	1.8
6年度	145,213	3,416	2.4
7年度	149,202	3,989	2.7

ウ. 課税台数の推移

単位：台



単位：台、%

年度	登録台数	増減数	増減率
2年度	24,814	▲ 135	▲ 0.5
3年度	24,928	114	0.5
4年度	25,255	327	1.3
5年度	25,367	112	0.4
6年度	25,545	178	0.7
7年度	25,622	77	0.3

工. 車種別の課税状況（現年課税）

単位：台、円、%

車種		令和7年度				令和6年度				差引			
		台数	構成比	調定額	構成比	台数	構成比	調定額	構成比	台数	増減率	調定額	増減率
原動機付自転車	第一種	4,264	16.6	8,528,000	5.7	4,409	17.3	8,818,000	6.0	▲ 145	▲ 3.3	▲ 290,000	▲ 3.3
	第二種（乙）	400	1.6	800,000	0.5	419	1.6	838,000	0.6	▲ 19	▲ 4.5	▲ 38,000	▲ 4.5
	第二種（甲）	3,239	12.6	7,773,600	5.2	3,223	12.6	7,735,200	5.3	16	0.5	38,400	0.5
	ミニカー	211	0.8	780,700	0.5	206	0.8	762,200	0.5	5	2.4	18,500	2.4
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車	2,638	10.3	9,496,800	6.4	2,645	10.4	9,522,000	6.5	▲ 7	▲ 0.3	▲ 25,200	▲ 0.3
	三輪車	1	0.0	4,600	0.0	1	0.0	4,600	0.0	0	0.0	0	0.0
	四輪車・乗用営業用	20	0.1	149,600	0.1	17	0.1	115,400	0.1	3	17.6	34,200	29.6
	四輪車・乗用自家用	7,925	30.9	84,973,500	57.0	7,718	30.2	81,595,200	56.0	207	2.7	3,378,300	4.1
	四輪車・貨物営業用	607	2.4	2,290,300	1.5	634	2.5	2,391,400	1.6	▲ 27	▲ 4.3	▲ 101,100	▲ 4.2
	四輪車・貨物自家用	3,505	13.7	18,088,700	12.1	3,474	13.6	17,793,000	12.2	31	0.9	295,700	1.7
	特殊・農耕用	156	0.6	374,400	0.3	156	0.6	374,400	0.3	0	0.0	0	0.0
	特殊・その他	74	0.3	436,600	0.3	77	0.3	454,300	0.3	▲ 3	▲ 3.9	▲ 17,700	▲ 3.9
二輪小型自動車		2,582	10.1	15,492,000	10.4	2,566	10.0	15,396,000	10.6	16	0.6	96,000	0.6
合計		25,622	100.0	149,188,800	100.0	25,545	100.0	145,799,700	100.0	77	0.3	3,389,100	2.3

オ. 軽自動車税の減免

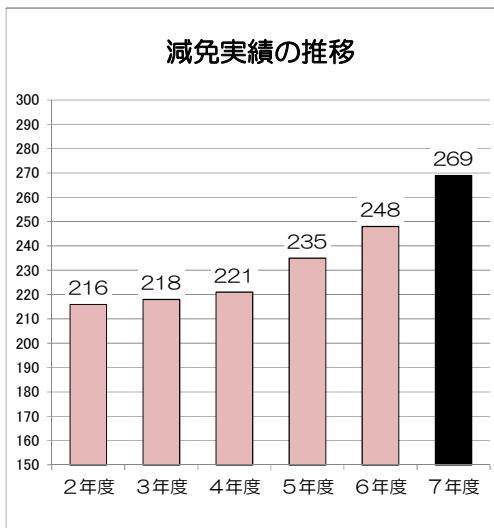
身体障害者等のために利用する軽自動車が一定の要件に該当する場合は、申請により減免を受けることができます。

【対象となる車両（営業用を除く）】

- ・障害のある方が所有し運転する車両
- ・障害のある方又は生計を一にする方が所有し、生計を一にする方が、その障害のある方のために使用する車両
- ・身体障害者等（身体障害者等で構成される世帯の者に限る）を常時介護する方が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る）
- ・対象車両の構造が、もっぱら身体障害者の利用に供するための車両
- ・公益のため直接専用すると認められる車両
- ・生活保護法の規定による保護を受けている方が所有する車両

単位：件

※減免事由の内訳（単位：件、円）



年度	件数	増減	減免額	増減額	身体障害者等	公益	構造	生活保護
2年度	216	14	1,791,800	179,200	165	33	17	1
3年度	218	2	1,865,200	73,400	167	34	17	0
4年度	221	3	1,957,200	92,000	162	44	14	1
5年度	235	14	2,076,400	119,200	175	44	14	2
6年度	248	13	2,214,200	137,800	189	45	13	1
7年度	269	21	2,468,800	254,600	209	43	14	3

カ. 三輪以上の軽自動車の課税の状況

三輪以上の軽自動車の課税状況は、下の表のようになっています。
 平成27年4月1日以降の新車であって、グリーン化特例の適用を受けない車両（新税額適用車）が増加しており、軽自動車税の増収の要因となっています。一方、平成27年3月31日以前に車両番号に指定を受けた車両については、初度検査を受けてから13年を経過した車両（重課適用車）は増加しているものの、それ以外の旧税額適用車は大幅に減少しており、新税額適用車への買い替えが進んでいるものと考えられます。

単位：台、円、%

車種			区分	税額	令和7年度		令和6年度		差引	
					台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
三輪以上の軽自動車	グリーン化特例適用車	四輪車 乗用自家用	概ね75%軽減	2,700	54	145,800	62	167,400	▲ 8	▲ 21,600
			概ね50%軽減	5,400	0	0	0	0	0	0
			概ね25%軽減	8,100	0	0	0	0	0	0
		四輪車 貨物自家用	概ね75%軽減	1,300	9	11,700	0	0	9	11,700
			概ね50%軽減	2,500	0	0	0	0	0	0
			概ね25%軽減	3,800	0	0	0	0	0	0
		四輪車 貨物営業用	概ね75%軽減	1,000	9	9,000	0	0	9	9,000
			概ね50%軽減	1,900	0	0	0	0	0	0
			概ね25%軽減	2,900	0	0	0	0	0	0
	【新税額適用車】 平成27年4月1日以降の新車であって、 上記のグリーン化特例の適用を受けない車両	四輪車・乗用自家用	10,800	4,748	51,278,400	4,308	46,526,400	440	4,752,000	
		四輪車・乗用営業用	6,900	9	62,100	6	41,400	3	20,700	
		四輪車・貨物自家用	5,000	2,047	10,235,000	1,903	9,515,000	144	720,000	
		四輪車・貨物営業用	3,800	401	1,523,800	398	1,512,400	3	11,400	
	平成27年3月31日までに車両番号の指定を受けた車両	三輪車	初度検査から13年超の車両【重課適用車】	4,600	1	4,600	1	4,600	0	0
			上記以外の車両【旧税額適用車】	3,100	0	0	0	0	0	0
		四輪車 乗用自家用	初度検査から13年超の車両【重課適用車】	12,900	1,941	25,038,900	1,894	24,432,600	47	606,300
			上記以外の車両【旧税額適用車】	7,200	1,182	8,510,400	1,454	10,468,800	▲ 272	▲ 1,958,400
		四輪車 乗用営業用	初度検査から13年超の車両【重課適用車】	8,200	10	82,000	5	41,000	5	41,000
			上記以外の車両【旧税額適用車】	5,500	1	5,500	6	33,000	▲ 5	▲ 27,500
		四輪車 貨物自家用	初度検査から13年超の車両【重課適用車】	6,000	1,023	6,138,000	997	5,982,000	26	156,000
			上記以外の車両【旧税額適用車】	4,000	426	1,704,000	574	2,296,000	▲ 148	▲ 592,000
		四輪車 貨物営業用	初度検査から13年超の車両【重課適用車】	4,500	111	499,500	114	513,000	▲ 3	▲ 13,500
			上記以外の車両【旧税額適用車】	3,000	86	258,000	122	366,000	▲ 36	▲ 108,000
合計				12,058	105,506,700	11,844	101,899,600	214	3,607,100	

※平成27年4月1日以降の新車である三輪車は、登録車両がないため掲載していません。

※三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例や軽自動車税の税額については、「14市税ガイド 3 軽自動車税」をご覧ください。

(4) 市たばこ税

ア. 令和7年度決算状況

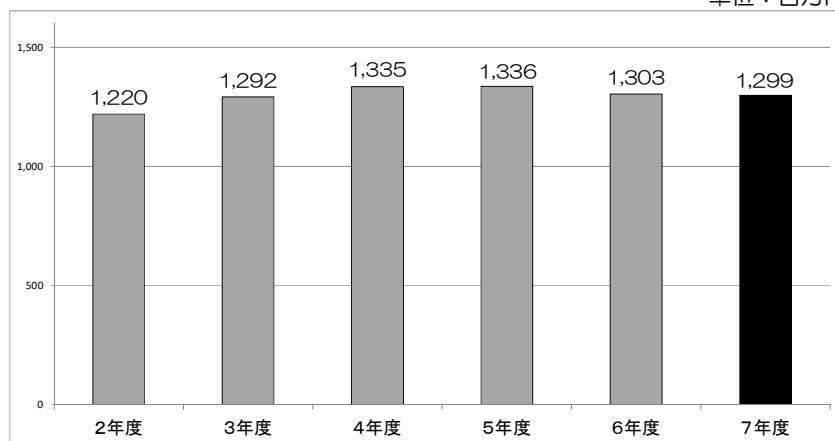
市たばこ税の決算額は12億9800万円余で、前年度と比較して400万円余、0.3%の減となりました。また、市税全体に占める割合は2.4%で、前年度より0.2ポイント減となりました。
6か年の推移では、段階的な税率引き上げにより、売渡本数の減少が続いており、令和6年度に引き続き売渡本数及び決算額ともに減少しています。

単位：百万円%、ポイント

区分	7年度	6年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	53,271	50,741	2,530	5.0	
市たばこ税	1,299	1,303	▲ 4	▲ 0.3	売渡本数減による減
市税全体に占める割合	2.4%	2.6%		▲ 0.2	

イ. 決算額の推移

単位：百万円

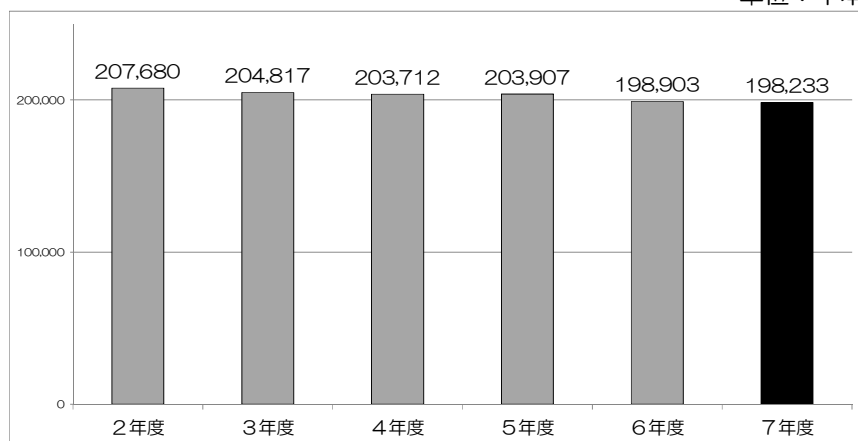


単位：百万円、%

年度	決算額	増減額	増減率
2年度	1,220	1	0.0
3年度	1,292	72	5.9
4年度	1,335	43	3.3
5年度	1,336	1	0.1
6年度	1,303	▲ 33	▲ 2.5
7年度	1,299	▲ 4	▲ 0.3

ウ. 売渡本数の推移

単位：千本



単位：千本、%

年度	本数	増減数	増減率
2年度	207,680	▲ 4,114	▲ 1.9
3年度	204,817	▲ 2,862	▲ 1.4
4年度	203,712	▲ 1,106	▲ 0.5
5年度	203,907	195	0.1
6年度	198,903	▲ 5,004	▲ 2.5
7年度	198,233	▲ 670	▲ 0.3

(5) 入湯税

ア. 令和7年度決算状況

入湯税は、平成26年度以降、課税対象施設がないことにより税収はありません。
(利用料金が1200円未満の場合は、課税対象外)

(6) 都市計画税

ア. 令和7年度決算状況

都市計画税の決算額は35億3500万円余で、固定資産税と同様の要因により、前年度と比較して4200万円余の増となりました。また、市税全体に占める割合は6.6%で、前年度と同程度の水準でした。

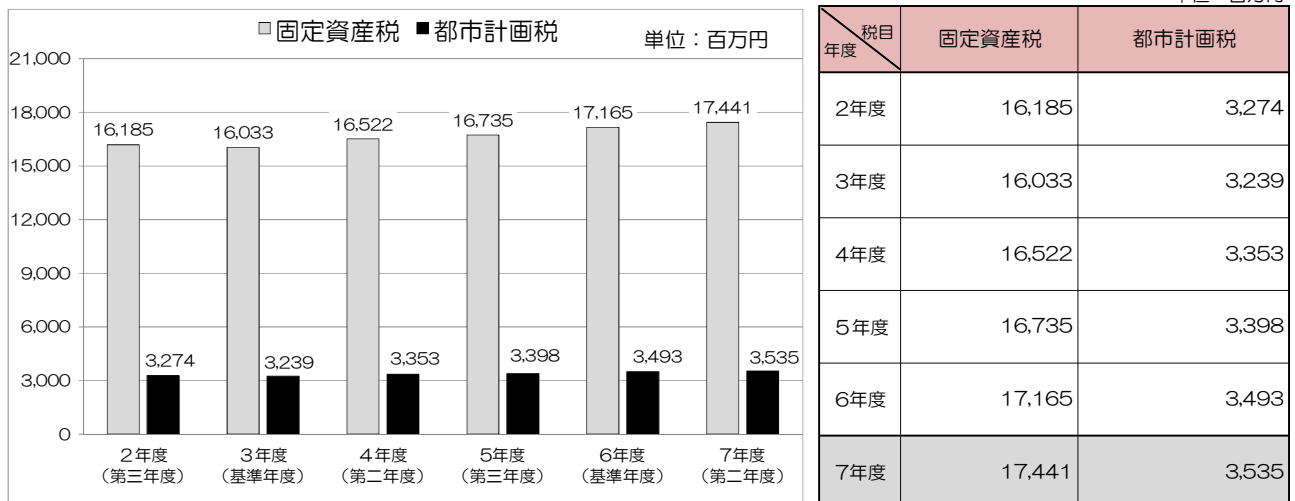
決算額の6か年の推移では、固定資産税（土地・家屋分）が3年に一度の評価替えを行うことから、3年毎に変動が見られ、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響などにより前年度から微減となりましたが、令和4年度以降は、固定資産税と同様の理由により、増加に転じています。

※都市計画税の税率は、地方税法により0.3%を超えない範囲で各市町村の条例で定めることとなっており、令和7年度の調布市の税率は0.24%となります。

単位：百万円、%、ポイント

区分	7年度	6年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	53,271	50,741	2,531	5.0	
都市計画税	3,535	3,493	42	1.2	土地は負担調整による増、家屋は新増築家屋分の増
市税全体に占める割合	6.6%	6.9%		▲0.3	

単位：百万円

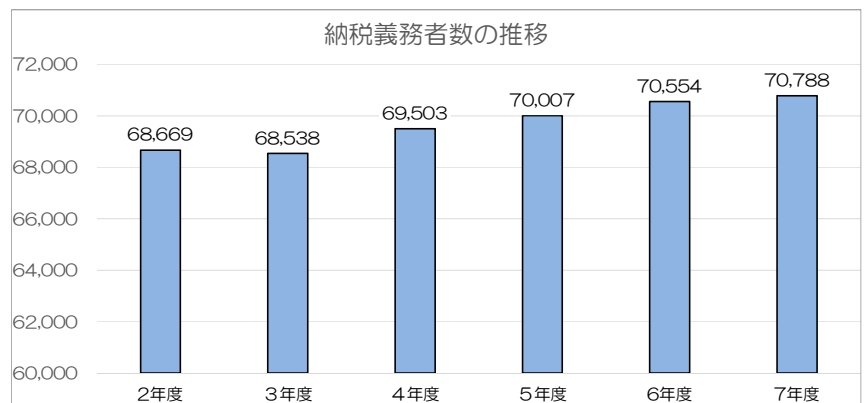


イ. 納税義務者数の推移

単位：人、%

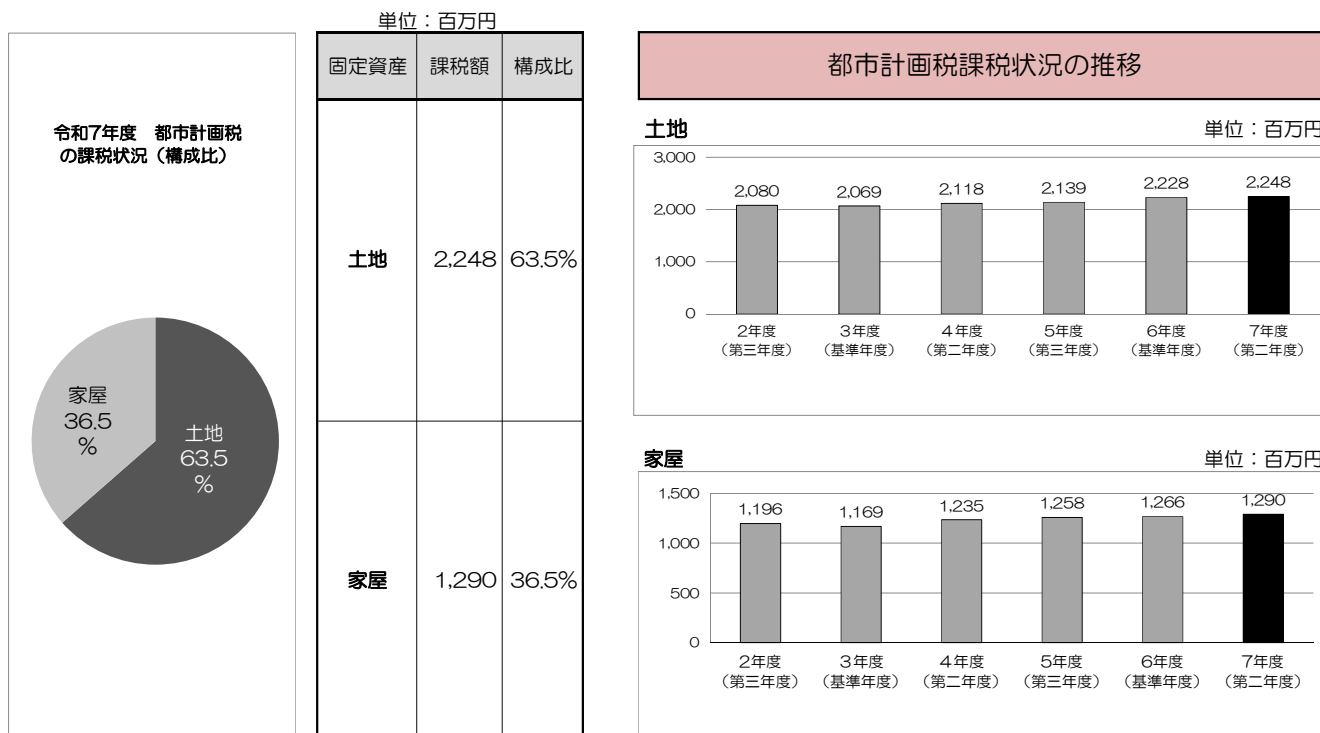
年度	納税義務者数	増減数	増減率
2年度	68,669	1,073	1.6
3年度	68,538	▲131.0	▲0.2
4年度	69,503	965	1.4
5年度	70,007	504	0.7
6年度	70,554	547	0.8
7年度	70,788	234	0.3

単位：人



ウ. 課税対象別課税額の推移

都市計画税の令和7年度決算調定額（課税額）は、土地の課税額割合が63.5%、家屋の課税額割合が36.5%です。



エ. 都市計画税の減免

(2) 固定資産税の項目（P12）に記載されている「オ. 固定資産税・都市計画税の減免」をご覧ください。

才. 都市計画税の充当

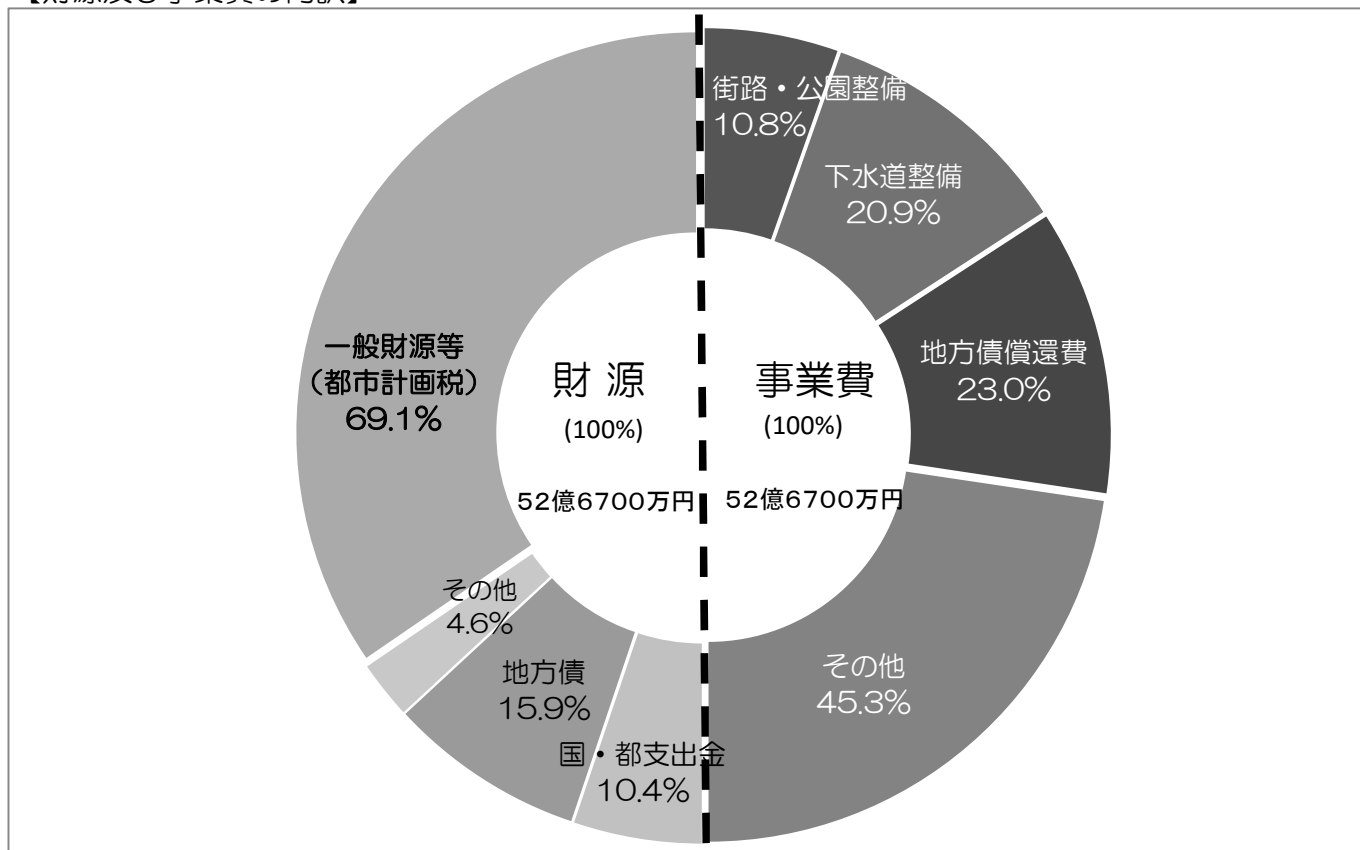
都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業等のまちづくり事業に必要な経費に充てるための税金です。令和7年度決算では、対象事業費の財源として35億3500万円余の都市計画税を充てています。令和7年度事業費に占める都市計画税の充当割合は、69.1%を占めています。

(単位：百万円)

区分及び内容		令和7年度 事業費	財源内訳					うち都市計画税 充当額
			特定財源	国・都支出金	地方債	その他	一般財源等	
都市計画事業費等	街路・公園整備	568	461	190	271	0	107	104
	土地区画整理 市街地再開発	0	0	0	0	0	0	0
	下水道整備	1,100	0	0	0	0	1,100	1,068
	地方債償還費	1,215	0	0	0	0	1,215	1,180
	その他	2,384	1,166	355	566	245	1,218	1,183
	うち調布駅前広場整備	1,645	1,166	355	566	245	478	465
合計		5,267	1,627	545	837	245	3,640	3,535

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計額が各項目の合計と一致しない場合があります。

【財源及び事業費の内訳】



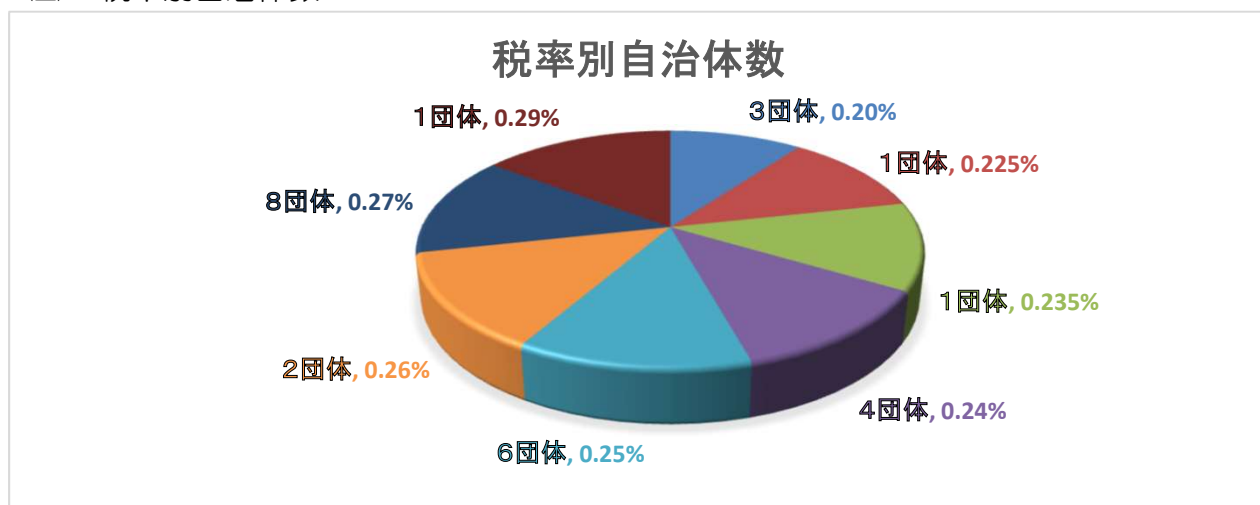
※事業費のうち「その他」は駅前広場等の中心市街地整備や一部事務組合への負担金、人件費になります。

力. 都市計画税率の比較

(1) 26市 都市計画税率一覧

No.	自治体	令和7年度都市計画税率 (%)	現行税率適用年度
1	八王子市	0.27	平成6年度
2	立川市	0.235	令和3年度
3	武蔵野市	0.20	令和4年度
4	三鷹市	0.225	平成24年度
5	青梅市	0.25	平成3年度
6	府中市	0.20	平成9年度
7	昭島市	0.25	令和4年度
8	調布市	0.24	平成30年度
9	町田市	0.27	令和5年度
10	小金井市	0.27	平成13年度
11	小平市	0.24	平成27年度
12	日野市	0.27	平成30年度
13	東村山市	0.29	令和4年度
14	国分寺市	0.27	平成18年度
15	国立市	0.26	令和4年度
16	福生市	0.24	平成21年度
17	狛江市	0.25	平成30年度
18	東大和市	0.26	平成3年度
19	清瀬市	0.25	令和3年度
20	東久留米市	0.24	平成27年度
21	武蔵村山市	0.27	令和6年度
22	多摩市	0.20	平成24年度
23	稲城市	0.27	昭和63年度
24	羽村市	0.25	平成3年度
25	あきる野市	0.27	平成8年度
26	西東京市	0.25	平成27年度
平均		0.250	

(2) 税率別自治体数



3 税負担の公平性確保の取組について（未申告調査）

適正かつ公平な課税を図るため、収入状況や固定資産の状況調査等をはじめ、当初課税後の修正申告等に伴う課税の修更正を適時行っています。

また、税負担公平性の観点から、申告のない方に対する調査（未申告調査）を行うとともに、申告を促す取組を行っています。

1 個人市民税

（1） 納税義務者数等

単位：人、%

	令和7年度	令和6年度	対前年	
			増減	増減率
人口（1月1日現在）	239,348	238,774	574	0.2
納税義務者数	138,615	136,086	2,529	1.9

（2） 調査状況

単位：件、千円、人、%

	令和7年度	令和6年度	対前年	
			増減	増減率
調査対象者数	2,905	3,207	▲ 302	▲ 9.4
申告件数	1,057	1,303	▲ 246	▲ 18.9
課税調定額	19,758	17,621	2,137	12.1

2 法人市民税

（1） 納税義務者数等

単位：件、%

	令和7年度	令和6年度	対前年	
			増減	増減率
納税義務者数（5月31日現在）	6,934	6,905	29	0.4

（2） 調査状況

単位：件、千円、%

	令和7年度	令和6年度	対前年	
			増減	増減率
調査対象者数	170	152	18	11.8
申告件数	30	12	18	150.0
課税調定額	2,414	1,055	1,359	128.8

3 固定資産税（償却資産）

（1） 納税義務者数等(固定資産税合計)

単位：件、%

	令和7年度	令和6年度	対前年	
			増減	増減率
納税義務者数（5月31日現在）	72,813	72,579	234	0.3

（2） 調査状況

単位：件、千円、%

	令和7年度	令和6年度	対前年	
			増減	増減率
調査対象者数	93	100	▲ 7	▲ 7.0
申告件数	52	28	24	85.7
課税調定額	9,376	6,227	3,149	50.6

第 3 章

収納と減免

1 収納

(1) 市税の収納率

収納率は、課税額に対する収納額の割合で、各自治体の収納への取組結果を指し示す成果指標として使われています。

収納率は次の算式で求めることができます。

$$\text{【収納率(\%) = 当該年度の収納額} \div (\text{当該年度(現年度)の課税額} + \text{滞納繰越額}) \times 100\text{】}$$

本市では、税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、収納率向上を目指して取組を進めています。

過去10年間における本市の収納率は、様々な取組の成果により上昇傾向で推移し、近年では高い数値を維持しています。

引き続き収納率向上とともに、収納額の確保を目指していきます。

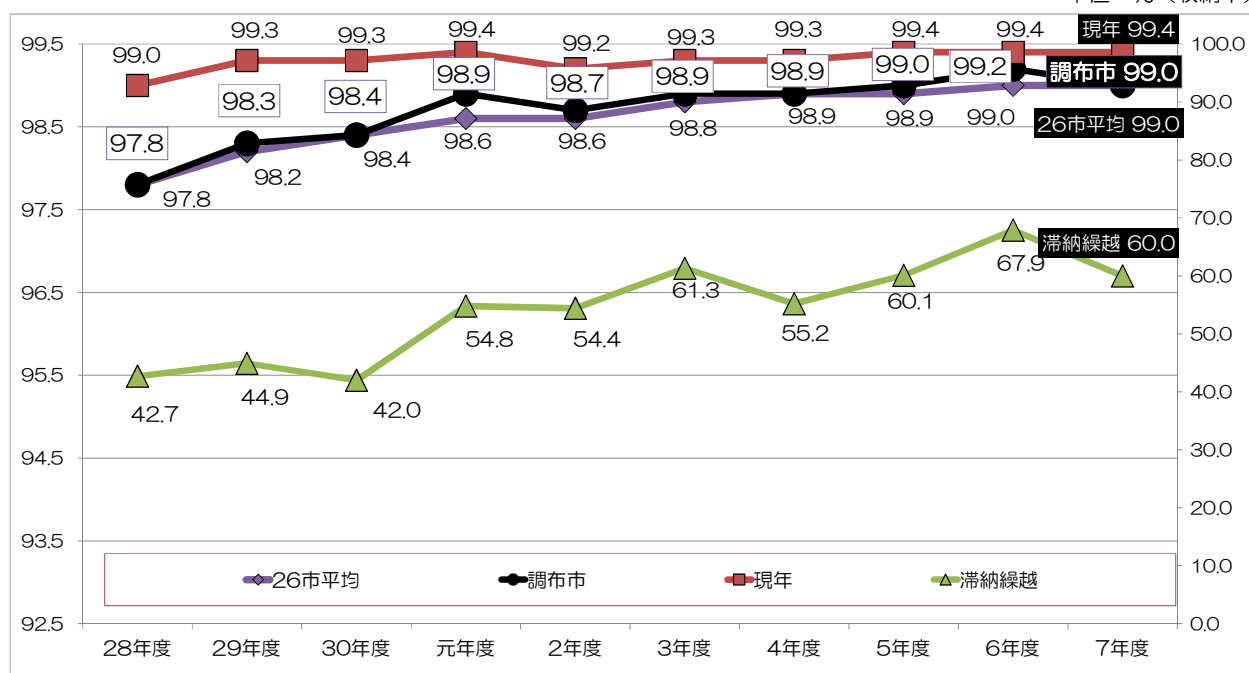
◎ 市税収納率の推移

単位：％

項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
調布市	97.8	98.3	98.4	98.9	98.7	98.9	98.9	99.0	99.2	99.0
現年	99.0	99.3	99.3	99.4	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4
市民税	98.9	99.1	99.1	99.2	98.9	99.1	99.1	99.2	99.3	99.2
個人	98.7	98.9	99.0	98.9	98.9	99.0	98.9	99.0	99.1	99.1
法人	99.8	100.0	99.9	100.0	99.0	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9
固定資産税	99.0	99.5	99.6	99.6	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6
都市計画税	98.9	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.6	99.5	99.5
軽自動車税	96.9	97.1	97.4	97.5	97.8	98.0	98.3	98.3	98.4	98.6
滞納繰越分	42.7	44.9	42.0	54.8	54.4	61.3	55.2	60.1	67.9	60.0
26市平均	97.8	98.2	98.4	98.6	98.6	98.8	98.9	98.9	99.0	99.0

市税の収納率の推移のグラフ

単位：％（収納率）



(2) 納付の利便性向上

ア. コンビニ収納

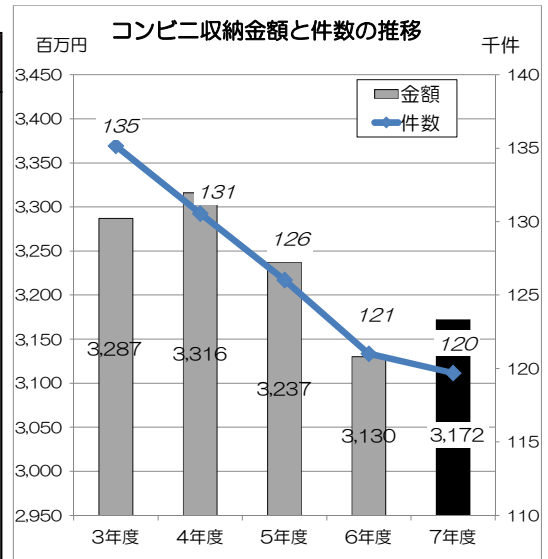
従来の金融機関での納付に加え、曜日や時間を気にせず、全国の主要コンビニエンスストアで市税を納付できるよう、平成19年度からコンビニ収納を導入しました。
個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、市税の便利な納付方法として定着しています。

○ コンビニ収納の推移

（単位：件、百万円）

税目	項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人市民税（普通徴収）	件数	59,641	55,399	53,230	49,156	49,410
	金額	1,556	1,546	1,486	1,379	1,449
固定資産税 都市計画税	件数	59,936	60,044	58,518	57,887	56,422
	金額	1,649	1,688	1,672	1,673	1,643
軽自動車税	件数	15,574	15,102	14,283	13,961	13,857
	金額	82	82	79	78	80
合計	件数	135,151	130,545	126,031	121,004	119,689
	金額	3,287	3,316	3,237	3,130	3,172

※金額は表示単位未満を四捨五入



イ. ペイジー収納

令和元年度（令和2年1月）から自宅のパソコンやスマートフォンのほか、銀行ATMから市税を納付できるペイジー収納を導入しました。
個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、窓口に行かなくても納付できる手段として利便性が向上しました。

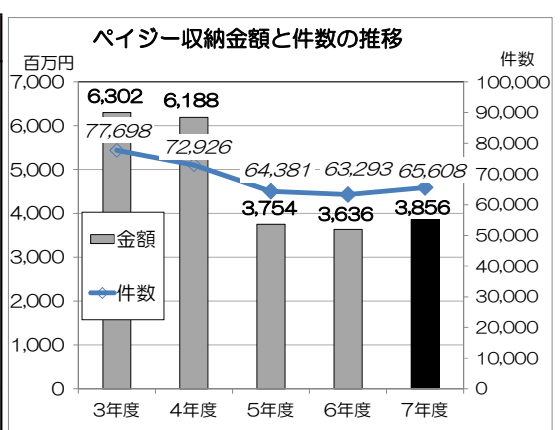
○ ペイジー収納の推移

（単位：件、百万円）

税目	項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人市民税（普通徴収）	件数	29,925	27,583	25,433	24,571	26,377
	金額	1,887	1,821	1,617	1,520	1,714
固定資産税 都市計画税	件数	43,083	40,922	35,176	34,752	35,327
	金額	4,389	4,342	2,115	2,092	2,118
軽自動車税	件数	4,690	4,421	3,772	3,970	3,904
	金額	26	25	22	24	24
合計	件数	77,698	72,926	64,381	63,293	65,608
	金額	6,302	6,188	3,754	3,636	3,856

※金額は表示単位未満を四捨五入

※ペイジー収納の件数・金額は、一部の金融機関が行っている一括伝送方式（窓口収納分をペイジー収納として取扱う方式）を含みます。



ウ. 地方税共通納税システム

令和元年10月に地方税共通納税システムが全国一斉に開始されました。

これは、事業者等がeLTAXを通じて地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて簡単な操作で各自治体に一斉に納税ができるシステムで、個人市都民税（特別徴収）、法人市民税が対象とされていました。令和5年4月からは、個人市都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税も対象税目となりました。

また、納付方法についても地方税統一QRコードを活用することで、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等での納付が可能になったほか、全国の地方税統一QRコード対応の金融機関窓口での納付が可能となりました。

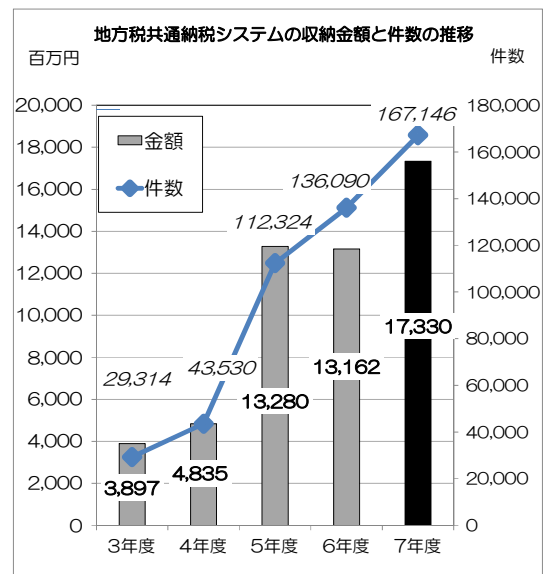
これに伴い、収納方法を集約するため、これまで実施してきましたモバイルレジ収納、アプリ収納及びクレジット収納による取扱いを令和6年3月31日に終了しました。

○ 地方税共通納税システムの推移

（単位：件、百万円）

税目	項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人市市民税 (特別徴収)	件数	28,228	41,987	63,326	70,526	91,324
	金額	1,141	1,775	2,807	3,452	4,502
法人市民税	件数	1,086	1,543	2,391	3,331	4,313
	金額	2,756	3,060	4,220	2,688	4,857
個人市市民税 (普通徴収)	件数			15,020	20,554	25,145
	金額			1,413	1,773	2,415
固定資産税 都市計画税	件数			26,983	35,758	39,689
	金額			4,813	5,214	5,516
軽自動車税	件数			4,604	5,921	6,675
	金額			27	35	40
合計	件数	29,314	43,530	112,324	136,090	167,146
	金額	3,897	4,835	13,280	13,162	17,330

※金額は表示単位未満を四捨五入



エ. 金融機関での口座振替による納付

口座振替は、金融機関等に行かずに税金が納付できる便利な納付方法として定着しています。口座振替により納付ができる税は、個人の市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税です。
本市では、口座振替による納付を推進しており、平成24年度からは従来の申込方法に加え、納税課窓口で簡単に手続きを行うことができる「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」も開始しています。これにより、手続きから登録までに要する大幅な時間短縮が可能となりました。
令和7年度の口座振替は、件数が18万件余、納付額が153億1000万円余となっています。
対象となる税の口座振替による納付率は49.7%であり、引き続き制度のPRに努め、推進を図っていきます。

○ 口座振替による納付の推移

（単位：件、百万円）

税目	金額・件数	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人 市民税 （普通徴収）	件数	35,049	35,197	35,043	33,688	35,640
	金額	3,355	3,645	3,546	3,507	3,889
	納付率	42.2%	42.1%	40.8%	40.8%	39.6%
固定資産税 都市計画税	件数	151,727	152,923	152,513	152,016	151,980
	金額	9,288	10,318	10,583	11,013	11,428
	納付率	48.2%	51.9%	52.6%	53.3%	54.4%
合計	件数	186,776	188,120	187,556	185,704	187,620
	納付額	12,643	13,963	14,129	14,520	15,317
	納付率	46.5%	48.9%	49.0%	49.6%	49.7%

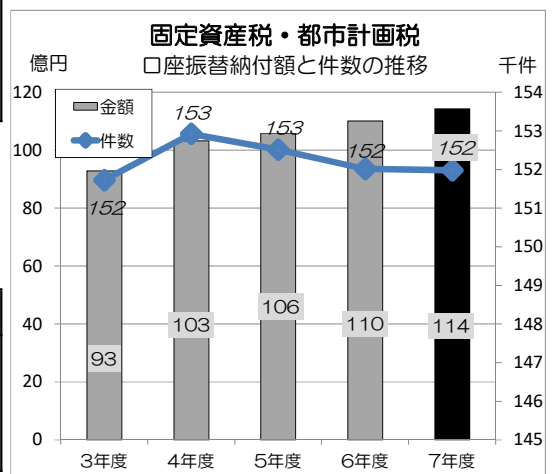
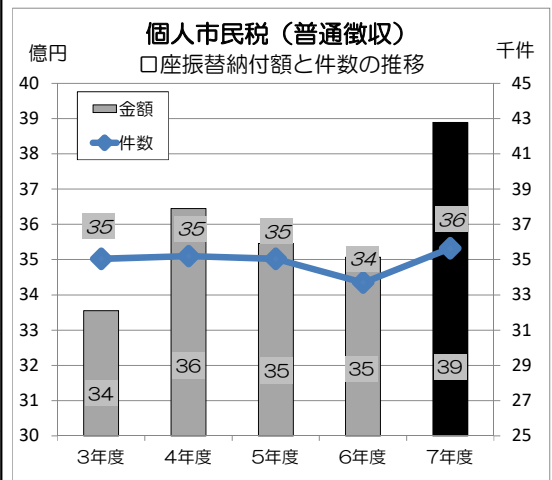
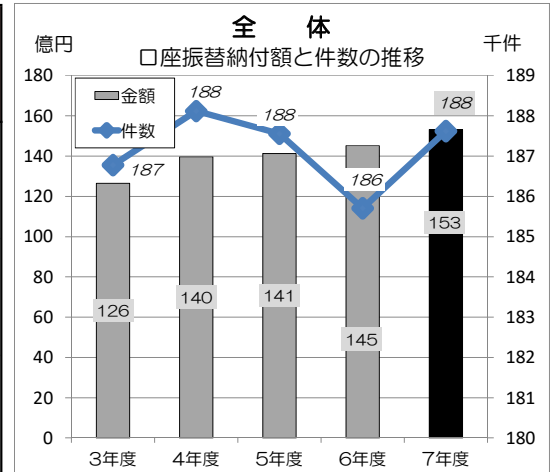
※金額は表示単位未満を四捨五入

注：納付率とは、現年度調定額に対する現年度口座振替納付額の割合

【Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス登録件数】

（単位：件）

税目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人市民税 （普通徴収）	129	136	131	135	117
固定資産税 都市計画税	94	120	108	97	93
合計	223	256	239	232	210



(3) 収納率向上への取組

税の公平性を確保するためには、収納率を向上させ、収納額を確保していくことが必要です。本市では、効率的な収納手法を実施するとともに体制の整備を図り、収納率向上に向けて取り組んでいます。

効率的な手法として、オンラインによる預金調査、電話催告システムやSMSを活用した早期催告、遠隔地の滞納者の実態調査委託などの実施とともに、収納体制整備として、市税納付推進員制度の導入（窓口、調査業務等を実施）、東京都への研修派遣による人材育成などの取組を進めています。

(4) 滞納処分等

ア. 差押え

定められた納付期限までに税金を納めていただけない場合、電話や文書による納付の督促や催告をすることになります。それでも納付や連絡等をいただけない時には、税負担の公平性の観点から、生活状況や財産の調査を実施したうえで、その方の財産を差し押さえることになります。

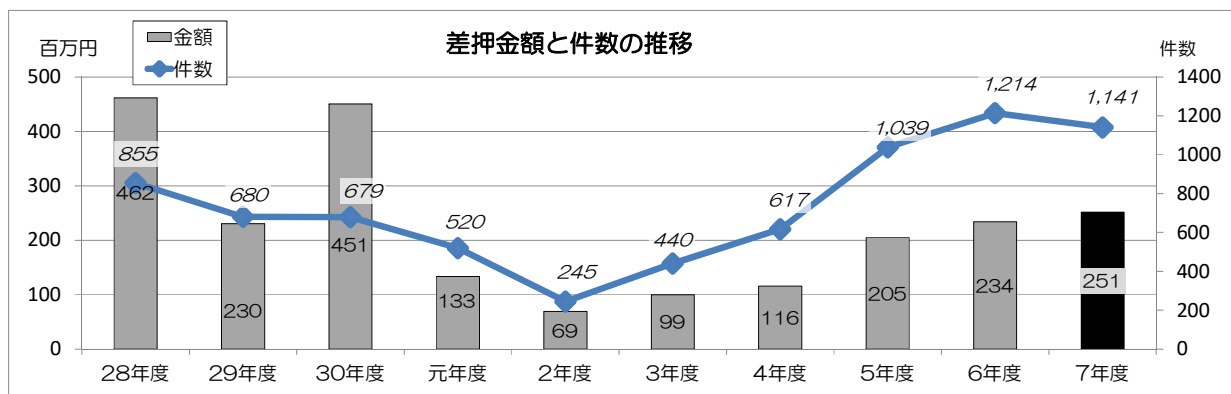
差押えの対象としては、債権（預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金など）、不動産、動産などがあります。

10か年の推移では、コロナ禍の影響や滞納事案等により変動はありますが、平均では、件数は700件余、金額は2億2000万円余となっています。

年度別差押金額と件数の推移

（単位：件、千円）

	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
差押	件数	855	680	679	520	245	440	617	1,039	1,214	1,141
	金額	461,652	230,449	450,571	133,477	69,325	99,423	115,627	204,897	233,672	251,400

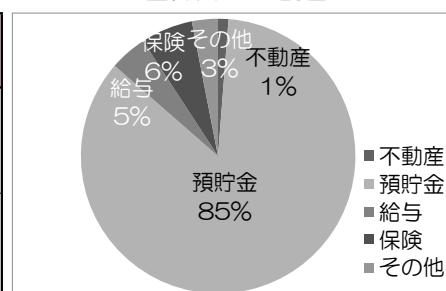


差押財産の内訳

（単位：件）

	財産	不動産	預貯金	給与	保険	その他	合計
差押件数	7年度	14	972	50	70	35	1,141
	6年度	6	1,028	38	95	47	1,214

差押財産の割合



イ. 滞納処分の執行停止

滞納処分の執行停止とは、税金の納付が遅れている方に一定の事由があると認められる場合に、その申請を要することなく、納付資力が回復するまでの期間、職権で差押等の強制徴収手続きを停止するものです。

【執行停止の要件】

滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納処分の執行を停止することがあります。

執行停止の要件は、次のとおりです。

- ア 滞納処分することができる財産がないとき（地方税法第15条の7第1項第1号）
- イ 滞納処分することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（同法同条同項第2号）
- ウ 滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき（同法同条同項第3号）
- エ 同法同条同項第1号により執行停止した場合に、税を徴収できないことが明らかであるとき（同法同条第5項）

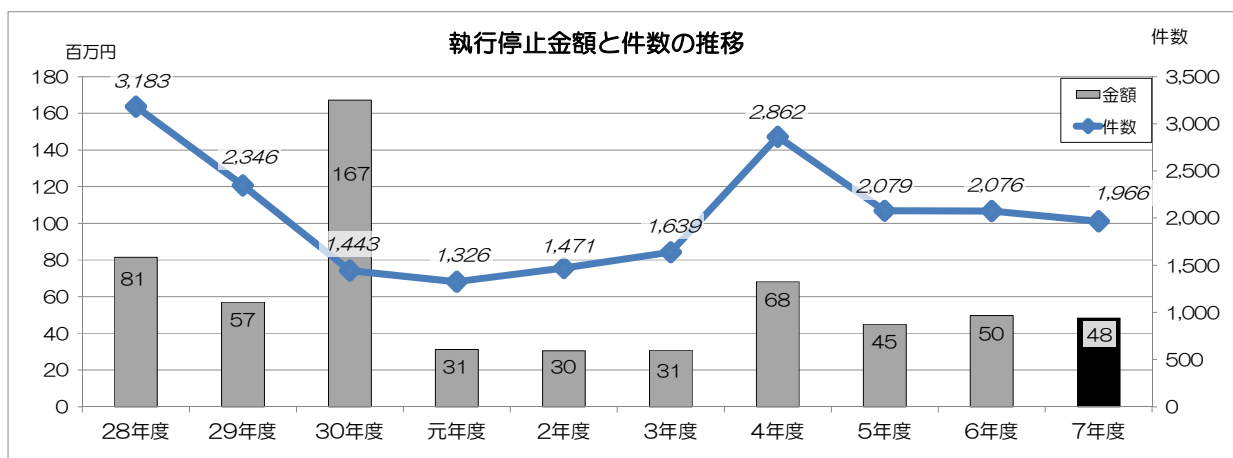
10か年の推移では、滞納事案等により年度毎の変動はありますが、平均では、件数（期別件数）が2000件余、金額は6000万円余となっています。

年度別の執行停止金額と件数の推移

（単位：件、千円）

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
執行停止 件数	3,183	2,346	1,443	1,326	1,471	1,639	2,862	2,079	2,076	1,966
金額	81,405	56,965	167,124	31,152	30,420	30,779	68,124	44,864	49,696	48,380

※件数＝期別件数



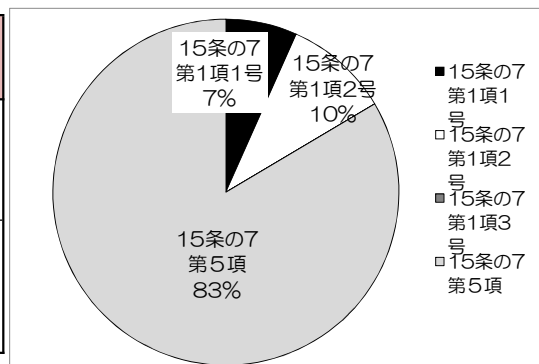
執行停止要件別内訳

（単位：件、千円）

要件	15条の7第1項1号	15条の7第1項2号	15条の7第1項3号	15条の7第5項	合計
執行停止内訳 件数	131	193	0	1,642	1,966
金額	2,353	3,802	0	42,225	48,380

※ 金額は表示単位未満を四捨五入

執行停止要件の割合（件数）



ウ. 不納欠損

課税された税金の徴収が不可能となった場合（執行停止による納税義務の消滅等）、不納欠損処理を行うことがあります。

要件は次のとおりです。

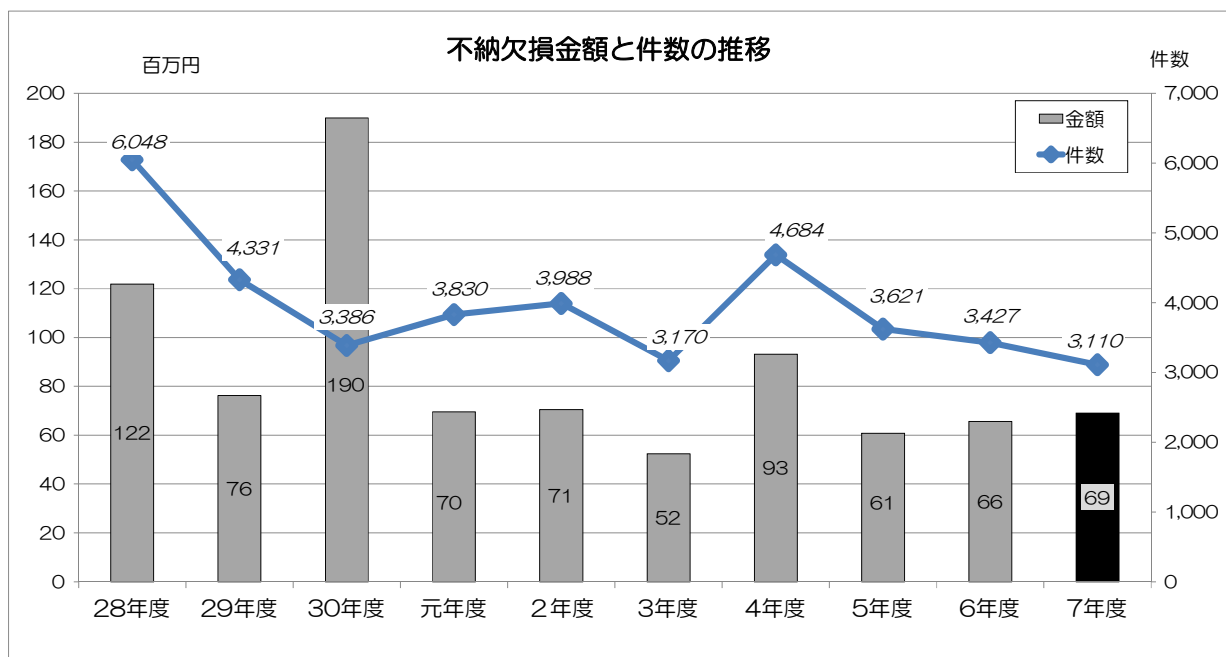
- ア 滞納処分執行停止後3年を経過したことにより納税義務が消滅したとき
（地方税法第15条の7第4項）
- イ 滞納処分の執行停止と同時に納税義務を消滅させたとき（同法同条同項第5号）
- ウ 消滅時効が到来したとき（同法第18条）

10か年の推移では、滞納事案等により年度毎の変動はありますが、平均では、件数が3900件余、金額は8600万円余となっています。

年度別の不納欠損金額と件数の推移

（単位：件、千円）

不納欠損	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	件数	6,048	4,331	3,386	3,830	3,988	3,170	4,684	3,621	3,427	3,110
	金額	121,903	76,196	189,853	69,549	70,558	52,371	93,213	60,812	65,672	69,096
	1件当たりの金額	20	18	56	18	18	17	20	17	19	22



2 減免

○ 減免

災害や生活困窮など、納税者や課税対象に特別な事情がある場合に、減免を受けようとする方の申請内容により、市税の減免（減額及び免除）が認められることがあります。

本市では、調布市税賦課徴収条例及び調布市市税減免基準に基づき、個人市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税において、減免を受けることができます。

令和7年度は、4つの税で555件、1億3500万円余の減免を決定しました。

○ 減免状況

単位：件、円

区分	令和7年度		令和6年度		増減額	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
個人市民税	60	2,142,000	52	2,173,500	8	▲ 31,500
法人市民税	62	3,075,000	60	2,899,800	2	175,200
固定資産税・都市計画税	164	128,307,380	181	137,259,198	▲ 17	▲ 8,951,818
軽自動車税	269	2,468,800	248	2,214,200	21	254,600
合計	555	135,993,180	541	144,546,698	14	▲ 8,553,518

※各税の減免状況は、第2章「市税の決算状況」において掲載しています。

第 4 章

データからみる市税

1 10年間の状況

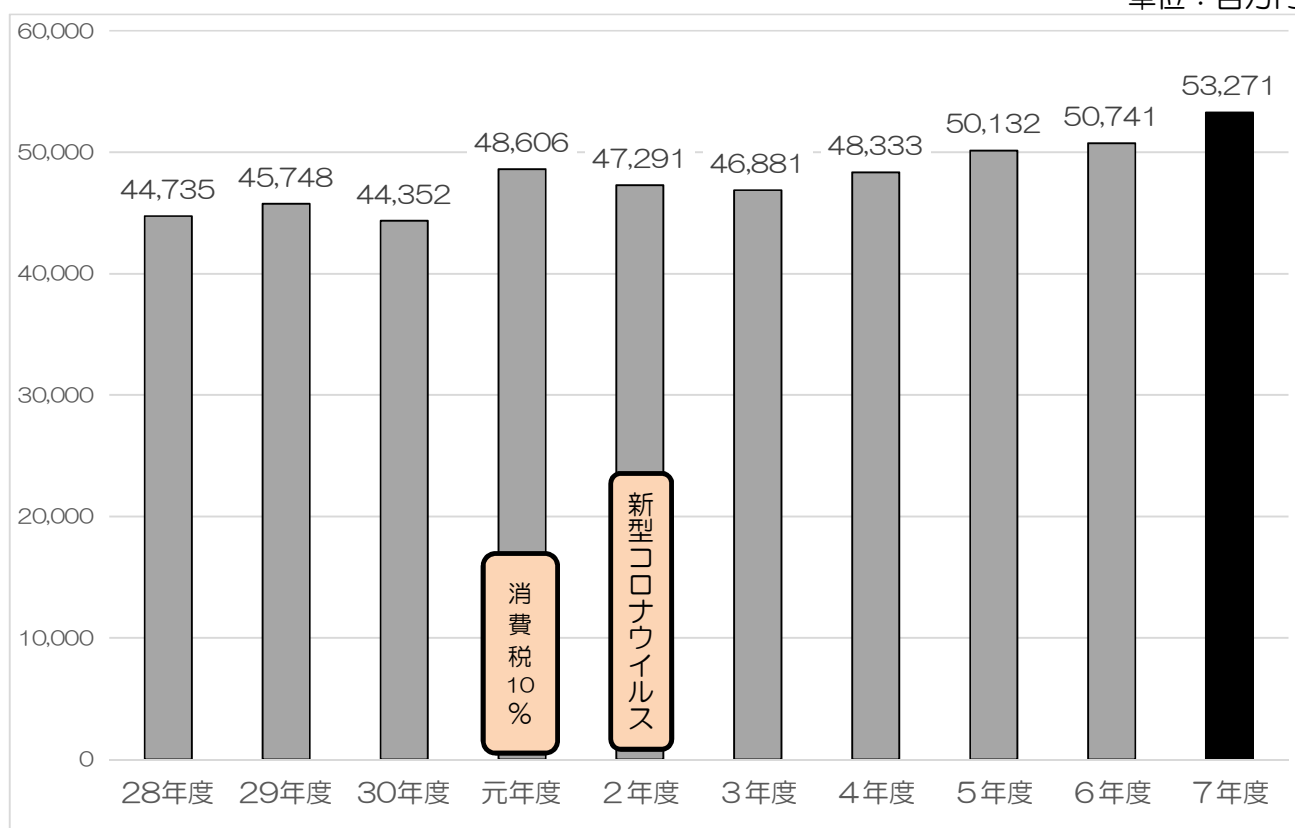
市税は、この10年間に於いて、経済状況や税制改正等により変動していますが、10年間の決算額の平均は約480億円となっています。

令和2年度以降、税制改正等の影響により市税総額は前年度比で減となっていました。令和4年度以降は増加傾向にあります。

令和7年度における各税の状況は、個人市民税が最も多く、以下、固定資産税、法人市民税、都市計画税、市たばこ税、軽自動車税の順となっています。

(1) 市税総額

単位：百万円



単位：百万円、%

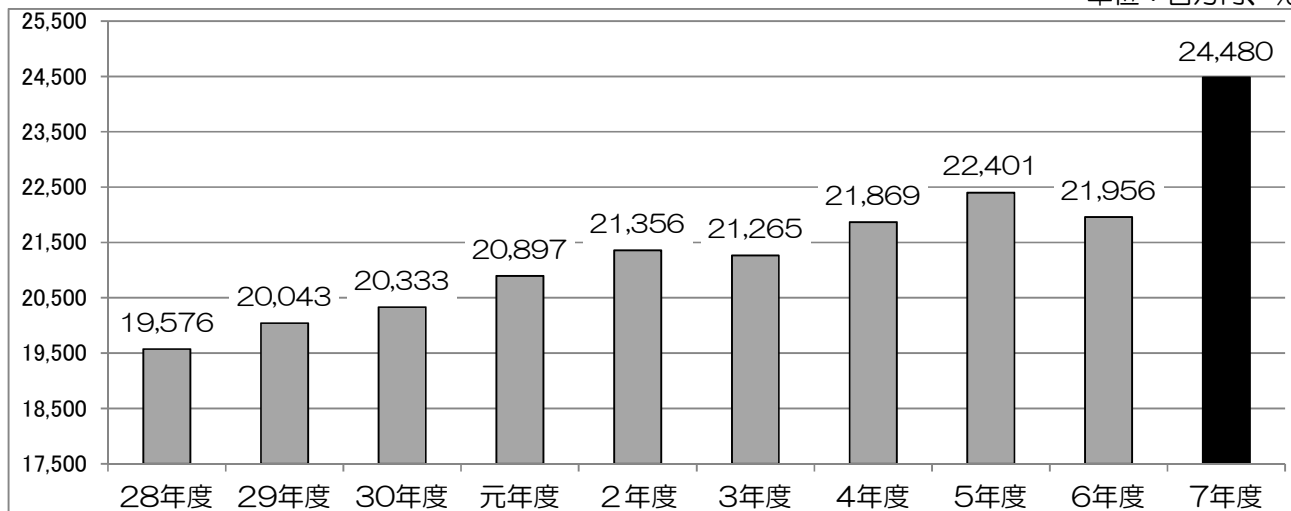
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	44,735	45,748	44,352	48,606	47,291	46,881	48,333	50,132	50,741	53,271
増減額	▲ 1,469	1,013	▲ 1,395	4,254	▲ 1,315	▲ 410	1,452	1,799	610	2,530
増減率	▲ 3.2	2.3	▲ 3.1	9.6	▲ 2.7	▲ 0.9	3.1	3.7	1.2	5.0

(2) 個人市民税

個人市民税は、経済状況、税制改正、人口等により変動します。

平成28年度以降、所得控除の見直し等の税制改正や景気動向、納税義務者の増加等により、増加傾向で推移し、令和3年度と令和6年度は税制改正の影響により、一時的に前年度比減となりましたが、再び納税義務者数や平均課税額の増により増収となりました。令和7年度は定額減税終了や賃金等の上昇により、過去10年間で最も多い決算額となっています。

単位：百万円、%



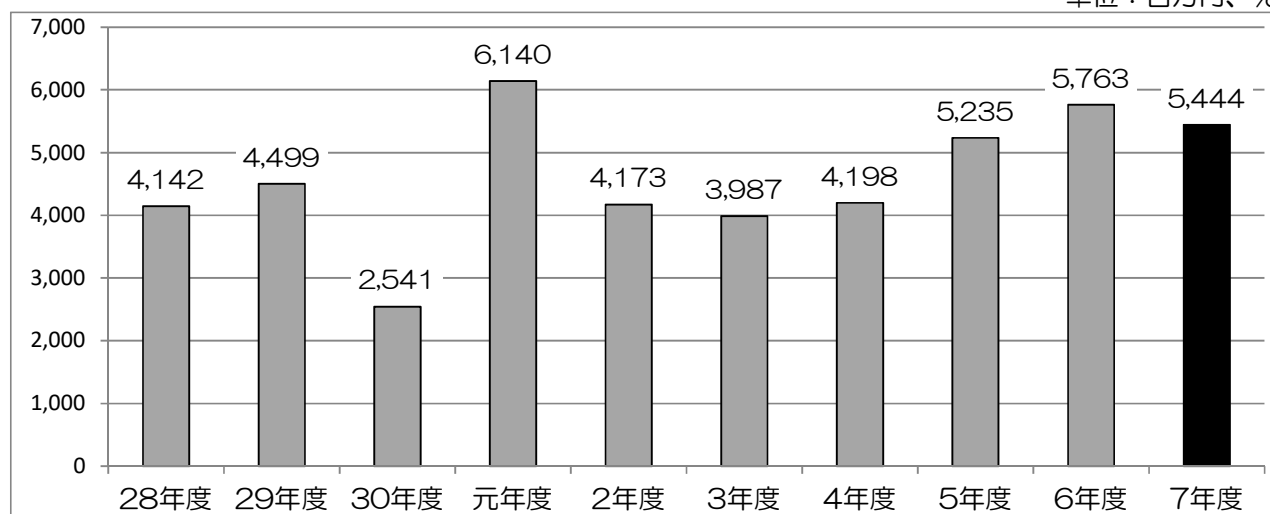
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	19,576	20,043	20,333	20,897	21,356	21,265	21,869	22,401	21,956	24,480
増減額	529	467	290	564	459	▲ 90	604	532	▲ 446	2,524
増減率	2.8	2.4	1.4	2.8	2.2	▲ 0.4	2.8	2.4	▲ 2.0	11.5

(3) 法人市民税

法人市民税は、経済状況の影響を受けるため、年度間の増減率も大きくなります。

過去の決算額の推移では、令和元年度に一部法人の事業年度変更に伴う納付時期の変更等により大幅な増収となりました。令和2年度には増収要因の解消や税制改正の影響により減となりましたが、令和4年度以降、市内法人の好調な業績により増収傾向が続きました。令和7年度は前年度比減となったものの、過去10年間で3番目に多い決算額となっています。

単位：百万円、%

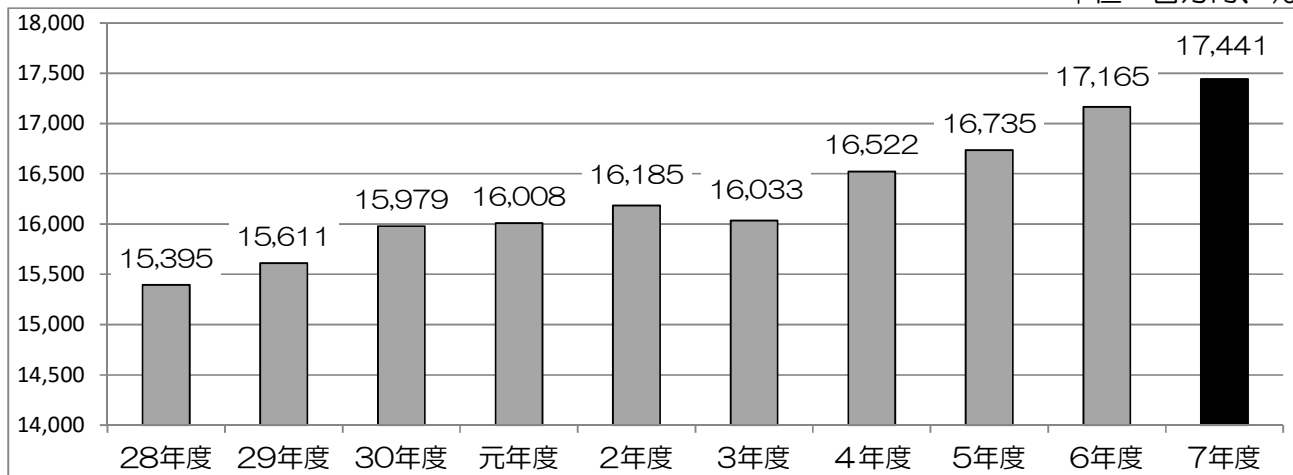


年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	4,142	4,499	2,541	6,140	4,173	3,987	4,198	5,235	5,763	5,444
増減額	▲ 2,185	357	▲ 1,958	3,598	▲ 1,967	▲ 186	211	1,037	528	▲ 319
増減率	▲ 34.5	8.6	▲ 43.5	141.6	▲ 32.0	▲ 4.5	5.3	24.7	10.1	▲ 5.5

(4) 固定資産税（国有資産等交付金を除く。）

固定資産税は、3年に一度の評価替えや税制改正等により変動があります。
この10年間では、平成30年度、令和3年度、令和6年度に評価替えを実施しています。そのため、評価替えの実施年度（基準年度）以降の3年間で単位として変動の傾向を見ることが出来ます。基準年度の翌年度、翌々年度の収入額については、家屋の新增築分の増や税制改正により増加していますが、各年度における変動幅は少ないという特徴があります。

単位：百万円、%



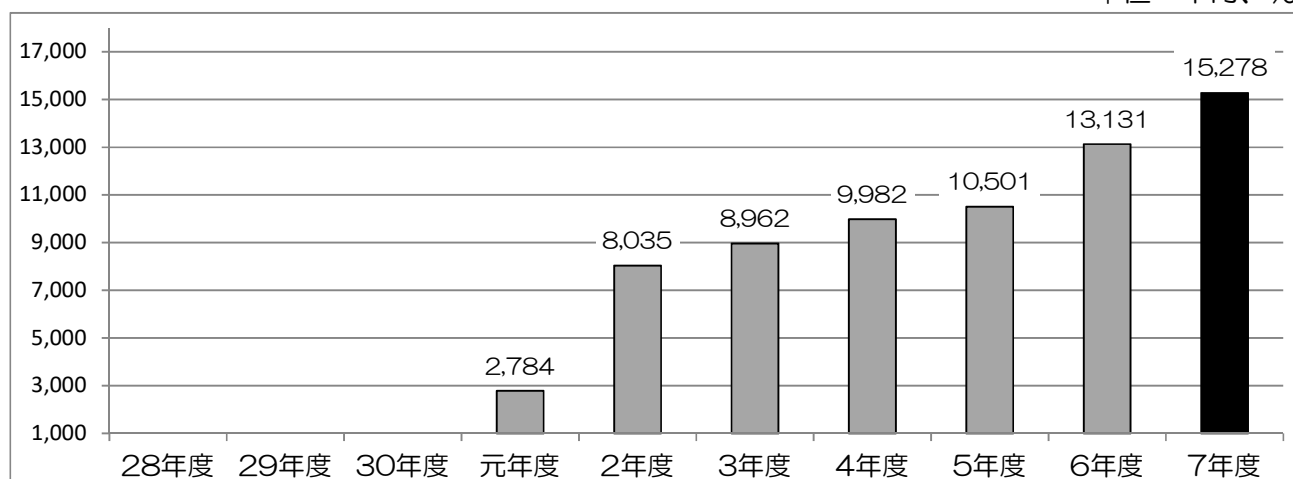
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	15,395	15,611	15,979	16,008	16,185	16,033	16,522	16,735	17,165	17,441
増減額	139	217	368	29	176	▲ 152	489	213	430	277
増減率	0.9	1.4	2.4	0.2	1.1	▲ 0.9	3.0	1.3	2.6	1.6

(5) 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月に創設され、令和2年度から賦課徴収が通年化した。

過去の決算額の推移では、創設以降毎年増加しており、令和7年度は、税率区分の見直しや納付台数が増加した影響により前年度に引き続き増収となりました。

単位：千円、%



年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額				2,784	8,035	8,962	9,982	10,501	13,131	15,278
増減額				-	5,251	927	1,020	519	2,630	2,147
増減率				-	188.6	11.5	11.4	5.2	25.0	16.3

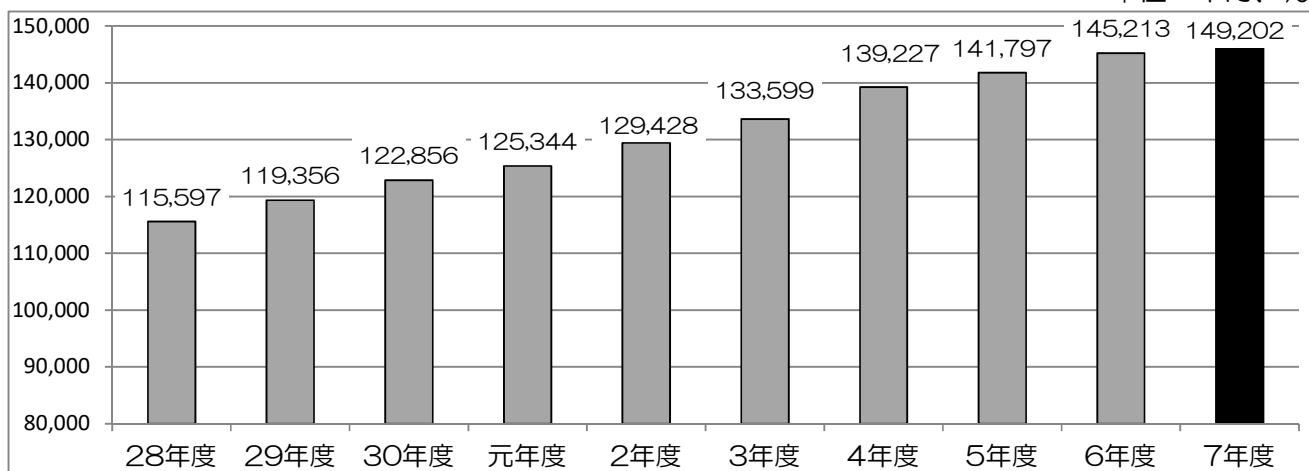
(6) 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、緩やかな増加傾向が続いています。

平成26年度税制改正による税率引き上げ（平成28年度施行）の影響や軽自動車のうち四輪乗用自家用車等が増えていることが収入額の増加の要因となっています。

過去10年間の決算額の推移では、微増ではあるものの、増加傾向が続いています。

単位：千円、%

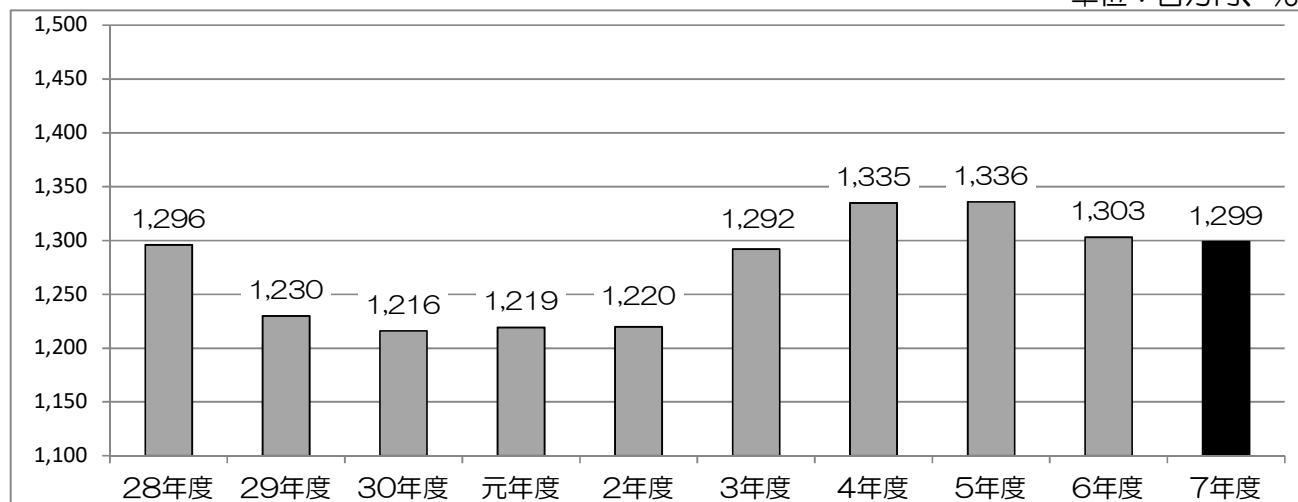


年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	115,597	119,356	122,856	125,344	129,428	133,599	139,227	141,797	145,213	149,202
増減額	24,816	3,760	3,500	2,488	4,084	4,171	5,628	2,570	3,416	3,989
増減率	27.3	3.3	2.9	2.0	3.3	3.2	4.2	1.8	2.4	2.7

(7) 市たばこ税

市たばこ税は、平成28年度からの旧3級品の特例税率廃止に伴う段階的な税率改定（令和元年度まで）、平成30年10月からの旧3級品以外の紙巻たばこや加熱式たばこについての税率改定（令和4年10月まで）により、横ばいを経て、増収傾向が続いていましたが、令和7年度も昨年度に引き続き売渡本数が減少したことから減収となりました。

単位：百万円、%



年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	1,296	1,230	1,216	1,219	1,220	1,292	1,335	1,336	1,303	1,299
増減額	▲ 57	▲ 66	▲ 14	3	1	72	43	1	▲ 33	▲ 4
増減率	▲ 4.2	▲ 5.1	▲ 1.1	0.3	0.0	5.9	3.3	0.1	▲ 2.5	▲ 0.3

(8) 入湯税

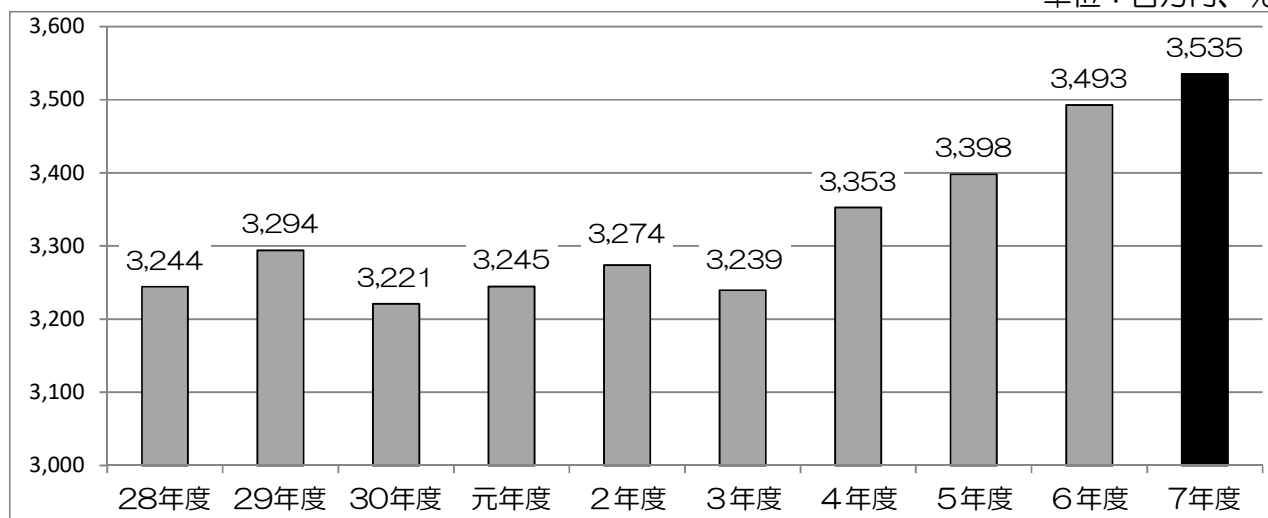
入湯税は、平成26年度以降は課税対象施設が存在しなくなったため、収入額はありません。

(9) 都市計画税

都市計画税は、固定資産税の課税対象のうち土地及び家屋に課税します。

平成29年度まで0.25%だった特例税率を、平成30年度から0.24%に変更したため、平成30年度は前年に比べ減少しています。その他の年度毎の変動は固定資産税とほぼ同じとなっています。

単位：百万円、%



年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	3,244	3,294	3,221	3,245	3,274	3,239	3,353	3,398	3,493	3,535
増減額	45	50	▲ 73	24	29	▲ 34	113	45	95	42
増減率	1.4	1.5	▲ 2.2	0.7	0.9	▲ 1.0	3.5	1.4	2.8	1.2

2 課税状況調べ等

課税状況調べでは、全国自治体を対象に7月1日を基準日として調査が実施されています。
その調査結果や市で保有する課税データを基に、基幹的な税である個人市民税の内容を詳しく見ることができます。

(1) 個人市民税

ア. 所得区分別の納税義務者の状況

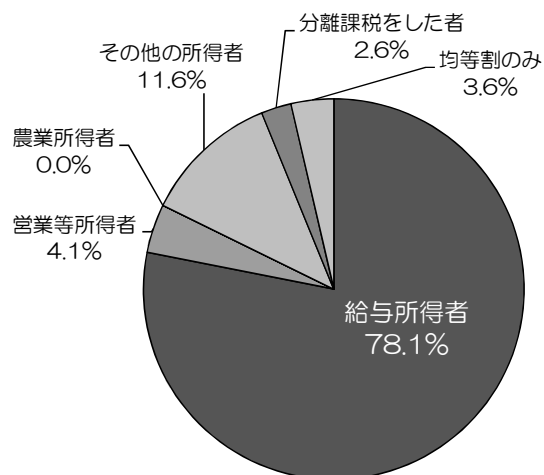
個人市民税の所得区分別の納税義務者数については、約80%は給与所得者で、総所得金額及び所得割額についても約80%が給与所得者の構成となっています。
次いで、その他の所得における納税義務者が約10%を占めています。

所得に対する税額

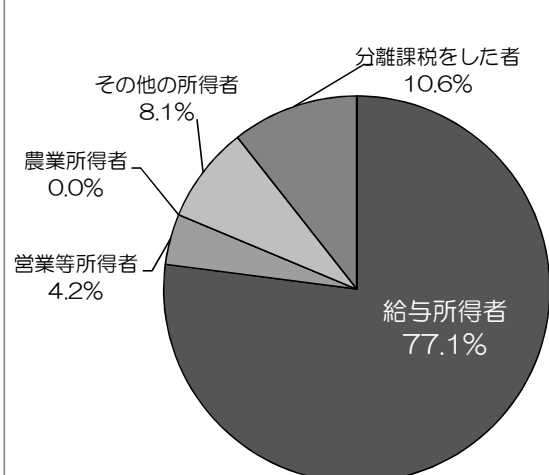
単位：人・％・千円

項目	納税義務者	構成比	総所得金額等	構成比	所得割額	構成比	備考
合計	137,771		588,944,657		23,745,765		
給与所得者	107,601	78.1	484,345,843	82.2	18,297,432	77.1	給与を主たる収入とする納税義務者
営業等所得者	5,713	4.1	25,113,212	4.3	1,007,268	4.2	営業等所得が最も大きい納税義務者
農業所得者	4	0.0	19,828	0.0	743	0.0	農業所得が最も大きい納税義務者
その他の所得者	15,939	11.6	51,471,261	8.7	1,924,387	8.1	年金、雑所得（講演等の報酬など）等が最も大きい納税義務者
分離課税をした者	3,526	2.6	27,994,513	4.8	2,515,935	10.6	土地・家屋、株式等の売却等により、分離課税による申告が必要となった納税義務者
均等割のみ	4,988	3.6	—	—	—	—	所得割が発生しない範囲で収入があり、均等割のみ納税義務が生じた者

「納税義務者」の構成比



「所得割額」の構成比



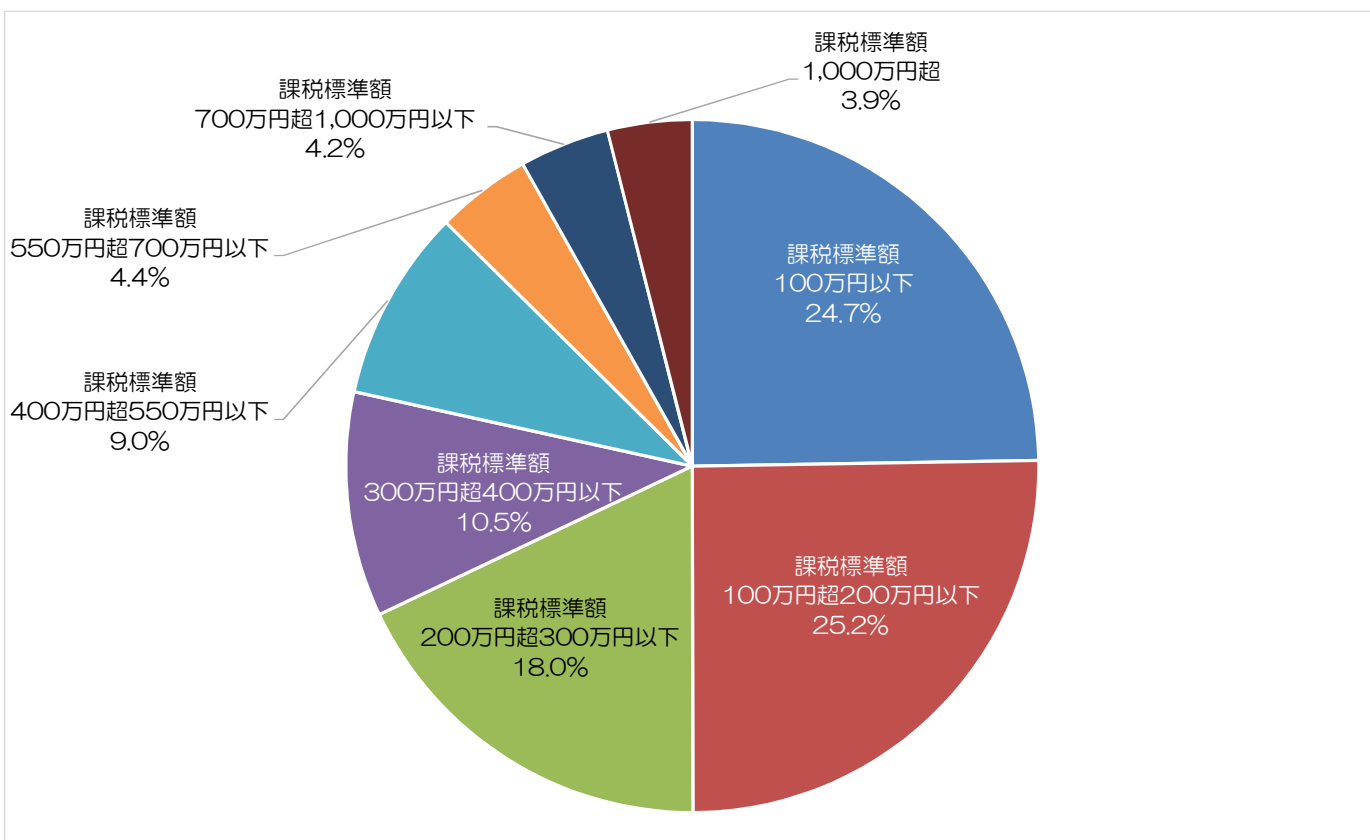
イ. 課税標準額段階別の納税義務者の状況

個人市民税の課税標準段階別の納税義務者（所得割）については、100万円超200万円以下が25.2%、次いで100万円以下で24.7%となっています。以下、200万円超300万円以下、300万円超400万円以下の順になっており、400万円以下が全体の78.4%を占めています。

※課税標準とは、総所得金額等から扶養等にかかる所得控除額を差し引いた額で、税率を掛ける対象の額をいいます。

単位：人、%

項目	全体		給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税した者	
合計	132,783	構成比	107,601	構成比	5,713	構成比	4	構成比	15,939	構成比	3,526	構成比
課税標準額 100万円以下	32,850	24.7%	21,826	20.3%	1,824	31.9%	0	0.0%	8,450	53.0%	750	21.3%
課税標準額 100万円超200万円以下	33,500	25.2%	27,944	26.0%	1,330	23.3%	2	50.0%	3,800	23.8%	424	12.0%
課税標準額 200万円超300万円以下	23,882	18.0%	21,160	19.7%	848	14.8%	0	0.0%	1,474	9.2%	400	11.3%
課税標準額 300万円超400万円以下	13,933	10.5%	12,405	11.5%	500	8.8%	0	0.0%	670	4.2%	358	10.2%
課税標準額 400万円超550万円以下	11,902	9.0%	10,527	9.8%	454	7.9%	1	25.0%	480	3.0%	440	12.5%
課税標準額 550万円超700万円以下	5,898	4.4%	5,123	4.8%	246	4.3%	1	25.0%	275	1.7%	253	7.2%
課税標準額 700万円超1,000万円以下	5,574	4.2%	4,747	4.4%	227	4.0%	0	0.0%	267	1.7%	333	9.4%
課税標準額 1,000万円超	5,244	3.9%	3,869	3.6%	284	5.0%	0	0.0%	523	3.3%	568	16.1%



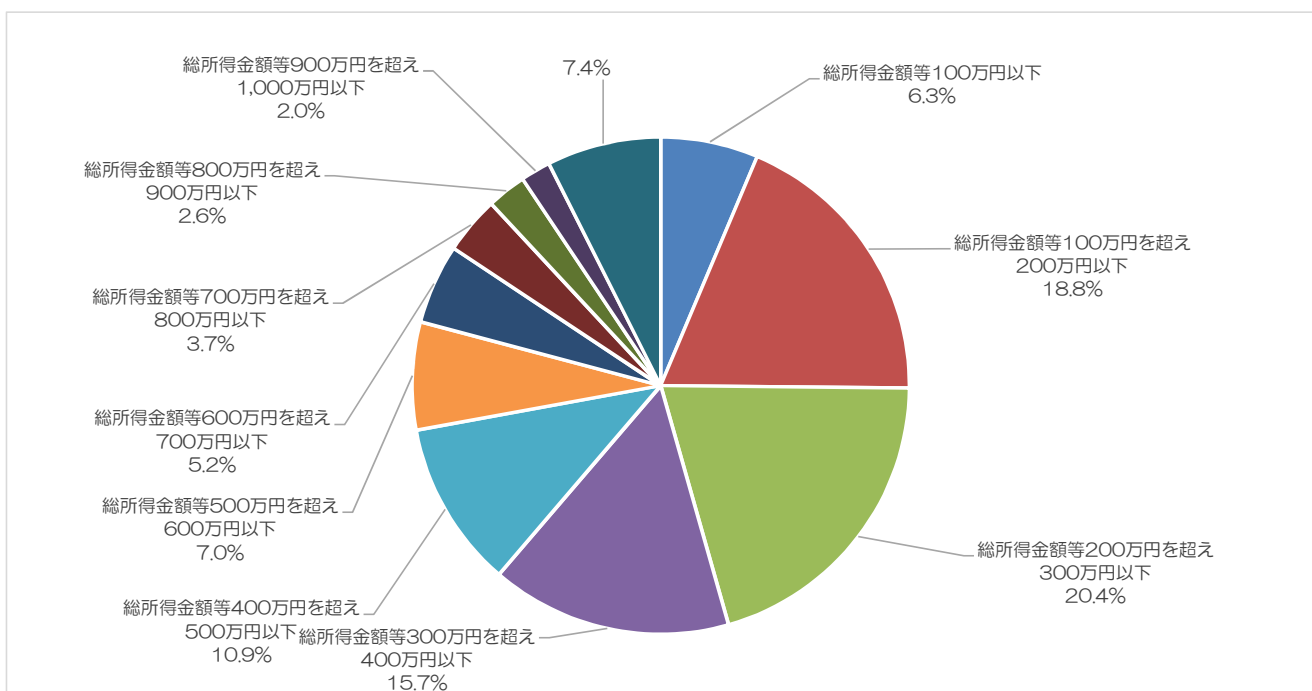
ウ. 総所得金額等段階別の納税義務者等の状況

総所得金額等段階別の納税義務者（所得割）の状況では、200万円を超え300万円以下が最も多く、以下、100万円を超え200万円以下、300万円を超え400万円以下の順となっており、総所得金額等が400万円以下が61.2%を占めています。

課税標準額総額では、1000万円超が最も多く、以下、300万円を超え400万円以下、400万円を超え500万円以下の順となっています。

◎ 納税義務者の状況

項 目	納税義務者数	構成比	課税標準額総額(百万円)	構成比
合計	132,783		461,001	
総所得金額等100万円以下	8,422	6.3%	1,552	0.3%
総所得金額等100万円を超え200万円以下	24,979	18.8%	17,903	3.9%
総所得金額等200万円を超え300万円以下	27,152	20.4%	38,288	8.3%
総所得金額等300万円を超え400万円以下	20,809	15.7%	45,808	9.9%
総所得金額等400万円を超え500万円以下	14,412	10.9%	42,620	9.2%
総所得金額等500万円を超え600万円以下	9,306	7.0%	34,913	7.6%
総所得金額等600万円を超え700万円以下	6,880	5.2%	31,283	6.8%
総所得金額等700万円を超え800万円以下	4,959	3.7%	26,584	5.8%
総所得金額等800万円を超え900万円以下	3,403	2.6%	21,180	4.6%
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	2,590	2.0%	18,627	4.0%
総所得金額等1,000万円超	9,871	7.4%	182,243	39.5%



工. 総所得金額等段階別の納税義務者の推移

総所得金額等段階別の納税義務者（所得割）の構成比に大きな変化はありません。
 総所得金額等段階別の課税標準額の構成比は総所得金額等1000万円超の割合が微増しています。
 納税義務者数は令和7年度は増加に転じています。

◎ 納税義務者の状況

単位：人

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	126,736	128,501	124,919	132,783
総所得金額等100万円以下	8,144	8,471	4,866	8,422
総所得金額等100万円を超え200万円以下	26,766	26,276	24,306	24,979
総所得金額等200万円を超え300万円以下	27,290	27,129	26,527	27,152
総所得金額等300万円を超え400万円以下	19,523	20,039	20,473	20,809
総所得金額等400万円を超え500万円以下	12,637	13,147	13,645	14,412
総所得金額等500万円を超え600万円以下	8,361	8,626	8,889	9,306
総所得金額等600万円を超え700万円以下	6,231	6,462	6,678	6,880
総所得金額等700万円を超え800万円以下	4,535	4,596	4,760	4,959
総所得金額等800万円を超え900万円以下	3,041	3,103	3,200	3,403
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	2,173	2,194	2,374	2,590
総所得金額等1,000万円超	8,035	8,458	9,201	9,871

◎ 課税標準額の状況

単位：百万円

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	398,359	409,670	427,402	461,001
総所得金額等100万円以下	1,522	1,577	1,290	1,552
総所得金額等100万円を超え200万円以下	19,231	18,911	18,117	17,903
総所得金額等200万円を超え300万円以下	38,546	38,460	37,755	38,288
総所得金額等300万円を超え400万円以下	42,819	43,991	45,056	45,808
総所得金額等400万円を超え500万円以下	37,329	38,904	40,443	42,620
総所得金額等500万円を超え600万円以下	31,360	32,335	33,318	34,913
総所得金額等600万円を超え700万円以下	28,372	29,364	30,351	31,283
総所得金額等700万円を超え800万円以下	24,406	24,656	25,522	26,584
総所得金額等800万円を超え900万円以下	18,992	19,344	19,927	21,180
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	15,742	15,825	17,055	18,627
総所得金額等1,000万円超	140,039	146,304	158,570	182,243

オ. 年金収入者の公的年金等収入金額の段階別納税義務者の状況

年金収入者の状況は、300万円以下の段階の納税義務者が全体の82.1%を占めており、300万円を超え500万円以下の段階の納税義務者が15.3%、500万円超の段階の納税義務者が2.6%となっています。

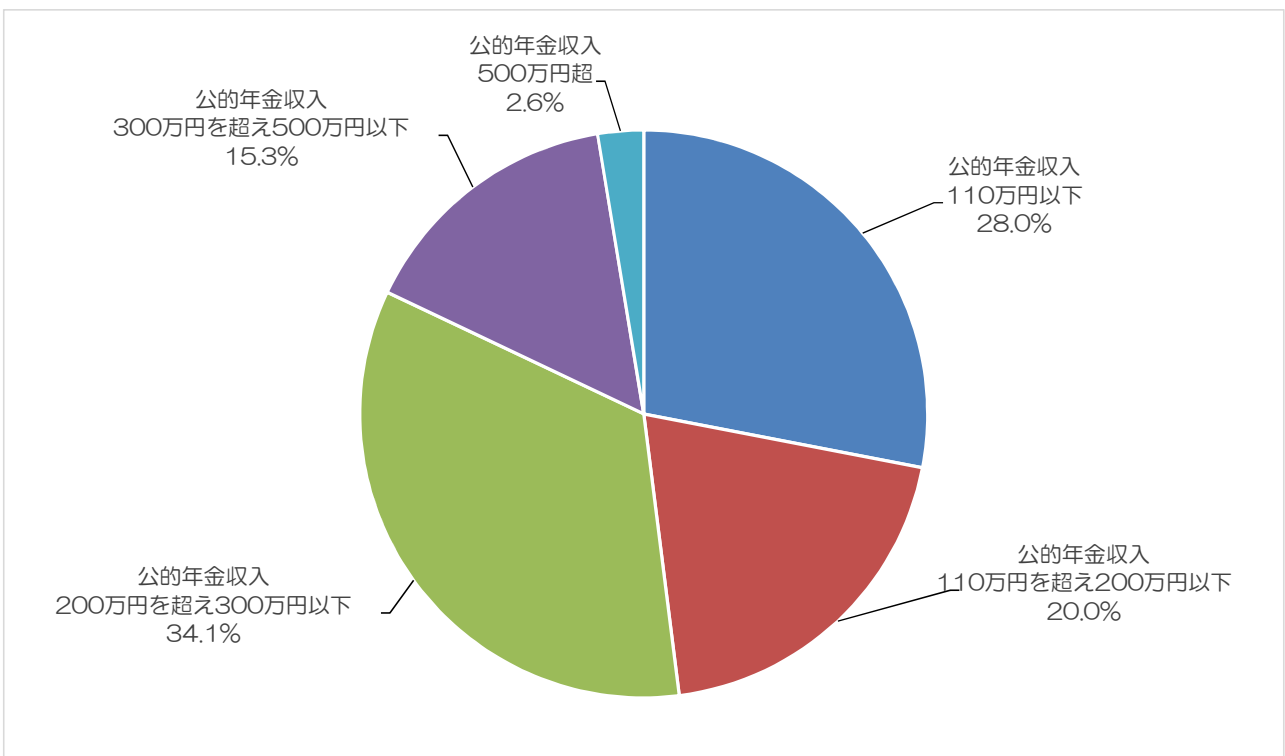
収入金額、雑所得金額では、200万円を超え500万円以下が約70%、80%を占める構成となっています。

※公的年金等とは、公的な制度により支給される国民年金、厚生年金、過去の勤務により会社などから支払われる年金などを言います。

◎ 納税義務者の状況

単位：人、%、百万円

項目	納税義務者数	構成比	公的年金等に係る 収入金額	構成比	雑所得金額	構成比
合計	24,313		49,716		26,253	
公的年金収入 110万円以下	6,816	28.0%	4,020	8.1%	141	0.5%
公的年金収入 110万円を超え200万円以下	4,855	20.0%	7,694	15.5%	2,571	9.8%
公的年金収入 200万円を超え300万円以下	8,279	34.1%	20,663	41.6%	11,619	44.3%
公的年金収入 300万円を超え500万円以下	3,730	15.3%	13,603	27.4%	9,171	34.9%
公的年金収入 500万円超	633	2.6%	3,736	7.5%	2,751	10.5%



カ. 年金収入段階別の納税義務者の推移

公的年金収入の納税義務者数は、令和6年度は減少となりましたが、令和7年度は増加に転じました。

また、年金収入額も、令和6年度は減少となりましたが、令和7年度は増加に転じました。

◎ 納税義務者の状況

単位：人

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	22,991	23,169	21,465	24,313
公的年金収入110万円以下	6,830	6,754	6,230	6,816
公的年金収入110万円を超え200万円以下	4,321	4,567	4,033	4,855
公的年金収入200万円を超え300万円以下	7,661	7,833	7,214	8,279
公的年金収入300万円を超え500万円以下	3,575	3,439	3,388	3,730
公的年金収入500万円超	604	576	600	633

◎ 公的年金収入に係る段階別の収入金額の状況

単位：百万円

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	46,418	46,672	43,933	49,716
公的年金収入110万円以下	3,809	3,915	3,577	4,020
公的年金収入110万円を超え200万円以下	6,877	7,252	6,375	7,694
公的年金収入200万円を超え300万円以下	19,119	19,490	18,004	20,663
公的年金収入300万円を超え500万円以下	13,073	12,614	12,410	13,603
公的年金収入500万円超	3,540	3,402	3,567	3,736

キ. 特別徴収の推進状況について

東京都と都内全62区市町村は、納税者の利便性向上と税収の安定した確保の観点から、平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底しております。

個人市民税の特別徴収とは、事業主が、毎月、従業員に支払う給与から個人市民税を徴収し、従業員に代わって従業員の住所地の区市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人市民税についても、給与から差し引きして納めることが法律等で義務付けられています。

調布市では、個人情報 の適正な管理を徹底するとともに、特別徴収を実施していない事業所が円滑に特別徴収に切替えるための環境づくりのひとつとして、個人情報の取扱いに配慮した圧着式の特別徴収税額決定通知書を送付しております。

また、市のホームページ「個人住民税における特別徴収の徹底」にて、特別徴収徹底の説明や普通徴収に切り替えられる場合の明確な基準を示し、特別徴収を徹底しています。

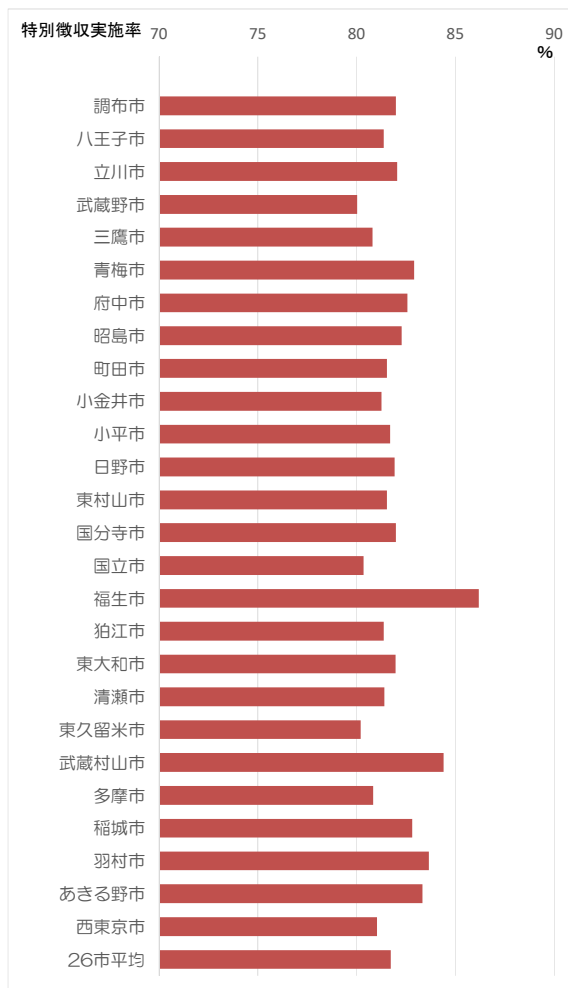
単位：人、%

特別徴収実施率（調布市）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考（令和7年度）	
						東京都 市町村合計	全国 市町村合計
給与所得のある納税義務者数（A）	109,325	110,251	112,026	109,856	115,414	1,899,507	53,840,114
増減	259	926	1,775	▲ 2,170	5,558	—	—
増減率	0.2	0.8	1.6	▲ 1.9	5.1	—	—
給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数（B）	89,624	90,239	91,600	92,724	94,627	1,552,236	45,601,999
増減	1,473	615	1,361	1,124	1,903	—	—
増減率	1.7	0.7	1.5	1.2	2.1	—	—
特別徴収実施率（B/A）	82.0	81.8	81.8	84.4	82.0	81.7	84.7

【参考】多摩26市の状況（令和7年度） 単位：人、%

自治体名	給与所得のある 納税義務者数 (A)	給与所得からの特別徴収 に係る納税義務者数 (B)	特別徴収実施率 (B/A)
調布市	115,414	94,621	82.0
八王子市	236,913	192,770	81.4
立川市	85,434	70,098	82.0
武蔵野市	71,192	56,975	80.0
三鷹市	90,026	72,745	80.8
青梅市	54,853	45,480	82.9
府中市	122,555	101,189	82.6
昭島市	52,046	42,822	82.3
町田市	181,144	147,685	81.5
小金井市	59,225	48,127	81.3
小平市	86,280	70,490	81.7
日野市	85,820	70,311	81.9
東村山市	65,398	53,316	81.5
国分寺市	60,982	50,001	82.0
国立市	35,309	28,372	80.4
福生市	25,577	22,044	86.2
狛江市	38,619	31,426	81.4
東大和市	35,996	29,505	82.0
清瀬市	31,335	25,510	81.4
東久留米市	48,553	38,940	80.2
武蔵村山市	29,092	24,555	84.4
多摩市	64,214	51,908	80.8
稲城市	42,466	35,169	82.8
羽村市	24,219	20,261	83.7
あきる野市	32,657	27,212	83.3
西東京市	92,433	74,896	81.0
26市平均	71,837	58,709	81.7

※各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。



単位：人、%

特別徴収義務者（事業主）数の推移	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
特別徴収義務者数	29,514	29,916	30,370	30,672	30,950
増減	134	402	454	302	278
増減率	0.5	1.4	1.5	1.0	0.9

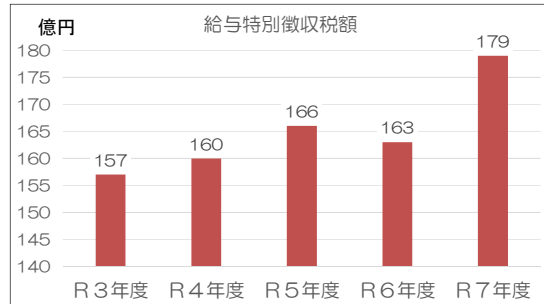
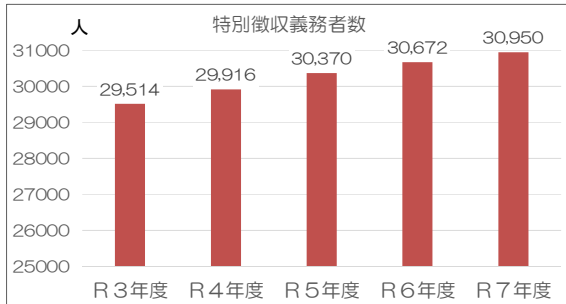
単位：億円、%

特別徴収税額の推移	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
給与特別徴収税額	157	160	166	163	179
増減	0	3	6	▲3	16
増減率	0.0	1.9	3.8	▲1.8	9.8

※各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。

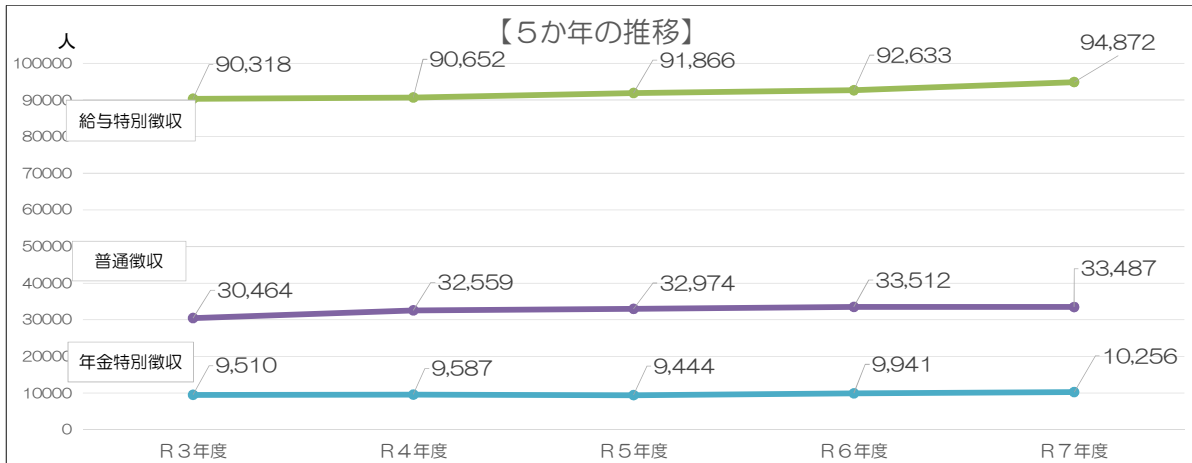


個人住民税PRキャラクター
「ぜいきりん」



○納付区分別の納税義務者の推移（決算時 現年課税分） 単位：人、%

納税義務者の分布状況	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7年度 構成比
納税義務者数 合計	130,292	132,798	134,284	136,086	138,615	100.0
給与特別徴収	90,318	90,652	91,866	92,633	94,872	68.4
普通徴収	30,464	32,559	32,974	33,512	33,487	24.2
年金特別徴収	9,510	9,587	9,444	9,941	10,256	7.4



圧着式特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）

税額決定通知書は、税の計算根拠となる情報（給与以外の収入や所得の額、控除額、扶養親族数等）が記載されているため、個人情報保護の観点から、平成27年度に送付する特別徴収税額決定通知書より、圧着して内容を秘匿した状態で送付する方式へ変更しました。



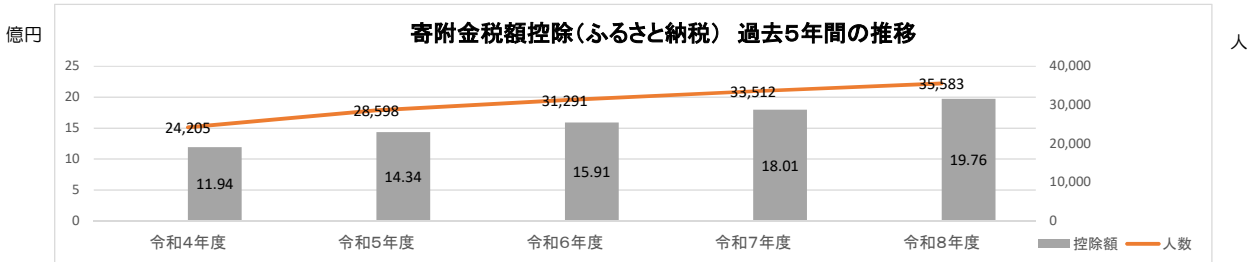
ク. 寄附金税額控除（ふるさと納税）に関する現況について

● 調布市の個人市民税に係る寄附金税額控除と寄附額

市民の寄附に対する税額控除額（調布市への寄附を含む）			
課税年度	人数	寄附額	控除額
令和4年度	24,205	26億2,000万円余	11億9,400万円余
うちワンストップ特例適用分	11,345	7億4,500万円余	4億2,900万円余
令和5年度	28,598	31億2,800万円余	14億3,400万円余
うちワンストップ特例適用分	13,717	9億2,000万円余	5億3,000万円余
令和6年度	31,291	34億7,400万円余	15億9,100万円余
うちワンストップ特例適用分	15,388	10億4,400万円余	6億200万円余
令和7年度	33,512	39億6,800万円余	18億100万円余
うちワンストップ特例適用分	15,972	11億5,400万円余	6億6,600万円余
令和8年度	35,583	43億6,800万円余	19億7,600万円余
うちワンストップ特例適用分	17,104	12億7,300万円余	7億3,500万円余

※各課税年度における寄附の税額控除は、前年1月から12月の寄附に対して行われます。

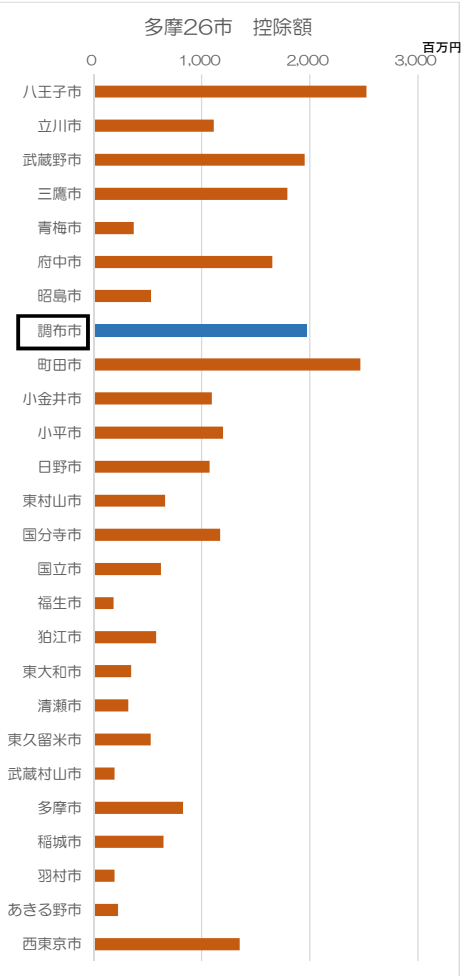
※「市町村課税状況等の調べ」（調査基準日は7月1日時点）を基に算出しています。



【参考】令和8年度課税 多摩26市 ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況

単位：人、百万円

自治体名	人数	寄附金額	控除額 ※推計値含む
八王子市	52,985	5,484	2,524
立川市	22,048	2,404	1,109
武蔵野市	25,676	4,690	1,950
三鷹市	28,506	4,094	1,793
青梅市	9,182	778	369
府中市	33,527	3,522	1,651
昭島市	11,996	1,103	529
調布市	35,452	4,355	1,968
町田市	48,037	5,393	2,469
小金井市	19,143	2,412	1,093
小平市	24,194	2,556	1,198
日野市	22,778	2,253	1,073
東村山市	15,216	1,385	660
国分寺市	19,754	2,642	1,171
国立市	10,098	1,436	622
福生市	4,590	390	183
狛江市	11,058	1,263	579
東大和市	7,810	734	346
清瀬市	7,311	680	321
東久留米市	11,310	1,129	528
武蔵村山市	4,714	404	192
多摩市	16,136	1,794	827
稲城市	12,527	1,388	645
羽村市	4,430	411	191
あきる野市	5,714	466	225
西東京市	26,488	2,913	1,350
合計	490,680	56,079	25,566



【参考】特別区の状況

単位：人、百万円

自治体名	人数	寄附金額	控除額 ※推計値含む
千代田区	18,232	6,152	2,331
中央区	49,485	12,311	4,999
港区	59,486	26,141	9,492
新宿区	60,156	12,195	4,981
文京区	52,603	11,746	4,761
台東区	40,361	5,544	2,494
墨田区	53,990	5,881	2,785
江東区	100,444	15,100	6,686
品川区	87,330	15,143	6,455
目黒区	56,456	12,990	5,198
大田区	122,030	16,041	7,133
世田谷区	162,769	33,017	13,442
渋谷区	46,759	16,291	5,961
中野区	56,244	7,516	3,344
杉並区	98,857	15,109	6,510
豊島区	49,464	7,696	3,299
北区	57,434	6,606	3,060
荒川区	33,917	4,016	1,839
板橋区	80,702	8,588	3,997
練馬区	111,487	14,070	6,183
足立区	79,817	7,838	3,668
葛飾区	57,108	5,588	2,635
江戸川区	84,517	9,071	4,213
合計	1,619,648	274,650	115,466

※総務省ホームページ「令和7年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）について」（税額控除の実績等）より引用

※令和8年6月1日時点において、把握している数値の集計となります。寄附額は令和7年1月1日～令和7年12月31日に寄附のあった額となります

第 5 章

多摩地域（26市）における調布市

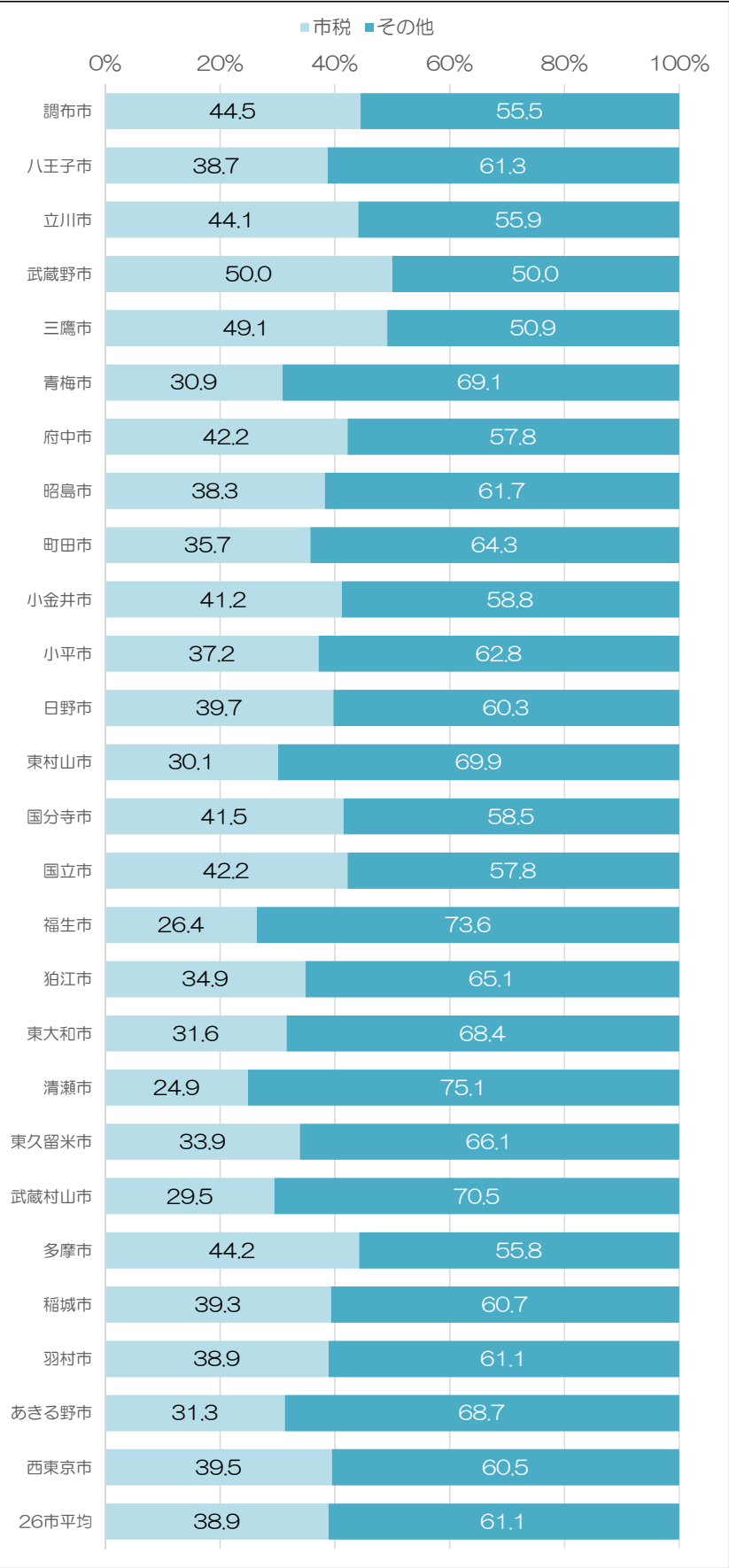
1 歳入の状況

(1) 歳入総額と市税の決算額

※資料「令和7年度 各市決算額調べ（一般会計）」（令和8年7月）
※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目		市税	歳入総額
調布市 (不交付)	歳入額	53,271	119,825
	構成比	44.5%	
八王子市	歳入額	97,254	251,089
	構成比	38.7%	
立川市 (不交付)	歳入額	44,526	101,056
	構成比	44.1%	
武蔵野市 (不交付)	歳入額	48,673	97,354
	構成比	50.0%	
三鷹市 (不交付)	歳入額	43,422	88,390
	構成比	49.1%	
青梅市	歳入額	21,965	71,171
	構成比	30.9%	
府中市 (不交付)	歳入額	59,054	140,012
	構成比	42.2%	
昭島市	歳入額	22,226	58,081
	構成比	38.3%	
町田市	歳入額	74,841	209,725
	構成比	35.7%	
小金井市 (不交付)	歳入額	24,542	59,573
	構成比	41.2%	
小平市	歳入額	35,039	94,283
	構成比	37.2%	
日野市	歳入額	33,275	83,791
	構成比	39.7%	
東村山市	歳入額	22,798	75,677
	構成比	30.1%	
国分寺市 (不交付)	歳入額	26,396	63,650
	構成比	41.5%	
国立市 (不交付)	歳入額	16,714	39,625
	構成比	42.2%	
福生市	歳入額	8,645	32,754
	構成比	26.4%	
狛江市	歳入額	14,137	40,528
	構成比	34.9%	
東大和市	歳入額	13,587	42,994
	構成比	31.6%	
清瀬市	歳入額	10,703	43,029
	構成比	24.9%	
東久留米市	歳入額	18,483	54,519
	構成比	33.9%	
武蔵村山市	歳入額	11,050	37,506
	構成比	29.5%	
多摩市 (不交付)	歳入額	31,381	70,981
	構成比	44.2%	
稲城市	歳入額	17,925	45,595
	構成比	39.3%	
羽村市	歳入額	10,965	28,209
	構成比	38.9%	
あきる野市	歳入額	12,118	38,720
	構成比	31.3%	
西東京市	歳入額	36,531	92,524
	構成比	39.5%	
26市平均	歳入額	31,136	80,025
	構成比	38.9%	



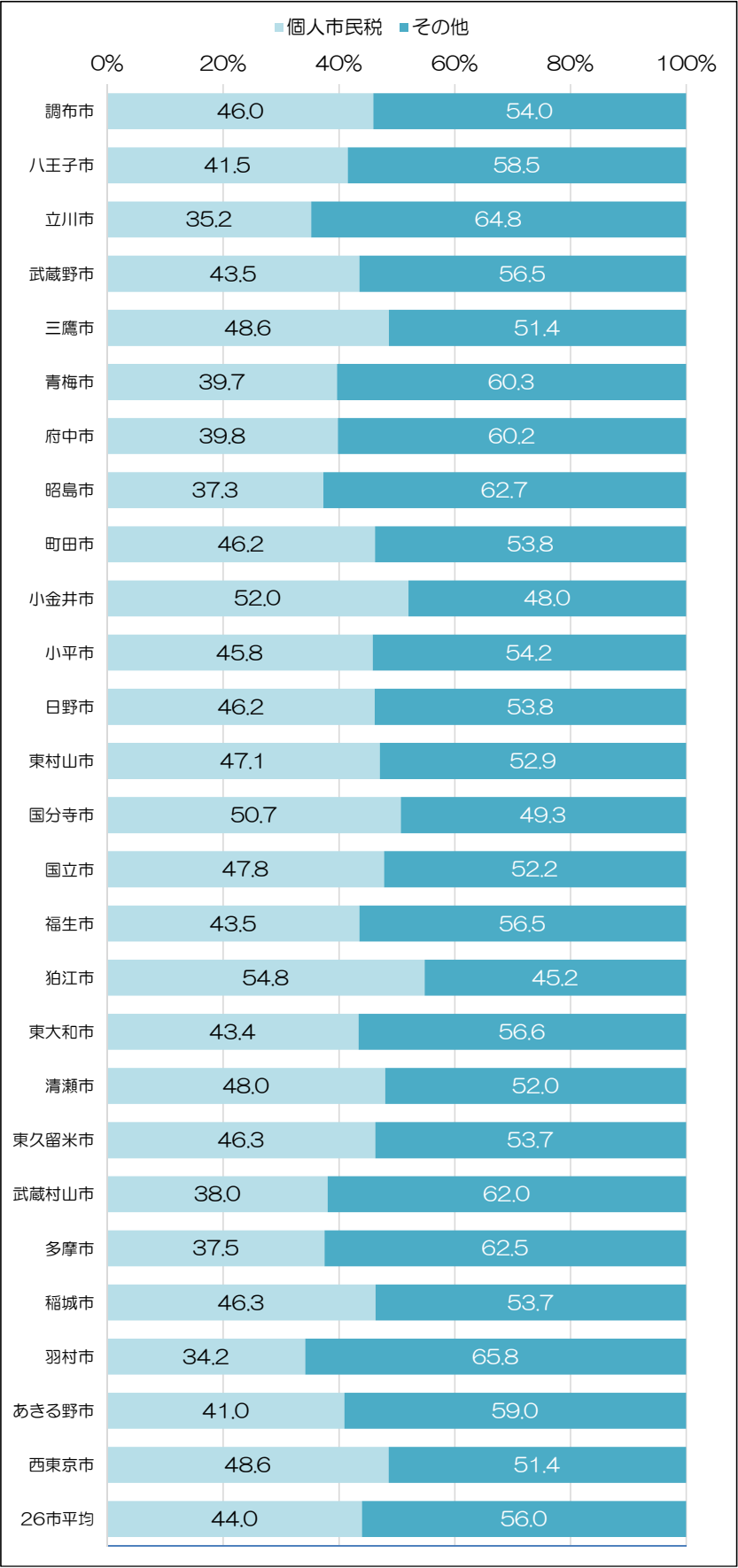
2-1 個人市民税

(1) 決算額の状況

※資料：「7年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）
※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目		個人	市税総額
調布市 (不交付)	税額	24,480	53,271
	構成比	46.0%	
八王子市	税額	40,396	97,254
	構成比	41.5%	
立川市 (不交付)	税額	15,671	44,526
	構成比	35.2%	
武蔵野市 (不交付)	税額	21,186	48,673
	構成比	43.5%	
三鷹市 (不交付)	税額	21,119	43,422
	構成比	48.6%	
青梅市	税額	8,718	21,965
	構成比	39.7%	
府中市 (不交付)	税額	23,522	59,054
	構成比	39.8%	
昭島市	税額	8,297	22,226
	構成比	37.3%	
町田市	税額	34,601	74,841
	構成比	46.2%	
小金井市 (不交付)	税額	12,762	24,542
	構成比	52.0%	
小平市	税額	16,053	35,039
	構成比	45.8%	
日野市	税額	15,370	33,275
	構成比	46.2%	
東村山市	税額	10,733	22,798
	構成比	47.1%	
国分寺市 (不交付)	税額	13,376	26,396
	構成比	50.7%	
国立市 (不交付)	税額	7,990	16,714
	構成比	47.8%	
福生市	税額	3,761	8,645
	構成比	43.5%	
狛江市	税額	7,747	14,137
	構成比	54.8%	
東大和市	税額	5,892	13,587
	構成比	43.4%	
清瀬市	税額	5,133	10,703
	構成比	48.0%	
東久留米市	税額	8,554	18,483
	構成比	46.3%	
武蔵村山市	税額	4,203	11,050
	構成比	38.0%	
多摩市 (不交付)	税額	11,779	31,381
	構成比	37.5%	
稲城市	税額	8,304	17,925
	構成比	46.3%	
羽村市	税額	3,747	10,965
	構成比	34.2%	
あきる野市	税額	4,963	12,118
	構成比	41.0%	
西東京市	税額	17,751	36,531
	構成比	48.6%	
26市平均	税額	13,697	31,136
	構成比	44.0%	



10年間における26市の個人市民税の状況です。
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

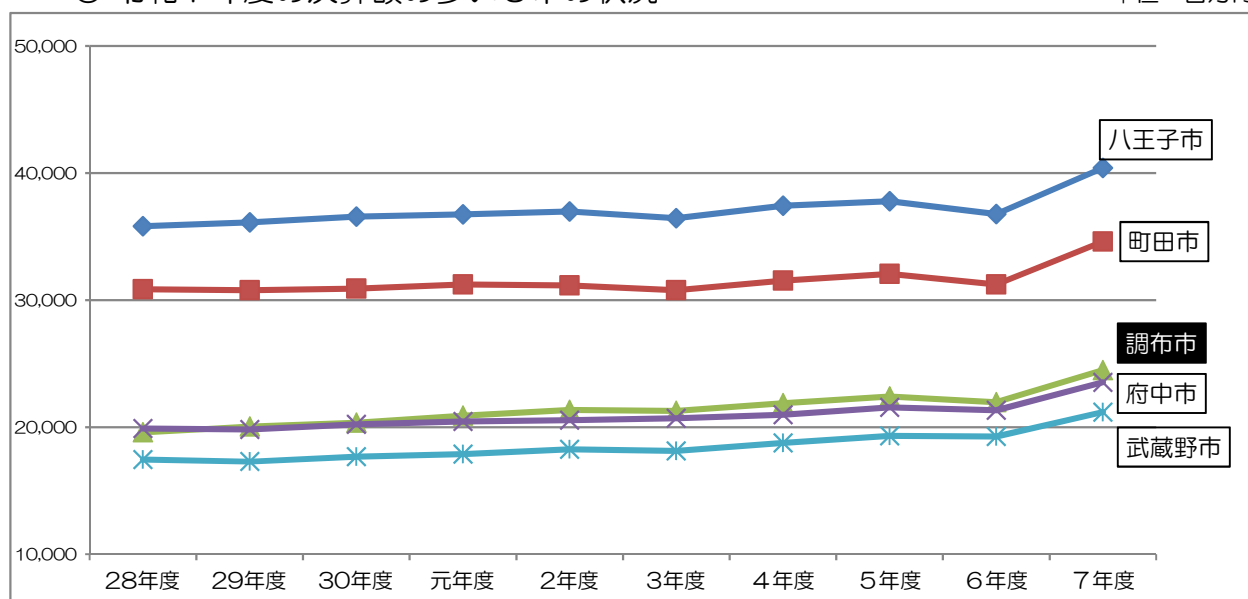
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 八王子市	35,811	36,108	36,574	36,738	36,976	36,450	37,416	37,781	36,764	40,396
2 町田市	30,853	30,770	30,900	31,225	31,158	30,773	31,533	32,070	31,232	34,601
3 調布市	19,576	20,043	20,333	20,897	21,356	21,265	21,869	22,401	21,956	24,480
4 府中市	19,879	19,810	20,211	20,455	20,535	20,699	20,973	21,554	21,316	23,522
5 武蔵野市	17,449	17,284	17,670	17,882	18,243	18,133	18,755	19,312	19,257	21,186
6 三鷹市	17,254	17,437	18,025	18,211	18,391	18,348	19,212	19,632	19,359	21,119
7 西東京市	14,679	14,839	15,132	15,489	15,598	15,644	16,082	16,342	15,804	17,751
8 小平市	13,481	13,580	13,969	14,105	14,504	14,261	14,738	14,991	14,588	16,053
9 立川市	12,659	12,909	13,245	13,417	13,620	13,451	14,303	14,347	14,086	15,671
10 日野市	12,946	13,085	13,279	13,576	13,610	13,601	13,928	14,244	13,776	15,370
11 国分寺市	10,891	10,862	11,204	11,632	11,836	11,737	12,259	12,451	12,230	13,376
12 小金井市	10,754	10,774	10,818	11,101	11,086	11,177	11,669	12,161	11,607	12,762
13 多摩市	10,464	10,541	10,625	10,720	10,790	10,601	10,702	11,124	10,605	11,779
14 東村山市	9,228	9,324	9,474	9,524	9,654	9,530	9,855	9,968	9,571	10,733
15 青梅市	7,808	7,642	7,741	7,749	7,740	7,538	7,642	7,675	7,225	8,718
16 東久留米市	7,428	7,482	7,694	7,712	7,766	7,611	7,832	7,974	7,741	8,554
17 稲城市	6,840	6,870	7,024	7,117	7,262	7,279	7,534	7,679	7,652	8,304
18 昭島市	6,958	6,981	7,038	7,133	7,248	7,197	7,528	7,574	7,213	8,297
19 国立市	6,902	6,952	7,045	7,008	7,266	7,067	7,344	7,519	7,503	7,990
20 狛江市	6,457	6,397	6,603	6,906	6,871	6,898	7,087	7,252	7,008	7,747
21 東大和市	5,511	5,338	5,376	5,404	5,431	5,311	5,493	5,437	5,183	5,892
22 清瀬市	4,339	4,401	4,465	4,486	4,643	4,569	4,729	4,829	4,714	5,133
23 あきる野市	4,415	4,477	4,496	4,514	4,570	4,492	4,682	4,676	4,458	4,963
24 武蔵村山市	3,620	3,711	3,742	3,831	3,856	3,749	3,855	3,910	3,745	4,203
25 福生市	3,401	3,424	3,394	3,486	3,453	3,420	3,496	3,475	3,280	3,761
26 羽村市	3,560	3,528	3,544	3,623	3,578	3,477	3,574	3,536	3,378	3,747
26市平均	11,660	11,714	11,908	12,075	12,194	12,088	12,465	12,689	12,356	13,697

◎ 令和7年度の決算額の多い5市の状況

単位：百万円



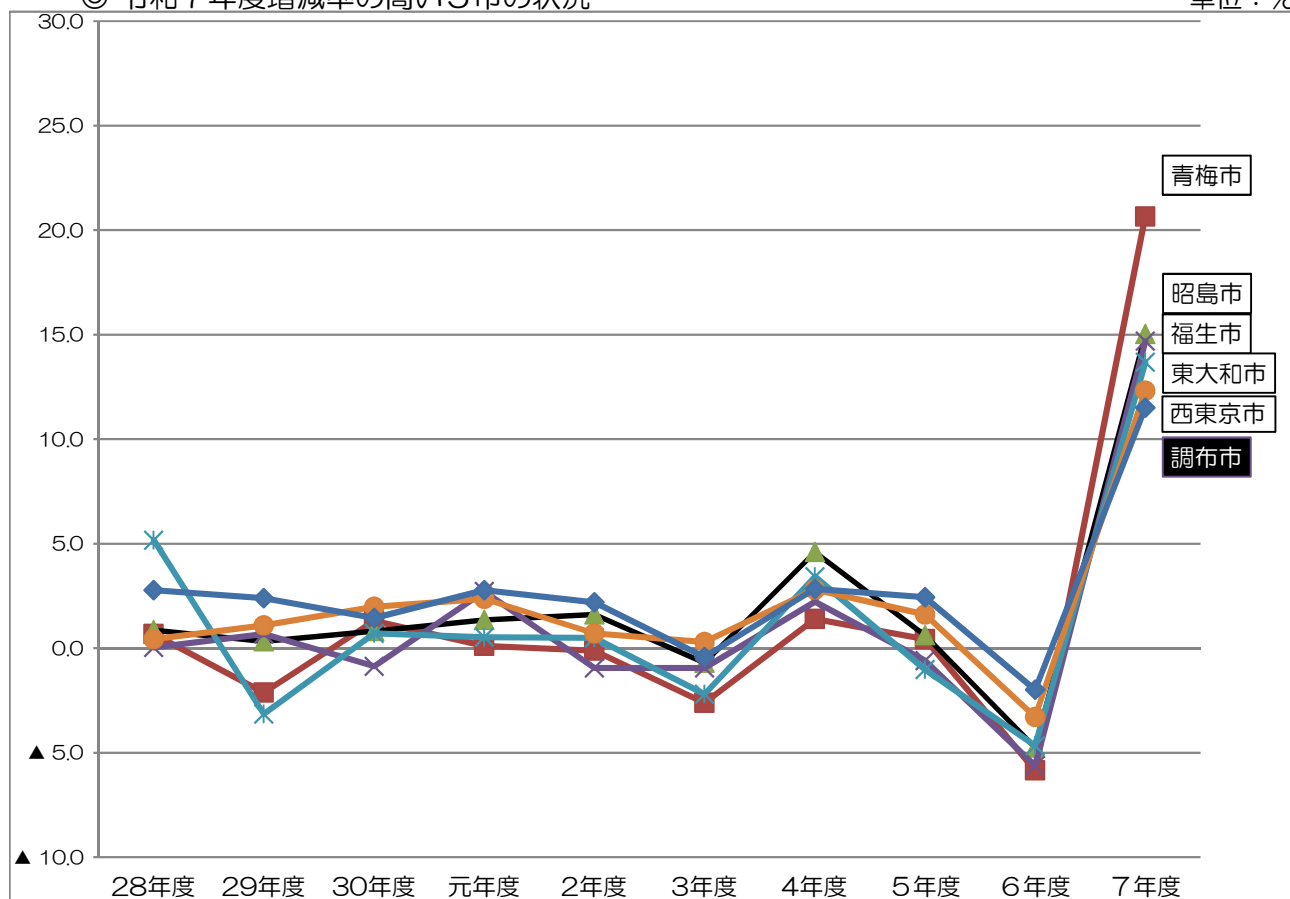
(3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 青梅市	0.7	▲ 2.1	1.3	0.1	▲ 0.1	▲ 2.6	1.4	0.4	▲ 5.9	20.6
2 昭島市	0.9	0.3	0.8	1.4	1.6	▲ 0.7	4.6	0.6	▲ 4.8	15.0
3 福生市	0.0	0.7	▲ 0.9	2.7	▲ 1.0	▲ 1.0	2.2	▲ 0.6	▲ 5.6	14.7
4 東大和市	5.2	▲ 3.1	0.7	0.5	0.5	▲ 2.2	3.4	▲ 1.0	▲ 4.7	13.7
5 西東京市	0.4	1.1	2.0	2.4	0.7	0.3	2.8	1.6	▲ 3.3	12.3
6 武蔵村山市	0.7	2.5	0.8	2.4	0.7	▲ 2.8	2.8	1.4	▲ 4.2	12.2
7 東村山市	▲ 0.3	1.0	1.6	0.5	1.4	▲ 1.3	3.4	1.1	▲ 4.0	12.1
8 日野市	1.2	1.1	1.5	2.2	0.2	▲ 0.1	2.4	2.3	▲ 3.3	11.6
9 調布市	2.8	2.4	1.4	2.8	2.2	▲ 0.4	2.8	2.4	▲ 2.0	11.5
10 あきる野市	0.1	1.4	0.4	0.4	1.2	▲ 1.7	4.2	▲ 0.1	▲ 4.7	11.3
11 立川市	2.3	2.0	2.6	1.3	1.5	▲ 1.2	6.3	0.3	▲ 1.8	11.2
12 多摩市	▲ 1.7	0.7	0.8	0.9	0.7	▲ 1.8	1.0	3.9	▲ 4.7	11.1
13 羽村市	1.1	▲ 0.9	0.5	2.2	▲ 1.2	▲ 2.8	2.8	▲ 1.0	▲ 4.5	10.9
14 町田市	1.3	▲ 0.3	0.4	1.1	▲ 0.2	▲ 1.2	2.5	1.7	▲ 2.6	10.8
15 狛江市	3.2	▲ 0.9	3.2	4.6	▲ 0.5	0.4	2.7	2.3	▲ 3.4	10.5
16 東久留米市	1.2	0.7	2.8	0.2	0.7	▲ 2.0	2.9	1.8	▲ 2.9	10.5
17 府中市	2.1	▲ 0.3	2.0	1.2	0.4	0.8	1.3	2.8	▲ 1.1	10.3
18 小平市	1.9	0.7	2.9	1.0	2.8	▲ 1.7	3.3	1.7	▲ 2.7	10.0
19 武蔵野市	3.4	▲ 0.9	2.2	1.2	2.0	▲ 0.6	3.4	3.0	▲ 0.3	10.0
20 小金井市	3.1	0.2	0.4	2.6	▲ 0.1	0.8	4.4	4.2	▲ 4.6	10.0
21 八王子市	0.3	0.8	1.3	0.4	0.6	▲ 1.4	2.7	1.0	▲ 2.7	9.9
22 国分寺市	0.9	▲ 0.3	3.2	3.8	1.7	▲ 0.8	4.4	1.6	▲ 1.8	9.4
23 三鷹市	1.6	1.1	3.4	1.0	1.0	▲ 0.2	4.7	2.2	▲ 1.4	9.1
24 清瀬市	1.8	1.4	1.5	0.5	3.5	▲ 1.6	3.5	2.1	▲ 2.4	8.9
25 稲城市	2.1	0.4	2.2	1.3	2.0	0.2	3.5	1.9	▲ 0.3	8.5
26 国立市	2.5	0.7	1.3	▲ 0.5	3.7	▲ 2.7	3.9	2.4	▲ 0.2	6.5

◎ 令和7年度増減率の高い5市の状況

単位：％



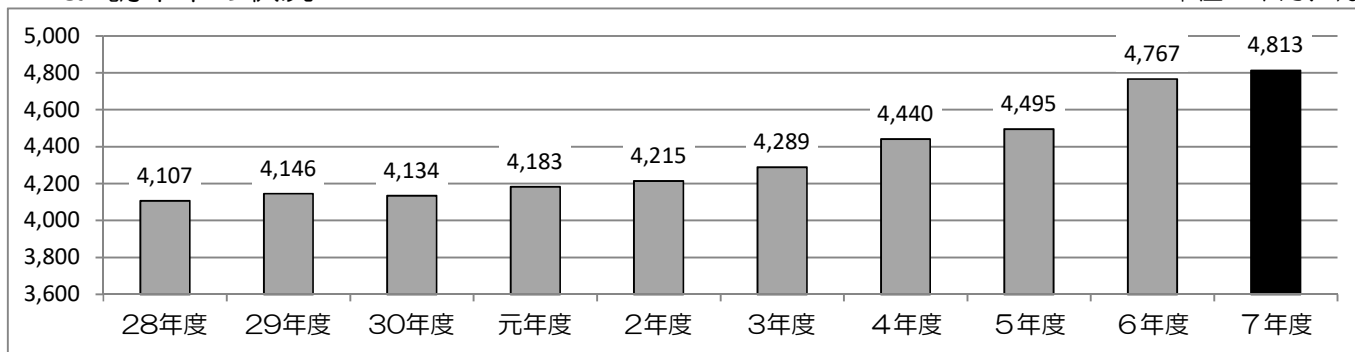
(4) 課税対象所得の状況

市民税（個人）の課税対象所得について、人口及び納税義務者1人当たりの額を算定して、10年間の26市の状況を見ることができます。※資料「令和7年度市町村課税状況等の調」

ア. 納税義務者1人当たりの課税対象所得

a 調布市の状況

単位：千円、%



年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
決算額	4,107	4,146	4,134	4,183	4,215	4,289	4,440	4,495	4,767	4,813
増減額	83	39	▲ 12	49	32	74	151	55	272	46
増減率	2.1	0.9	▲ 0.3	1.2	0.8	1.8	3.5	1.2	6.1	1.0

b 26市の比較

単位：千円

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
武蔵野市	5,183	5,246	5,366	5,324	5,404	5,424	5,619	5,811	6,163	6,346
三鷹市	4,363	4,398	4,515	4,510	4,508	4,553	4,769	4,882	5,235	5,151
国立市	4,423	4,491	4,458	4,417	4,531	4,477	4,669	4,807	5,223	4,996
国分寺市	4,257	4,240	4,335	4,445	4,408	4,443	4,605	4,685	4,962	4,921
小金井市	4,284	4,266	4,229	4,303	4,276	4,370	4,513	4,722	4,869	4,818
調布市	4,107	4,146	4,134	4,183	4,215	4,289	4,440	4,495	4,767	4,813
狛江市	3,846	3,791	3,874	4,012	3,919	4,052	4,176	4,283	4,521	4,503
稲城市	4,019	3,995	4,028	4,046	4,054	4,147	4,242	4,263	4,663	4,480
府中市	3,850	3,834	3,916	3,919	3,895	4,030	4,083	4,181	4,462	4,400
西東京市	3,829	3,872	3,890	3,918	3,856	3,928	4,088	4,151	4,401	4,388
町田市	3,883	3,896	3,914	3,942	3,886	3,958	4,065	4,108	4,381	4,299
小平市	3,836	3,830	3,909	3,870	3,934	3,947	4,090	4,111	4,396	4,279
立川市	3,637	3,672	3,740	3,749	3,781	3,796	4,045	3,965	4,279	4,203
日野市	3,669	3,646	3,699	3,741	3,713	3,798	3,875	3,945	4,197	4,121
多摩市	3,657	3,663	3,679	3,693	3,714	3,767	3,836	3,952	4,149	4,083
東久留米市	3,470	3,554	3,653	3,630	3,610	3,646	3,770	3,821	4,158	3,955
八王子市	3,513	3,526	3,559	3,546	3,560	3,601	3,701	3,723	4,041	3,904
東村山市	3,422	3,476	3,494	3,502	3,502	3,538	3,675	3,686	3,925	3,848
東大和市	3,608	3,463	3,519	3,514	3,503	3,519	3,641	3,599	3,811	3,826
清瀬市	3,358	3,407	3,455	3,411	3,490	3,519	3,650	3,724	4,031	3,821
青梅市	3,175	3,134	3,165	3,174	3,171	3,212	3,303	3,322	3,512	3,762
昭島市	3,315	3,312	3,320	3,356	3,386	3,458	3,610	3,591	3,785	3,760
羽村市	3,329	3,306	3,337	3,397	3,341	3,393	3,498	3,469	3,693	3,633
あきる野市	3,132	3,173	3,193	3,168	3,195	3,265	3,404	3,368	3,612	3,476
武蔵村山市	3,047	3,125	3,109	3,168	3,160	3,182	3,266	3,322	3,559	3,473
福生市	3,082	3,083	3,089	3,147	3,094	3,198	3,283	3,325	3,485	3,435
26市平均	3,795	3,807	3,850	3,866	3,866	3,925	4,054	4,109	4,389	4,324

2-2 法人市民税

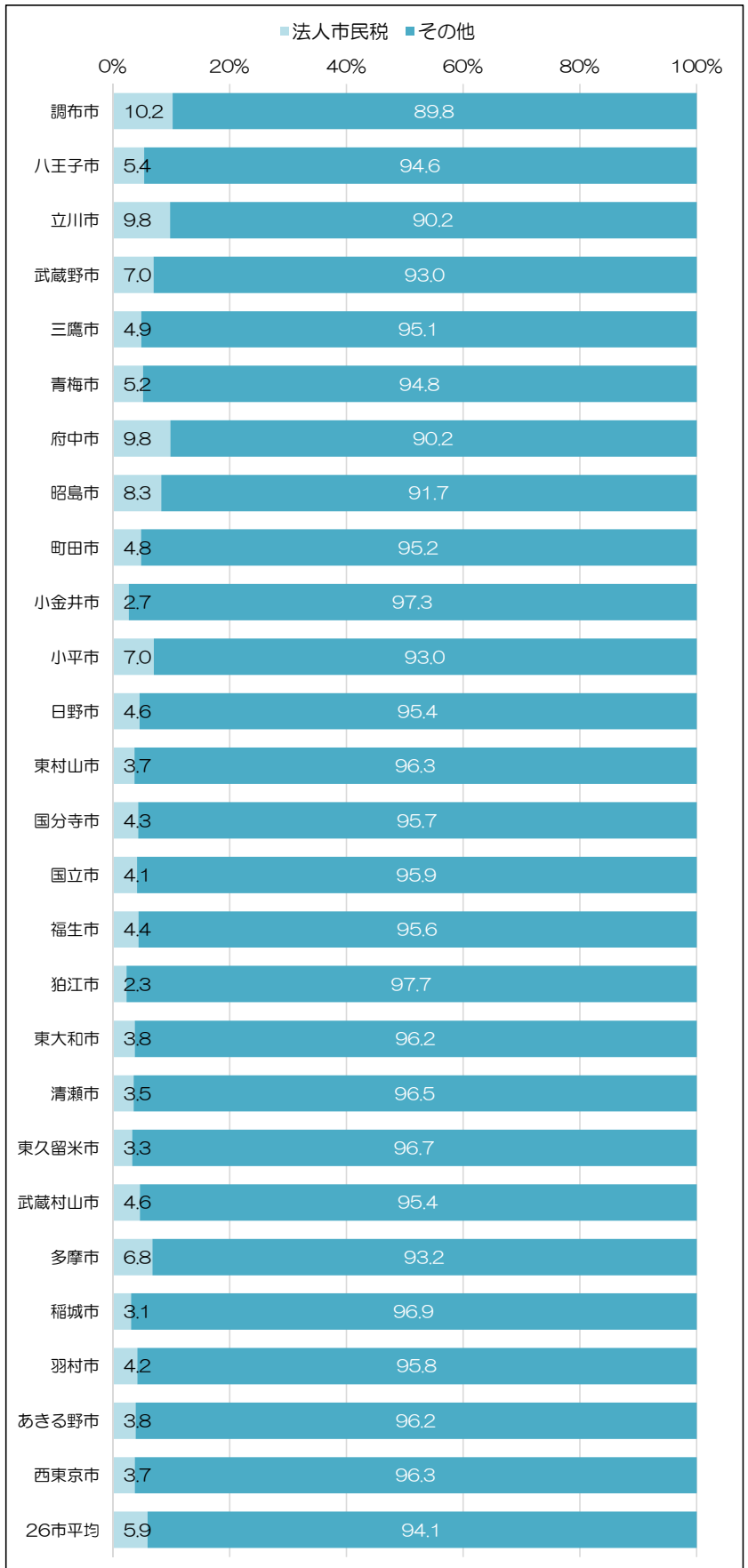
(1) 決算額の状況

※資料：「7年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目		法人市民税	市税総額
調布市 (不交付)	税額	5,444	53,271
	構成比	10.2%	
八王子市	税額	5,228	97,254
	構成比	5.4%	
立川市 (不交付)	税額	4,361	44,526
	構成比	9.8%	
武蔵野市 (不交付)	税額	3,385	48,673
	構成比	7.0%	
三鷹市 (不交付)	税額	2,111	43,422
	構成比	4.9%	
青梅市	税額	1,135	21,965
	構成比	5.2%	
府中市 (不交付)	税額	5,813	59,054
	構成比	9.8%	
昭島市	税額	1,839	22,226
	構成比	8.3%	
町田市	税額	3,591	74,841
	構成比	4.8%	
小金井市 (不交付)	税額	670	24,542
	構成比	2.7%	
小平市	税額	2,455	35,039
	構成比	7.0%	
日野市	税額	1,518	33,275
	構成比	4.6%	
東村山市	税額	844	22,798
	構成比	3.7%	
国分寺市 (不交付)	税額	1,135	26,396
	構成比	4.3%	
国立市 (不交付)	税額	690	16,714
	構成比	4.1%	
福生市	税額	380	8,645
	構成比	4.4%	
狛江市	税額	330	14,137
	構成比	2.3%	
東大和市	税額	511	13,587
	構成比	3.8%	
清瀬市	税額	379	10,703
	構成比	3.5%	
東久留米市	税額	612	18,483
	構成比	3.3%	
武蔵村山市	税額	511	11,050
	構成比	4.6%	
多摩市 (不交付)	税額	2,124	31,381
	構成比	6.8%	
稲城市	税額	558	17,925
	構成比	3.1%	
羽村市	税額	461	10,965
	構成比	4.2%	
あきる野市	税額	466	12,118
	構成比	3.8%	
西東京市	税額	1,370	36,531
	構成比	3.7%	
26市平均	税額	1,843	31,136
	構成比	5.9%	



10年間における26市の法人市民税の状況です。
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

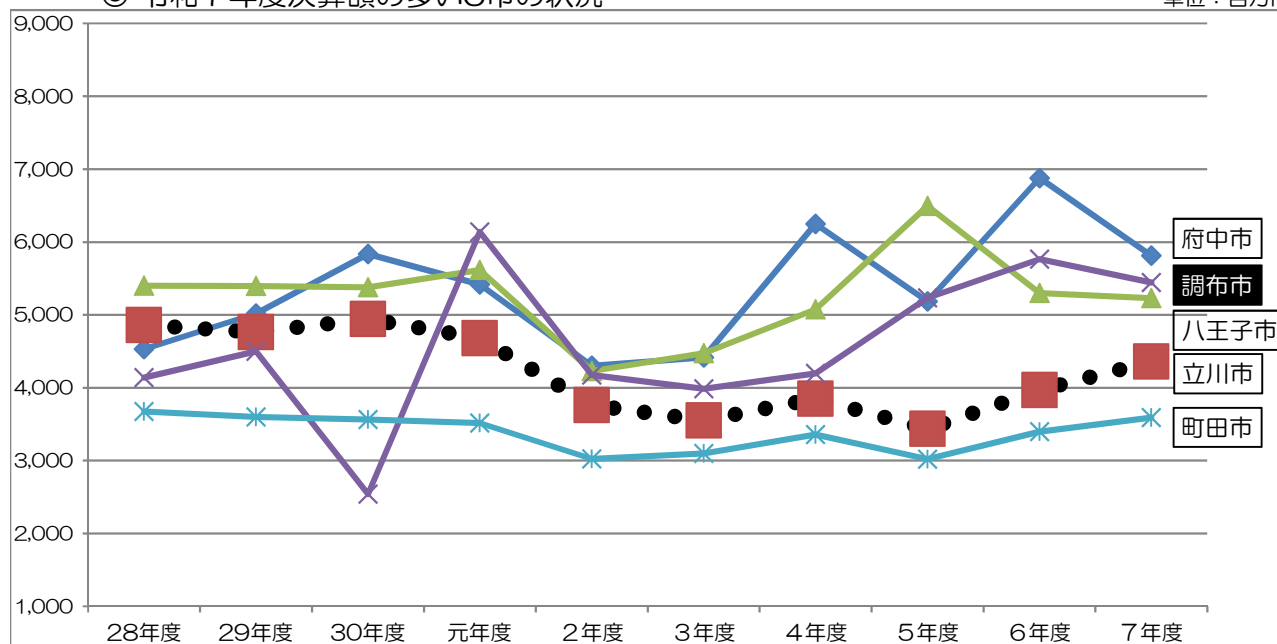
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 府中市	4,533	5,018	5,835	5,417	4,303	4,418	6,250	5,186	6,879	5,813
2 調布市	4,142	4,499	2,541	6,140	4,173	3,987	4,198	5,235	5,763	5,444
3 八王子市	5,400	5,397	5,381	5,617	4,229	4,476	5,078	6,496	5,301	5,228
4 立川市	4,860	4,763	4,942	4,679	3,760	3,552	3,848	3,436	3,967	4,361
5 町田市	3,673	3,600	3,562	3,515	3,023	3,097	3,358	3,021	3,396	3,591
6 武蔵野市	3,200	3,197	3,012	3,160	2,805	2,556	2,795	2,418	3,044	3,385
7 小平市	2,027	2,493	2,496	2,437	1,029	1,324	2,113	5,225	3,713	2,455
8 多摩市	1,702	1,616	2,182	1,702	1,821	1,439	2,008	2,051	2,364	2,124
9 三鷹市	3,242	2,245	2,606	2,082	1,297	1,472	1,553	1,614	2,528	2,111
10 昭島市	1,288	1,285	1,741	1,532	1,425	2,401	1,467	3,297	1,492	1,839
11 日野市	2,037	2,556	2,216	2,062	1,399	1,390	1,362	1,228	1,447	1,518
12 西東京市	1,664	1,501	1,466	1,513	1,188	1,215	1,393	1,057	1,230	1,370
13 国分寺市	988	973	1,078	1,131	932	845	908	897	1,190	1,135
14 青梅市	1,126	1,451	1,077	897	875	950	1,011	971	1,015	1,135
15 東村山市	810	1,082	925	852	651	649	725	687	1,094	844
16 国立市	668	570	561	605	642	585	566	638	731	690
17 小金井市	779	755	775	765	637	591	613	613	689	670
18 東久留米市	624	659	638	702	540	595	647	629	629	612
19 稲城市	574	557	572	604	447	549	485	521	576	558
20 武蔵村山市	525	516	495	528	471	417	460	492	487	511
21 東大和市	514	541	645	571	517	440	583	430	798	511
22 あきる野市	373	378	386	413	348	363	381	343	382	466
23 羽村市	762	659	957	714	391	371	456	384	425	461
24 福生市	360	338	334	319	278	295	317	323	359	380
25 清瀬市	296	347	387	352	349	244	281	270	303	379
26 狛江市	294	292	354	339	328	296	302	286	324	330
26市平均	1,787	1,819	1,814	1,871	1,456	1,481	1,660	1,836	1,928	1,843

◎ 令和7年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



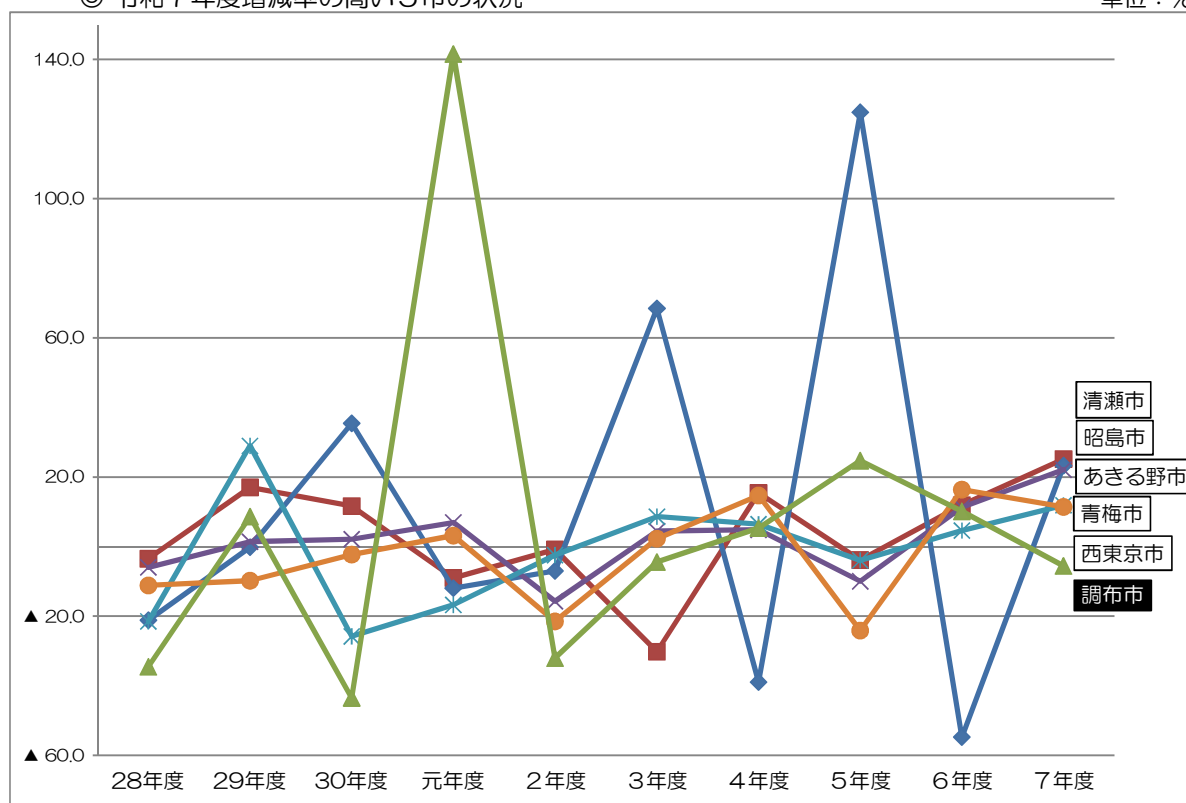
(3) 増減率の状況

単位：％

	市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	清瀬市	▲ 3.5	17.0	11.7	▲ 9.0	▲ 0.8	▲ 30.2	15.4	▲ 3.9	11.9	25.2
2	昭島市	▲ 21.2	▲ 0.2	35.4	▲ 12.0	▲ 7.0	68.5	▲ 38.9	124.8	▲ 54.7	23.3
3	あきる野市	▲ 6.0	1.4	2.1	6.9	▲ 15.7	4.4	4.8	▲ 9.9	11.3	22.1
4	青梅市	▲ 21.5	28.9	▲ 25.8	▲ 16.7	▲ 2.4	8.6	6.4	▲ 4.0	4.6	11.8
5	西東京市	▲ 11.1	▲ 9.8	▲ 2.3	3.2	▲ 21.5	2.2	14.7	▲ 24.2	16.4	11.4
6	武蔵野市	▲ 8.2	▲ 0.1	▲ 5.8	4.9	▲ 11.2	▲ 8.9	9.4	▲ 13.5	25.9	11.2
7	立川市	▲ 11.2	▲ 2.0	3.8	▲ 5.3	▲ 19.6	▲ 5.5	8.3	▲ 10.7	15.5	9.9
8	羽村市	▲ 36.3	▲ 13.5	45.1	▲ 25.4	▲ 45.2	▲ 5.1	23.0	▲ 15.8	10.5	8.6
9	福生市	▲ 3.3	▲ 6.3	▲ 1.2	▲ 4.3	▲ 12.8	5.8	7.8	1.7	11.1	6.0
10	町田市	▲ 8.5	▲ 2.0	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 14.0	2.5	8.4	▲ 10.0	12.4	5.8
11	武蔵村山市	6.2	▲ 1.7	▲ 4.1	6.6	▲ 10.8	▲ 11.6	10.4	7.0	▲ 1.0	5.0
12	日野市	▲ 30.8	25.5	▲ 13.3	▲ 6.9	▲ 32.2	▲ 0.6	▲ 2.0	▲ 9.9	17.8	4.9
13	狛江市	▲ 15.3	▲ 0.7	21.0	▲ 4.1	▲ 3.5	▲ 9.5	1.8	▲ 5.2	13.3	1.6
14	八王子市	▲ 25.0	▲ 0.1	▲ 0.3	4.4	▲ 24.7	5.8	13.5	27.9	▲ 18.4	▲ 1.4
15	東久留米市	▲ 7.6	5.6	▲ 3.2	10.0	▲ 23.0	10.2	8.8	▲ 2.9	0.0	▲ 2.7
16	小金井市	▲ 6.2	▲ 3.2	2.6	▲ 1.3	▲ 16.7	▲ 7.2	3.8	▲ 0.1	12.5	▲ 2.8
17	稲城市	▲ 1.3	▲ 3.0	2.6	5.6	▲ 26.0	22.8	▲ 11.7	7.5	10.6	▲ 3.2
18	国分寺市	1.8	▲ 1.6	10.9	4.9	▲ 17.6	▲ 9.3	7.5	▲ 1.3	32.6	▲ 4.6
19	調布市	▲ 34.5	8.6	▲ 43.5	141.6	▲ 32.0	▲ 4.5	5.3	24.7	10.1	▲ 5.5
20	国立市	8.8	▲ 14.8	▲ 1.5	7.8	6.1	▲ 8.8	▲ 3.3	12.7	14.6	▲ 5.6
21	多摩市	▲ 16.3	▲ 5.0	35.0	▲ 22.0	7.0	▲ 21.0	39.6	2.2	15.2	▲ 10.1
22	府中市	▲ 9.4	10.7	16.3	▲ 7.2	▲ 20.6	2.7	41.5	▲ 17.0	32.6	▲ 15.5
23	三鷹市	12.4	▲ 30.7	16.1	▲ 20.1	▲ 37.7	13.5	5.5	3.9	56.6	▲ 16.5
24	東村山市	▲ 2.6	33.7	▲ 14.5	▲ 8.0	▲ 23.5	▲ 0.4	11.7	▲ 5.2	59.3	▲ 22.9
25	小平市	▲ 19.0	23.0	0.1	▲ 2.4	▲ 57.8	28.6	59.6	147.3	▲ 28.9	▲ 33.9
26	東大和市	6.5	5.3	19.2	▲ 11.5	▲ 9.5	▲ 14.9	32.6	▲ 26.3	85.5	▲ 36.0

◎ 令和7年度増減率の高い5市の状況

単位：％



3 固定資産税

(1) 決算額の状況

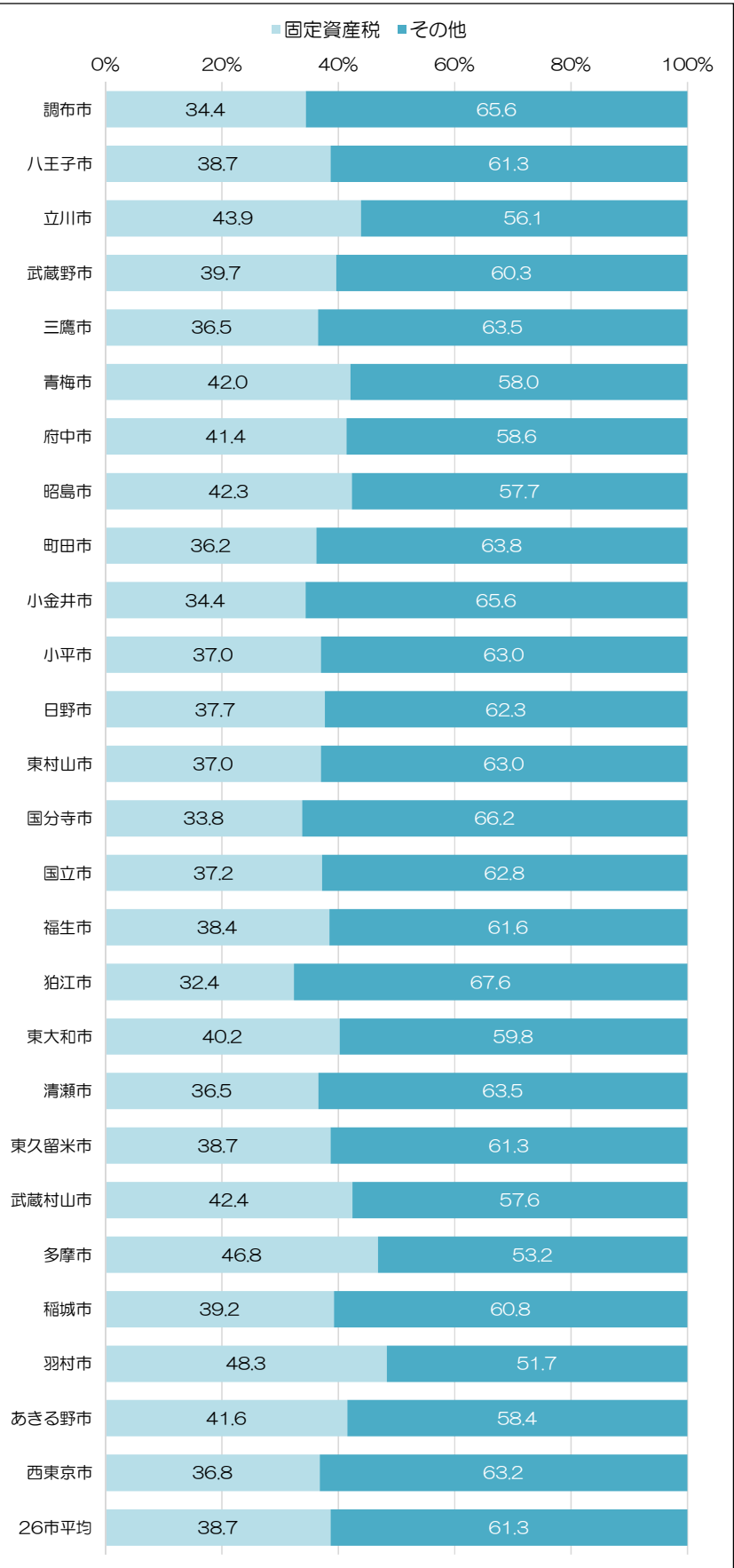
※ 資料：「7年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	固定資産税	市税総額
調布市 (不交付)	税額 18,348	53,271
	構成比 34.4%	

八王子市	税額 37,602	97,254
	構成比 38.7%	
立川市 (不交付)	税額 19,537	44,526
	構成比 43.9%	
武蔵野市 (不交付)	税額 19,302	48,673
	構成比 39.7%	
三鷹市 (不交付)	税額 15,843	43,422
	構成比 36.5%	
青梅市	税額 9,235	21,965
	構成比 42.0%	
府中市 (不交付)	税額 24,430	59,054
	構成比 41.4%	
昭島市	税額 9,408	22,226
	構成比 42.3%	
町田市	税額 27,118	74,841
	構成比 36.2%	
小金井市 (不交付)	税額 8,430	24,542
	構成比 34.4%	
小平市	税額 12,960	35,039
	構成比 37.0%	
日野市	税額 12,541	33,275
	構成比 37.7%	
東村山市	税額 8,432	22,798
	構成比 37.0%	
国分寺市 (不交付)	税額 8,921	26,396
	構成比 33.8%	
国立市 (不交付)	税額 6,211	16,714
	構成比 37.2%	
福生市	税額 3,323	8,645
	構成比 38.4%	
狛江市	税額 4,577	14,137
	構成比 32.4%	
東大和市	税額 5,463	13,587
	構成比 40.2%	
清瀬市	税額 3,912	10,703
	構成比 36.5%	
東久留米市	税額 7,146	18,483
	構成比 38.7%	
武蔵村山市	税額 4,687	11,050
	構成比 42.4%	
多摩市 (不交付)	税額 14,692	31,381
	構成比 46.8%	
稲城市	税額 7,032	17,925
	構成比 39.2%	
羽村市	税額 5,298	10,965
	構成比 48.3%	
あきる野市	税額 5,035	12,118
	構成比 41.6%	
西東京市	税額 13,446	36,531
	構成比 36.8%	
26市平均	税額 12,036	31,136
	構成比 38.7%	



10年間にける26市の固定資産税の状況です。
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

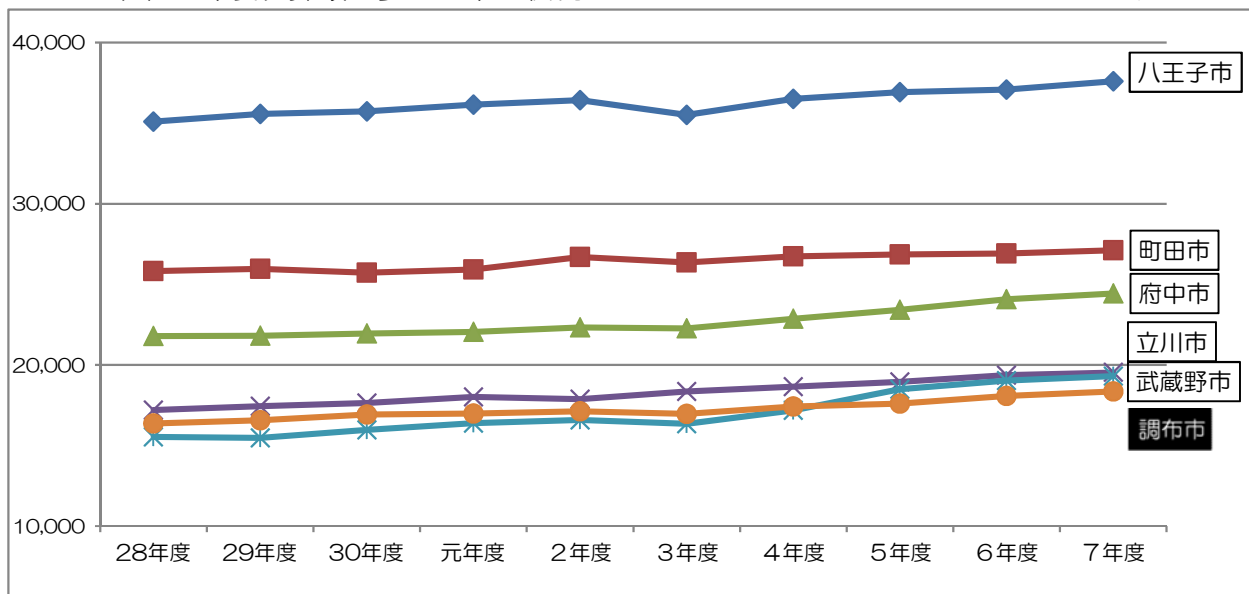
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 八王子市	35,091	35,574	35,728	36,150	36,421	35,521	36,504	36,919	37,086	37,602
2 町田市	25,823	25,954	25,724	25,931	26,691	26,363	26,729	26,853	26,908	27,118
3 府中市	21,793	21,807	21,951	22,045	22,331	22,261	22,872	23,428	24,071	24,430
4 立川市	17,201	17,439	17,646	18,026	17,878	18,345	18,658	18,945	19,375	19,537
5 武蔵野市	15,530	15,474	15,981	16,388	16,581	16,352	17,174	18,503	19,036	19,302
6 調布市	16,361	16,562	16,918	16,977	17,132	16,955	17,429	17,609	18,068	18,348
7 三鷹市	13,761	13,744	13,829	14,285	14,698	14,541	15,017	15,129	15,457	15,843
8 多摩市	13,480	13,838	13,823	14,095	14,195	14,529	14,396	14,875	14,672	14,692
9 西東京市	11,687	11,857	11,973	12,124	12,217	12,307	12,611	13,175	13,270	13,446
10 小平市	11,860	11,855	11,928	12,046	12,197	12,018	12,442	12,622	12,800	12,960
11 日野市	11,671	11,727	11,880	11,940	12,037	11,887	12,083	12,206	12,402	12,541
12 昭島市	8,380	8,581	8,662	8,741	8,789	8,632	8,833	9,053	9,251	9,408
13 青梅市	8,470	8,552	8,406	8,457	8,467	8,240	8,587	8,618	8,704	9,235
14 国分寺市	7,957	8,034	8,059	8,288	8,413	8,272	8,496	8,550	8,773	8,921
15 東村山市	7,899	7,968	8,000	8,038	8,165	8,065	8,169	8,263	8,345	8,432
16 小金井市	7,359	7,414	7,486	7,601	7,677	7,734	8,040	8,163	8,295	8,430
17 東久留米市	6,623	6,681	6,741	6,788	6,908	6,828	6,967	7,019	7,048	7,146
18 稲城市	5,896	6,011	6,164	6,211	6,303	6,294	6,516	6,683	6,917	7,032
19 国立市	5,677	5,742	5,759	5,784	5,809	5,726	5,894	5,975	6,088	6,211
20 東大和市	5,142	5,192	5,176	5,273	5,265	5,148	5,273	5,322	5,338	5,463
21 羽村市	4,720	4,736	4,714	4,782	4,822	4,823	4,904	4,921	5,059	5,298
22 あきる野市	4,424	4,461	4,403	4,422	4,461	4,285	4,500	4,984	4,909	5,035
23 武蔵村山市	4,502	4,618	4,559	4,581	4,629	4,503	4,616	4,653	4,653	4,687
24 狛江市	4,109	4,147	4,195	4,273	4,318	4,267	4,362	4,421	4,510	4,577
25 清瀬市	3,599	3,612	3,602	3,678	3,736	3,675	3,719	3,764	3,817	3,912
26 福生市	3,141	3,151	3,151	3,177	3,199	3,148	3,190	3,249	3,280	3,323
26市平均	10,852	10,951	11,018	11,158	11,282	11,181	11,461	11,689	11,851	12,036

◎ 令和7年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



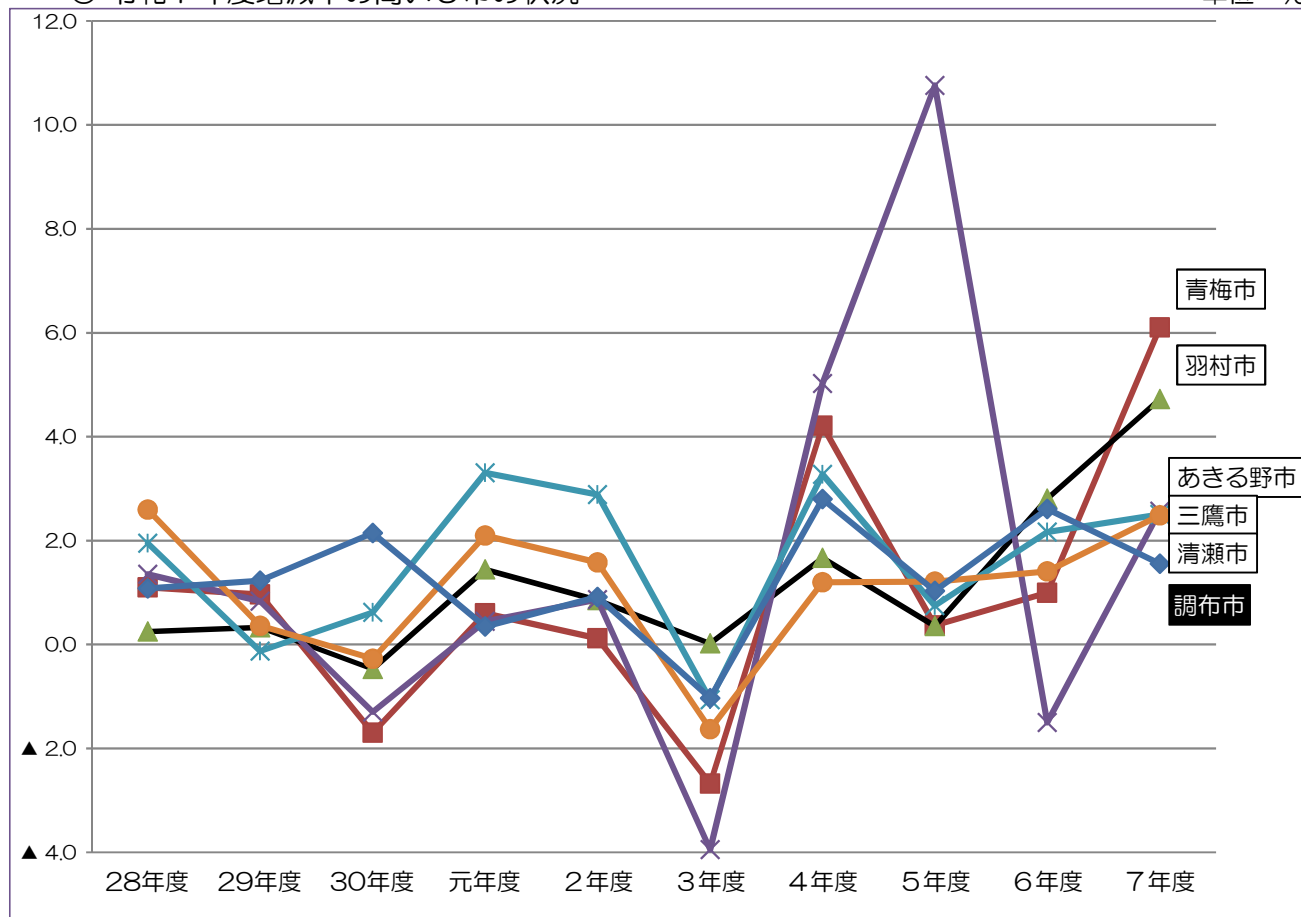
(3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 青梅市	1.1	1.0	▲ 1.7	0.6	0.1	▲ 2.7	4.2	0.4	1.0	6.1
2 羽村市	0.3	0.3	▲ 0.5	1.4	0.9	0.0	1.7	0.4	2.8	4.7
3 あきる野市	1.4	0.8	▲ 1.3	0.4	0.9	▲ 3.9	5.0	10.8	▲ 1.5	2.6
4 三鷹市	1.9	▲ 0.1	0.6	3.3	2.9	▲ 1.1	3.3	0.7	2.2	2.5
5 清瀬市	2.6	0.4	▲ 0.3	2.1	1.6	▲ 1.6	1.2	1.2	1.4	2.5
6 東大和市	0.9	1.0	▲ 0.3	1.9	▲ 0.2	▲ 2.2	2.4	0.9	0.3	2.3
7 国立市	2.5	1.1	0.3	0.4	0.4	▲ 1.4	2.9	1.4	1.9	2.0
8 昭島市	1.4	2.4	0.9	0.9	0.6	▲ 1.8	2.3	2.5	2.2	1.7
9 国分寺市	1.0	1.0	0.3	2.8	1.5	▲ 1.7	2.7	0.6	2.6	1.7
10 稲城市	1.9	1.9	2.5	0.8	1.5	▲ 0.1	3.5	2.6	3.5	1.7
11 小金井市	1.7	0.7	1.0	1.5	1.0	0.7	4.0	1.5	1.6	1.6
12 調布市	1.1	1.2	2.1	0.3	0.9	▲ 1.0	2.8	1.0	2.6	1.6
13 府中市	1.7	0.1	0.7	0.4	1.3	▲ 0.3	2.7	2.4	2.7	1.5
14 狛江市	0.6	0.9	1.2	1.9	1.1	▲ 1.2	2.2	1.4	2.0	1.5
15 武蔵野市	1.2	▲ 0.4	3.3	2.5	1.2	▲ 1.4	5.0	7.7	2.9	1.4
16 八王子市	1.1	1.4	0.4	1.2	0.7	▲ 2.5	2.8	1.1	0.5	1.4
17 東久留米市	1.5	0.9	0.9	0.7	1.8	▲ 1.2	2.0	0.7	0.4	1.4
18 福生市	0.7	0.3	▲ 0.0	0.8	0.7	▲ 1.6	1.3	1.9	0.9	1.3
19 西東京市	2.3	1.5	1.0	1.3	0.8	0.7	2.5	4.5	0.7	1.3
20 小平市	1.3	▲ 0.0	0.6	1.0	1.3	▲ 1.5	3.5	1.4	1.4	1.3
21 日野市	2.4	0.5	1.3	0.5	0.8	▲ 1.2	1.6	1.0	1.6	1.1
22 東村山市	0.9	0.9	0.4	0.5	1.6	▲ 1.2	1.3	1.2	1.0	1.0
23 立川市	2.8	1.4	1.2	2.2	▲ 0.8	2.6	1.7	1.5	2.3	0.8
24 町田市	1.0	0.5	▲ 0.9	0.8	2.9	▲ 1.2	1.4	0.5	0.2	0.8
25 武蔵村山市	1.2	2.6	▲ 1.3	0.5	1.0	▲ 2.7	2.5	0.8	▲ 0.0	0.7
26 多摩市	1.1	2.7	▲ 0.1	2.0	0.7	2.4	▲ 0.9	3.3	▲ 1.4	0.1

◎ 令和7年度増減率の高い5市の状況

単位：％



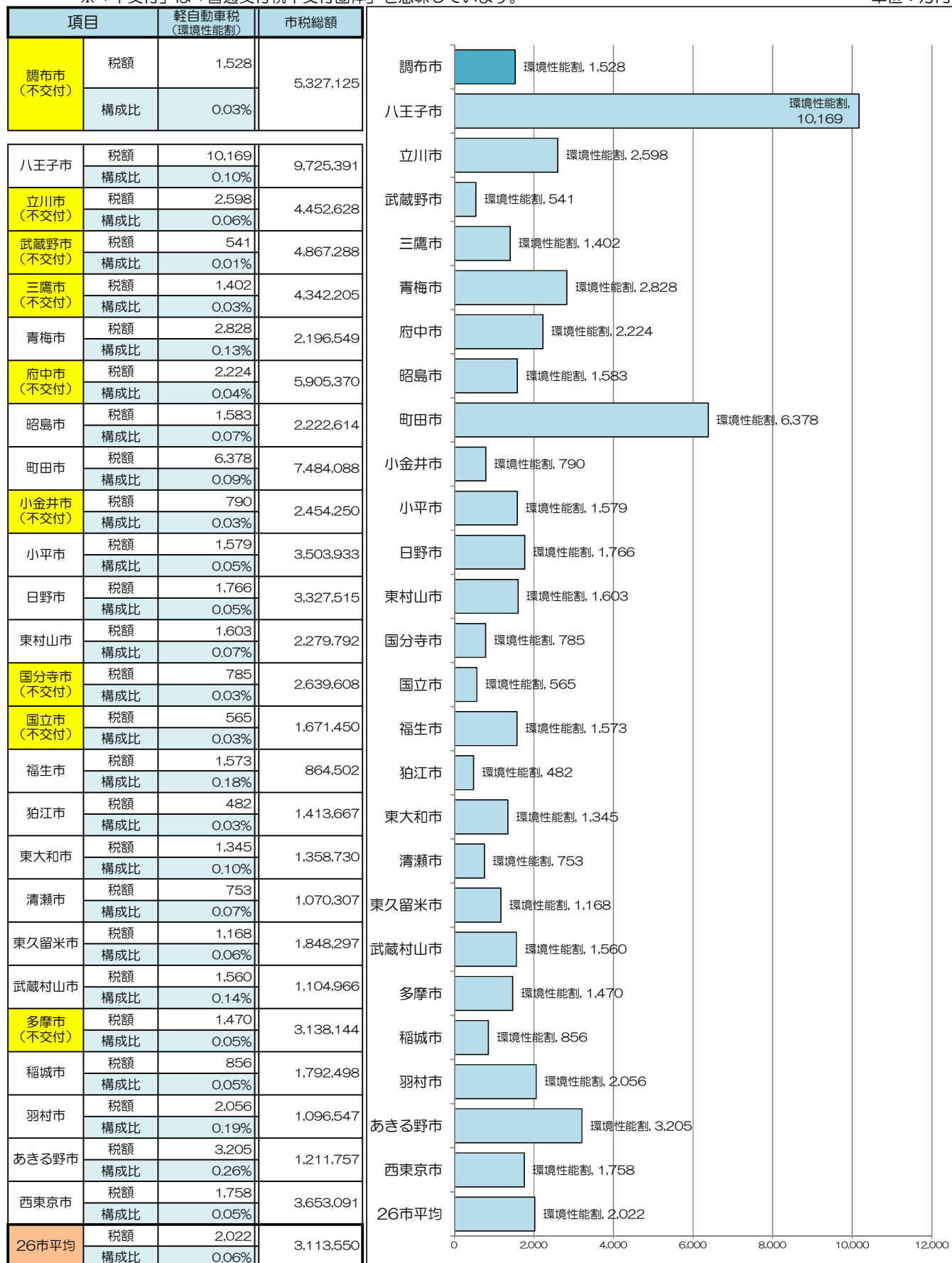
4-1 軽自動車税（環境性能割）

(1) 決算額の状況

※ 資料：「7年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：万円



4-2 軽自動車税（種別割）

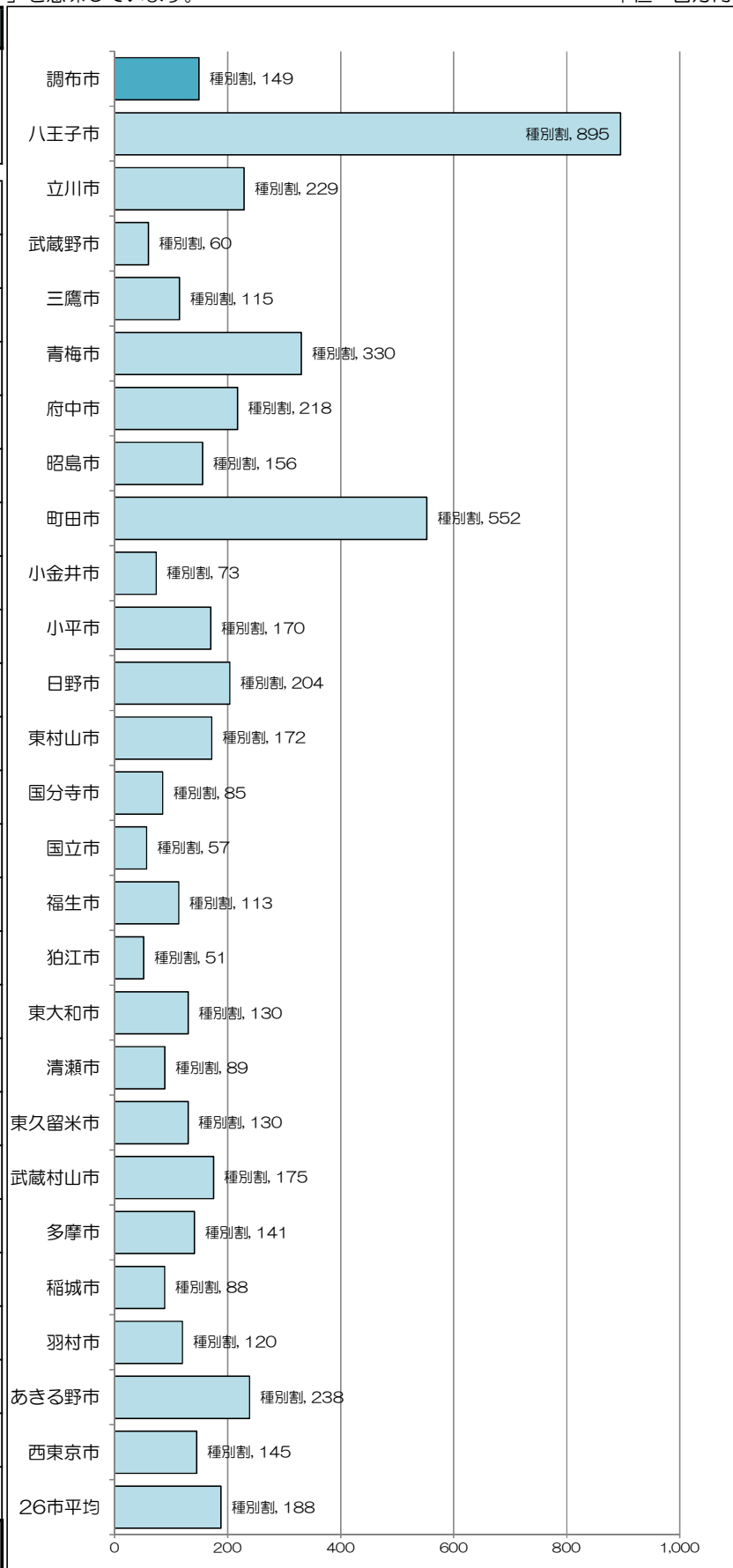
(1) 決算額の状況

※ 資料：「7年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	軽自動車税 (種別割)	市税総額
調布市 (不交付)	税額 149 構成比 0.3%	53,271
八王子市	税額 895 構成比 0.9%	97,254
立川市 (不交付)	税額 229 構成比 0.5%	44,526
武蔵野市 (不交付)	税額 60 構成比 0.1%	48,673
三鷹市 (不交付)	税額 115 構成比 0.3%	43,422
青梅市	税額 330 構成比 1.5%	21,965
府中市 (不交付)	税額 218 構成比 0.4%	59,054
昭島市	税額 156 構成比 0.7%	22,226
町田市	税額 552 構成比 0.7%	74,841
小金井市 (不交付)	税額 73 構成比 0.3%	24,542
小平市	税額 170 構成比 0.5%	35,039
日野市	税額 204 構成比 0.6%	33,275
東村山市	税額 172 構成比 0.8%	22,798
国分寺市 (不交付)	税額 85 構成比 0.3%	26,396
国立市 (不交付)	税額 57 構成比 0.3%	16,714
福生市	税額 113 構成比 1.3%	8,645
狛江市	税額 51 構成比 0.4%	14,137
東大和市	税額 130 構成比 1.0%	13,587
清瀬市	税額 89 構成比 0.8%	10,703
東久留米市	税額 130 構成比 0.7%	18,483
武蔵村山市	税額 175 構成比 1.6%	11,050
多摩市 (不交付)	税額 141 構成比 0.4%	31,381
稲城市	税額 88 構成比 0.5%	17,925
羽村市	税額 120 構成比 1.1%	10,965
あきる野市	税額 238 構成比 2.0%	12,118
西東京市	税額 145 構成比 0.4%	36,531
26市平均	税額 188 構成比 0.6%	31,136



10年間における26市の軽自動車税（種別割）の状況です。
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

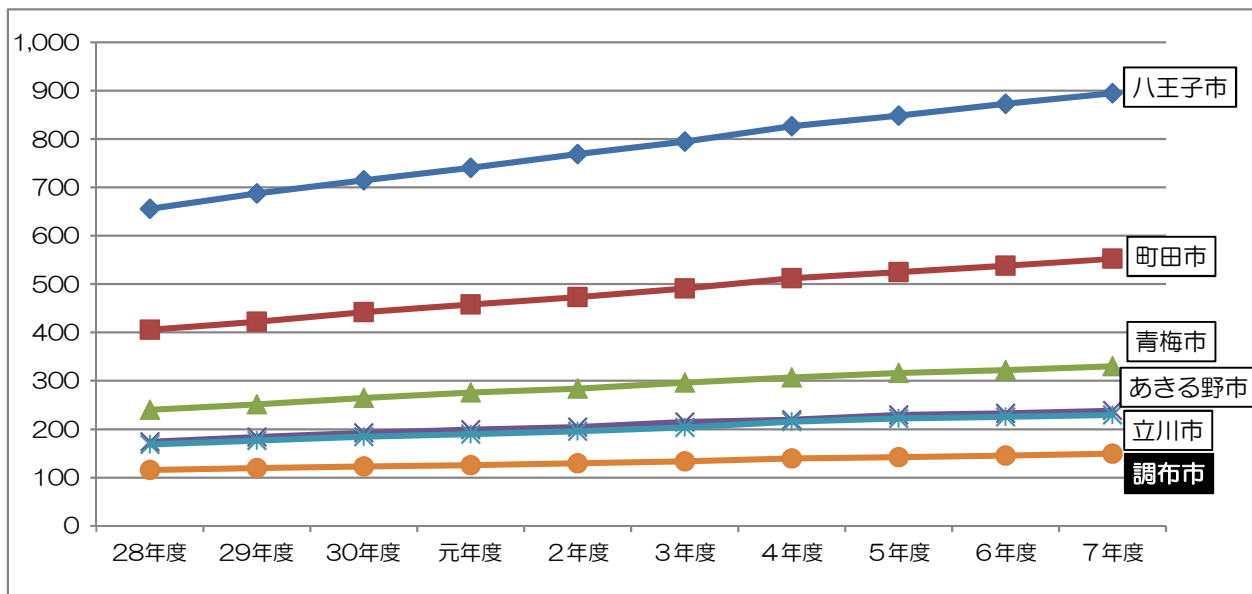
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 八王子市	656	688	715	740	769	795	826	849	873	895
2 町田市	405	422	442	458	473	491	512	525	538	552
3 青梅市	240	252	265	276	284	296	307	316	322	330
4 あきる野市	174	184	193	199	204	215	219	229	233	238
5 立川市	169	177	184	190	196	204	215	222	226	229
6 府中市	170	174	179	183	188	196	202	207	212	218
7 日野市	148	155	161	166	173	179	188	193	197	204
8 武蔵村山市	128	134	140	149	153	160	165	167	169	175
9 東村山市	124	130	136	141	147	154	159	164	168	172
10 小平市	126	132	137	140	145	151	157	162	165	170
11 昭島市	113	118	123	127	133	137	144	148	152	156
12 調布市	116	119	123	125	129	134	139	142	145	149
13 西東京市	107	112	115	120	124	130	134	138	142	145
14 多摩市	107	114	117	118	123	127	132	135	137	141
15 東大和市	98	102	105	109	113	117	121	124	127	130
16 東久留米市	97	100	104	108	112	115	120	123	126	130
17 羽村市	82	87	92	95	100	105	110	115	118	120
18 三鷹市	90	93	97	99	102	104	109	110	113	115
19 福生市	81	85	89	93	98	102	106	109	109	113
20 清瀬市	64	67	69	72	75	78	82	84	87	89
21 稲城市	65	68	70	72	75	78	81	83	86	88
22 国分寺市	63	65	67	71	73	76	80	82	83	85
23 小金井市	55	58	59	61	62	65	68	69	72	73
24 武蔵野市	48	49	50	51	51	52	55	56	58	60
25 国立市	43	45	46	47	48	50	52	54	55	57
26 狛江市	42	43	44	45	45	47	48	50	51	51
26市平均	139	139	151	156	161	168	174	179	183	188

◎ 令和7年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



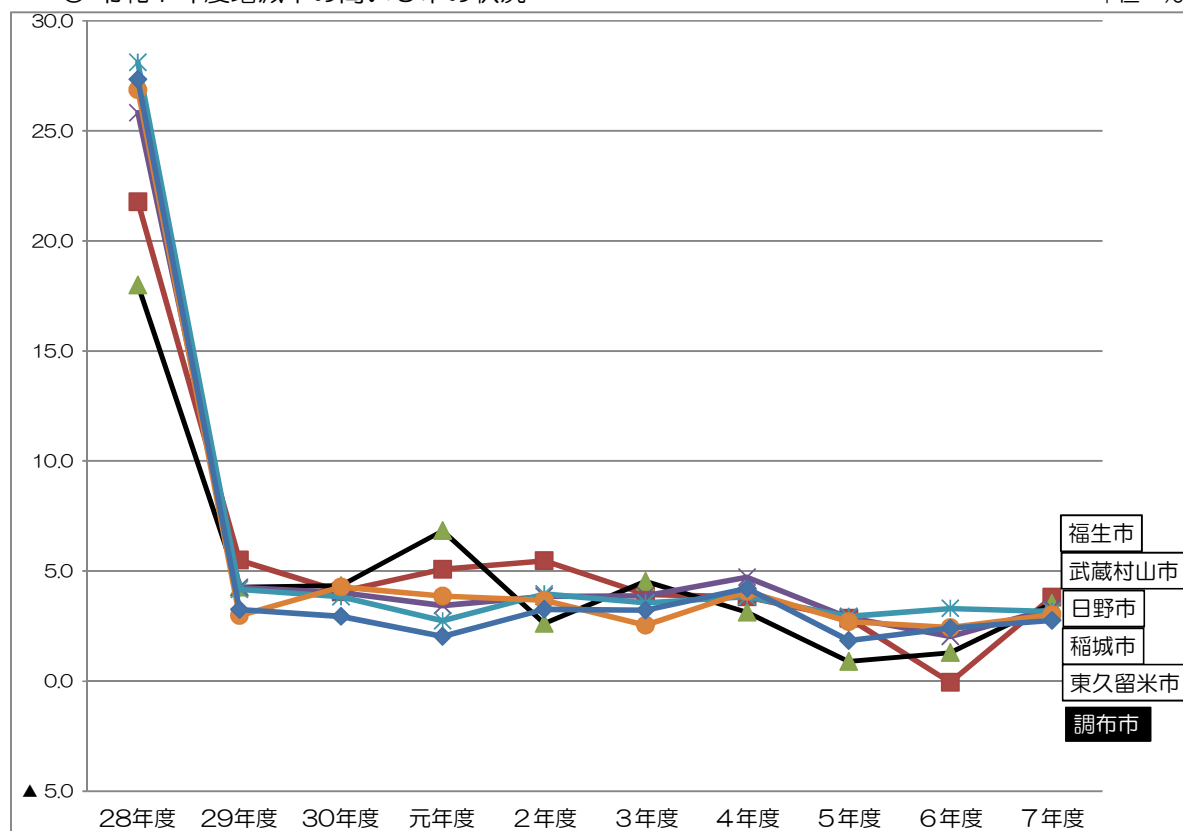
(3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 福生市	21.8	5.5	4.1	5.1	5.5	3.9	3.8	2.9	▲ 0.1	3.8
2 武蔵村山市	18.0	4.3	4.3	6.8	2.6	4.5	3.1	0.9	1.3	3.5
3 日野市	25.8	4.2	4.0	3.4	3.9	3.9	4.7	2.9	2.0	3.3
4 稲城市	28.1	4.2	3.8	2.7	3.9	3.6	3.8	2.9	3.3	3.2
5 東久留米市	26.9	3.0	4.3	3.9	3.7	2.5	4.1	2.7	2.4	3.0
6 国立市	26.3	3.6	2.3	2.4	3.3	4.1	3.3	3.9	2.1	3.0
7 小平市	25.1	4.9	3.6	2.4	3.3	4.0	4.3	2.6	2.2	2.9
8 国分寺市	25.0	3.5	3.2	4.6	3.7	4.3	4.5	2.3	1.4	2.8
9 多摩市	27.2	5.8	2.7	1.3	3.9	3.7	3.6	2.7	1.3	2.8
10 武蔵野市	24.8	2.4	1.7	2.4	0.9	2.1	5.3	2.3	2.6	2.8
11 調布市	27.3	3.3	2.9	2.0	3.3	3.2	4.2	1.8	2.4	2.7
12 昭島市	22.1	4.5	4.8	3.2	4.7	3.1	4.7	2.9	2.3	2.7
13 町田市	26.0	4.2	4.7	3.6	3.3	3.8	4.2	2.5	2.5	2.7
14 小金井市	25.1	5.4	2.5	2.0	2.8	4.0	5.3	0.8	3.9	2.6
15 八王子市	24.5	4.9	4.0	3.5	3.9	3.4	3.9	2.7	2.8	2.5
16 青梅市	21.2	4.7	5.3	4.1	3.0	4.3	3.5	3.1	1.9	2.5
17 府中市	25.5	2.3	2.6	2.3	2.5	4.3	3.4	2.0	2.8	2.5
18 東村山市	23.9	4.7	4.7	3.9	4.1	4.3	3.6	2.9	2.6	2.4
19 あきる野市	15.8	5.7	5.0	3.3	2.7	5.2	2.0	4.5	1.7	2.3
20 東大和市	24.1	4.3	3.7	3.4	3.5	3.9	3.5	1.9	2.7	2.3
21 西東京市	26.6	4.1	2.7	4.7	2.9	5.1	3.3	2.3	3.2	2.3
22 清瀬市	24.2	5.7	2.9	3.7	3.7	4.2	5.2	3.0	3.6	1.7
23 羽村市	16.1	6.0	5.9	3.2	5.1	4.4	5.5	4.0	3.0	1.6
24 立川市	21.2	4.6	4.3	3.1	2.9	4.2	5.8	3.2	1.5	1.6
25 三鷹市	25.4	3.5	4.3	2.4	2.4	2.6	4.0	1.6	2.7	1.2
26 狛江市	28.1	3.2	1.7	1.4	0.9	4.1	2.1	3.4	1.7	1.1

◎ 令和7年度増減率の高い5市の状況

単位：％



5 市たばこ税

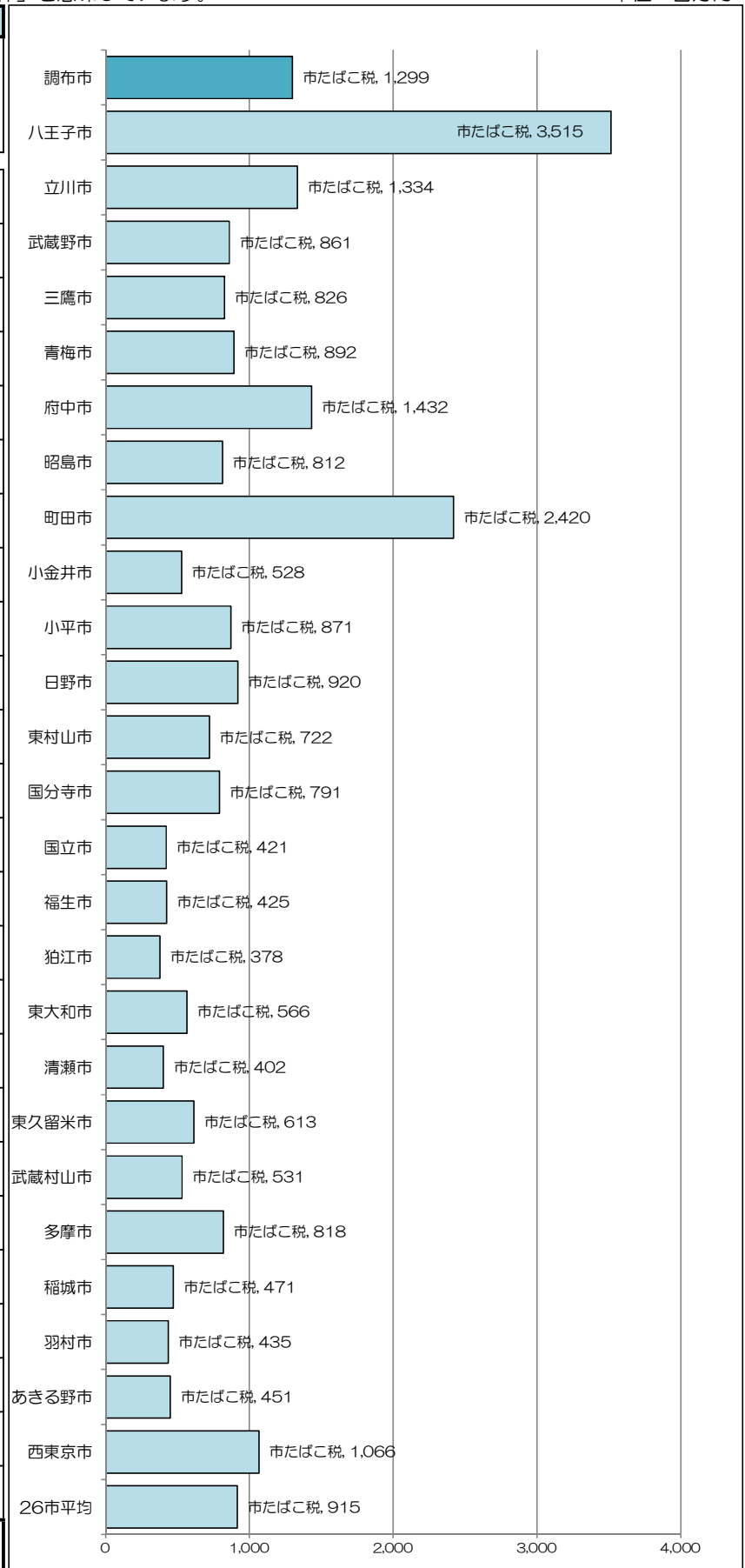
(1) 決算額の状況

※ 資料：「7年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	市たばこ税	市税総額
調布市 (不交付)	税額 1,299 構成比 2.4%	53,271
八王子市	税額 3,515 構成比 3.6%	97,254
立川市 (不交付)	税額 1,334 構成比 3.0%	44,526
武蔵野市 (不交付)	税額 861 構成比 1.8%	48,673
三鷹市 (不交付)	税額 826 構成比 1.9%	43,422
青梅市	税額 892 構成比 4.1%	21,965
府中市 (不交付)	税額 1,432 構成比 2.4%	59,054
昭島市	税額 812 構成比 3.7%	22,226
町田市	税額 2,420 構成比 3.2%	74,841
小金井市 (不交付)	税額 528 構成比 2.2%	24,542
小平市	税額 871 構成比 2.5%	35,039
日野市	税額 920 構成比 2.8%	33,275
東村山市	税額 722 構成比 3.2%	22,798
国分寺市 (不交付)	税額 791 構成比 3.0%	26,396
国立市 (不交付)	税額 421 構成比 2.5%	16,714
福生市	税額 425 構成比 4.9%	8,645
狛江市	税額 378 構成比 2.7%	14,137
東大和市	税額 566 構成比 4.2%	13,587
清瀬市	税額 402 構成比 3.8%	10,703
東久留米市	税額 613 構成比 3.3%	18,483
武蔵村山市	税額 531 構成比 4.8%	11,050
多摩市 (不交付)	税額 818 構成比 2.6%	31,381
稲城市	税額 471 構成比 2.6%	17,925
羽村市	税額 435 構成比 4.0%	10,965
あきる野市	税額 451 構成比 3.7%	12,118
西東京市	税額 1,066 構成比 2.9%	36,531
26市平均	税額 915 構成比 2.9%	31,136



10年間にける26市の市たばこ税の状況です。
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

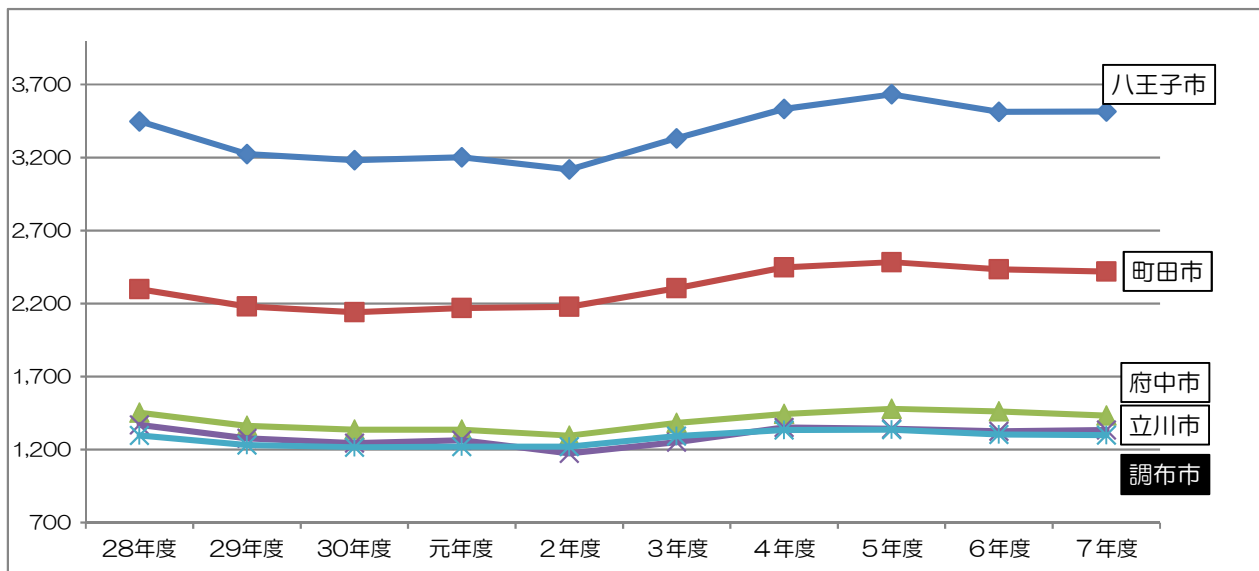
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 八王子市	3,447	3,223	3,182	3,203	3,118	3,331	3,533	3,633	3,513	3,515
2 町田市	2,298	2,180	2,140	2,169	2,178	2,306	2,449	2,484	2,435	2,420
3 府中市	1,451	1,362	1,337	1,337	1,295	1,382	1,444	1,479	1,462	1,432
4 立川市	1,369	1,276	1,244	1,264	1,173	1,251	1,350	1,342	1,324	1,334
5 調布市	1,296	1,230	1,216	1,219	1,220	1,292	1,335	1,336	1,303	1,299
6 西東京市	998	954	945	967	963	1,031	1,074	1,090	1,078	1,066
7 日野市	878	832	836	845	835	894	956	949	933	920
8 青梅市	897	851	830	822	810	864	904	923	905	892
9 小平市	865	806	794	794	811	856	889	885	870	871
10 武蔵野市	947	889	878	884	792	834	874	886	873	861
11 三鷹市	814	764	748	750	777	815	836	834	830	826
12 多摩市	845	787	763	776	753	817	841	851	811	818
13 昭島市	811	749	746	749	729	778	813	828	810	812
14 国分寺市	830	769	775	815	657	705	778	832	887	791
15 東村山市	729	682	669	682	686	722	764	752	733	722
16 東久留米市	607	564	558	568	579	610	636	646	620	613
17 東大和市	553	522	515	512	510	548	590	577	571	566
18 武蔵村山市	499	466	468	469	488	515	535	529	532	531
19 小金井市	521	487	485	491	501	526	542	538	527	528
20 稲城市	441	408	401	417	430	463	473	480	469	471
21 あきる野市	426	393	397	407	415	441	466	468	456	451
22 羽村市	460	417	393	400	386	412	436	441	434	435
23 福生市	436	407	407	401	402	421	443	443	428	425
24 国立市	419	393	386	386	389	419	435	431	419	421
25 清瀬市	387	366	355	362	361	379	402	405	391	402
26 狛江市	355	339	339	341	362	383	390	389	373	378
26市平均	907	851	839	847	832	884	930	940	923	915

◎ 令和7年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



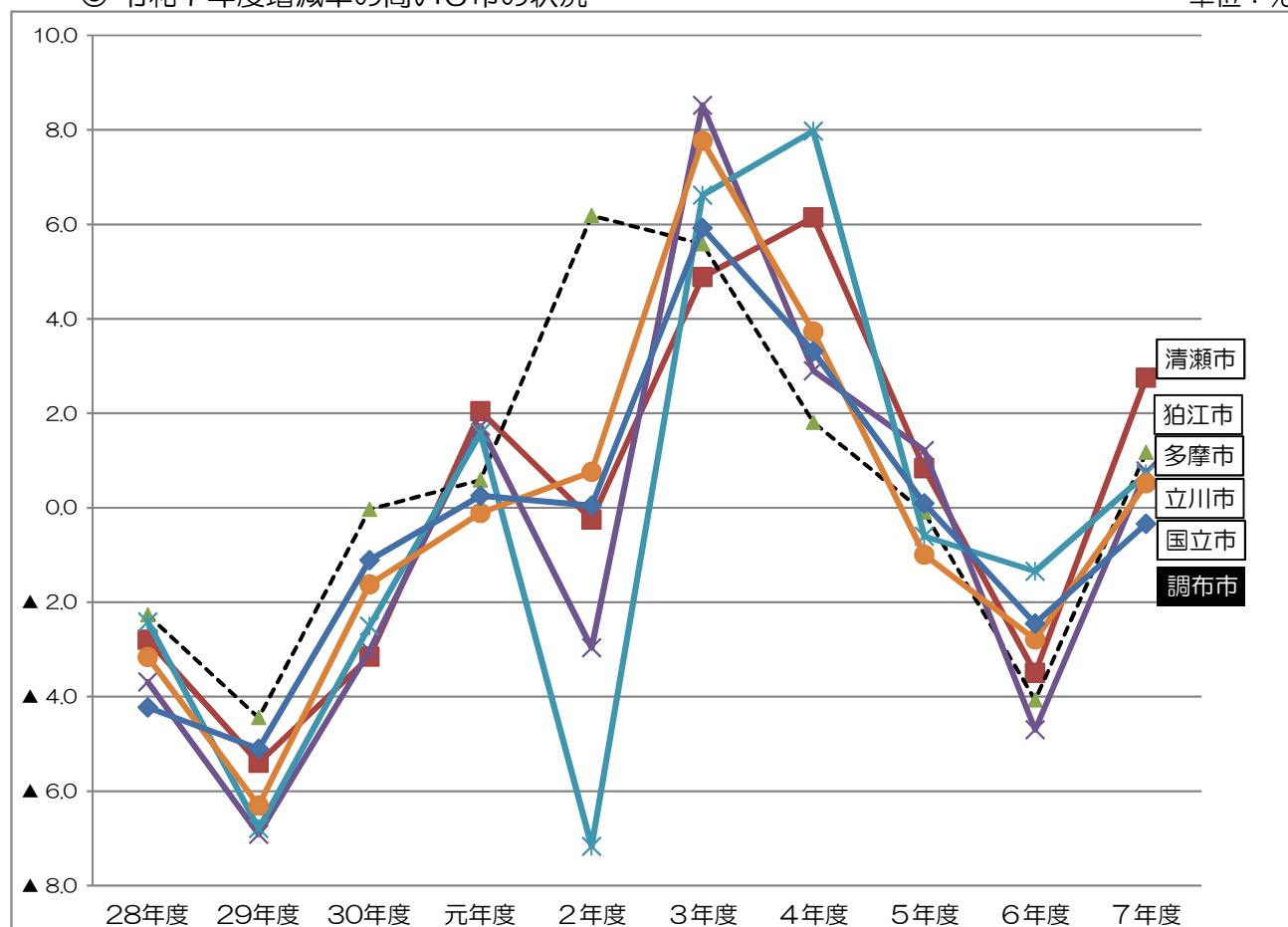
(3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 清瀬市	▲2.8	▲5.4	▲3.2	2.0	▲0.3	4.9	6.1	0.8	▲3.5	2.8
2 狛江市	▲2.3	▲4.4	▲0.0	0.6	6.2	5.6	1.8	▲0.1	▲4.1	1.2
3 多摩市	▲3.7	▲6.9	▲3.0	1.7	▲3.0	8.5	2.9	1.2	▲4.7	0.8
4 立川市	▲2.4	▲6.8	▲2.5	1.6	▲7.2	6.6	8.0	▲0.6	▲1.3	0.7
5 国立市	▲3.2	▲6.3	▲1.6	▲0.1	0.8	7.8	3.7	▲1.0	▲2.8	0.5
6 稲城市	▲3.6	▲7.4	▲1.9	4.1	3.1	7.7	2.1	1.6	▲2.4	0.4
7 小金井市	▲2.3	▲6.6	▲0.5	1.4	1.9	5.0	3.2	▲0.8	▲2.1	0.3
8 羽村市	▲5.0	▲9.3	▲5.6	1.6	▲3.5	6.9	5.6	1.4	▲1.7	0.2
9 昭島市	▲3.2	▲7.6	▲0.4	0.4	▲2.6	6.7	4.5	1.9	▲2.2	0.2
10 小平市	▲2.9	▲6.8	▲1.5	▲0.0	2.1	5.6	3.8	▲0.5	▲1.7	0.1
11 八王子市	▲3.2	▲6.5	▲1.3	0.7	▲2.6	6.8	6.0	2.8	▲3.3	0.0
12 武蔵村山市	▲4.9	▲6.5	0.3	0.3	3.9	5.6	3.8	▲1.1	0.5	▲0.1
13 調布市	▲4.2	▲5.1	▲1.1	0.3	0.0	5.9	3.3	0.1	▲2.5	▲0.3
14 三鷹市	▲4.5	▲6.1	▲2.1	0.2	3.6	5.0	2.5	▲0.2	▲0.5	▲0.5
15 町田市	▲4.1	▲5.1	▲1.8	1.3	0.4	5.9	6.2	1.4	▲2.0	▲0.6
16 福生市	▲1.8	▲6.6	0.1	▲1.5	0.1	4.9	5.2	▲0.0	▲3.3	▲0.8
17 東大和市	▲1.9	▲5.7	▲1.4	▲0.6	▲0.3	7.4	7.7	▲2.2	▲1.0	▲1.0
18 西東京市	▲2.5	▲4.3	▲1.0	2.4	▲0.4	7.0	4.2	1.5	▲1.1	▲1.1
19 あきる野市	▲4.4	▲7.7	0.9	2.5	2.0	6.3	5.7	0.3	▲2.6	▲1.1
20 東久留米市	▲3.8	▲7.0	▲1.2	1.9	1.9	5.4	4.2	1.5	▲4.0	▲1.2
21 武蔵野市	▲4.9	▲6.1	▲1.2	0.7	▲10.5	5.3	4.9	1.4	▲1.6	▲1.3
22 日野市	▲2.5	▲5.2	0.4	1.2	▲1.2	7.0	7.0	▲0.8	▲1.7	▲1.4
23 青梅市	▲2.0	▲5.2	▲2.4	▲0.9	▲1.5	6.6	4.7	2.0	▲2.0	▲1.4
24 東村山市	▲1.8	▲6.4	▲2.0	2.0	0.6	5.1	5.9	▲1.6	▲2.5	▲1.5
25 府中市	▲3.5	▲6.1	▲1.9	0.0	▲3.1	6.7	4.5	2.5	▲1.2	▲2.0
26 国分寺市	▲1.0	▲7.3	0.7	5.1	▲19.4	7.2	10.4	7.0	6.6	▲10.7

◎ 令和7年度増減率の高い5市の状況

単位：％



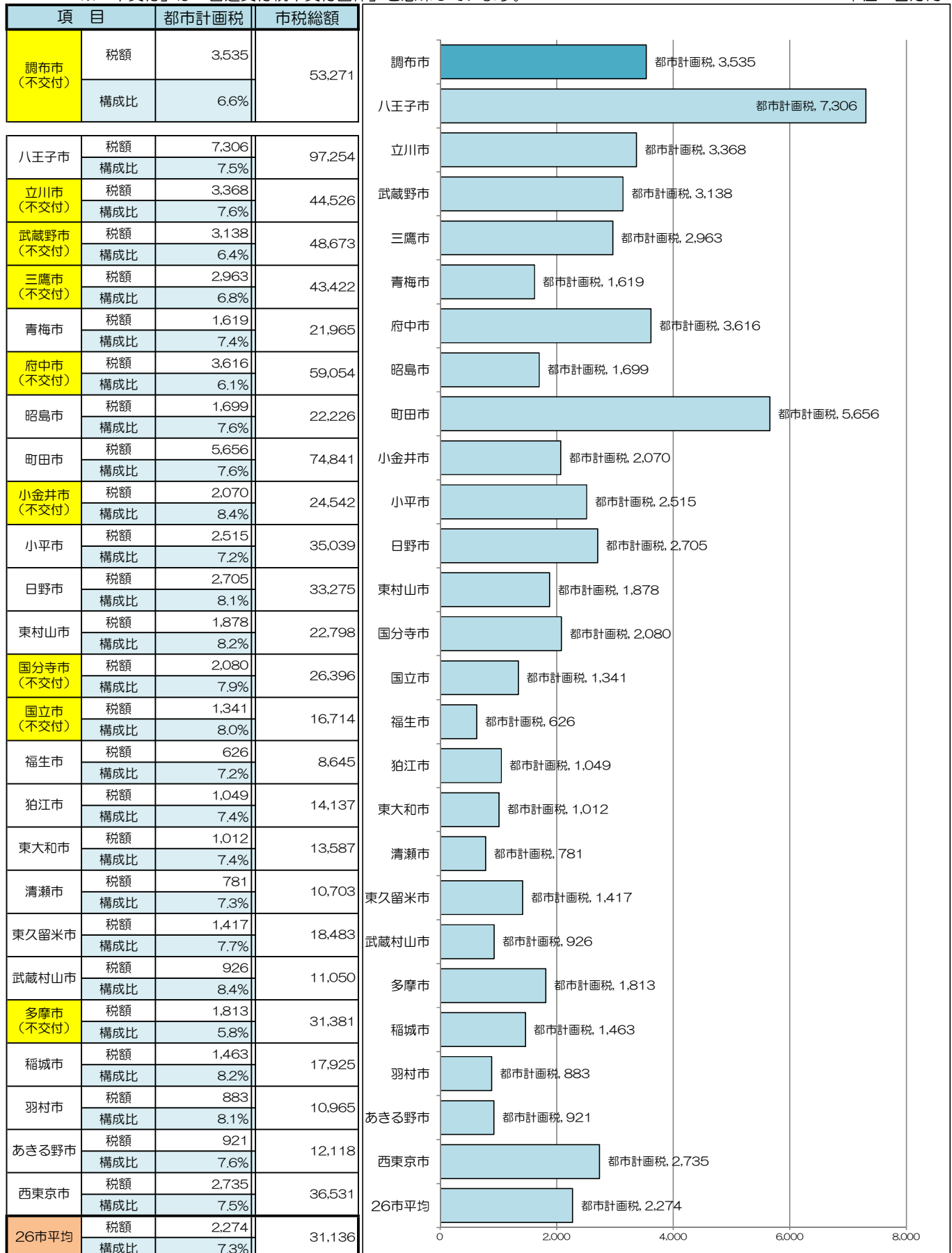
6 都市計画税

(1) 決算額の状況

※ 資料：「7年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円



10年間における26市の都市計画税の状況です。
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

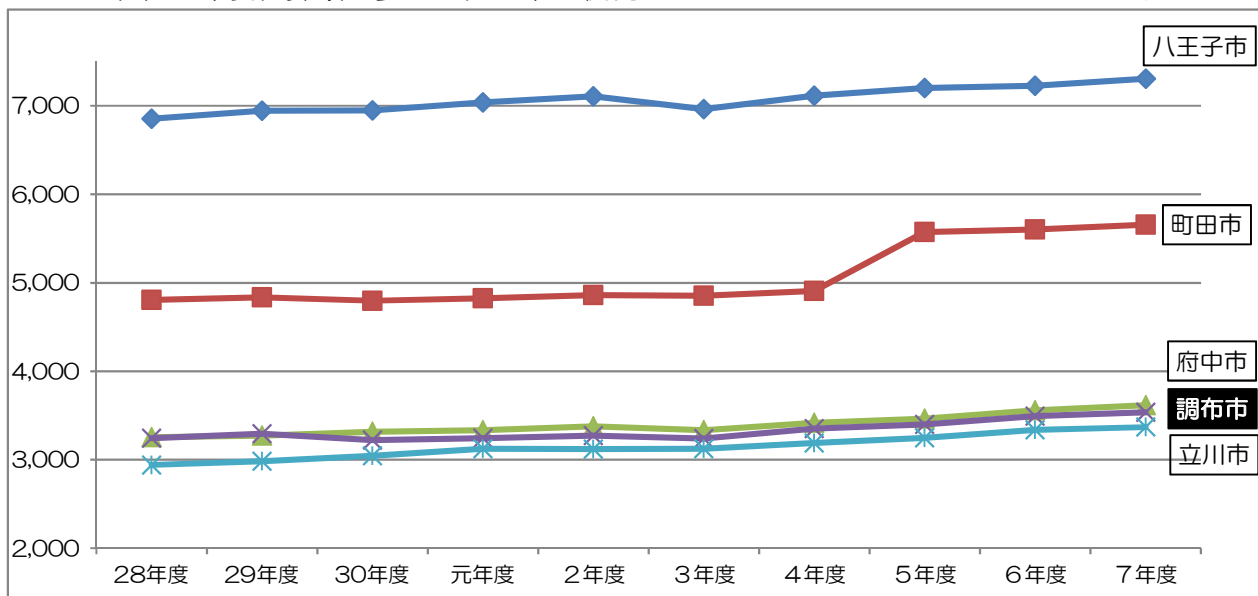
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 八王子市	6,855	6,944	6,949	7,038	7,107	6,962	7,114	7,202	7,228	7,306
2 町田市	4,807	4,836	4,797	4,826	4,861	4,854	4,908	5,574	5,603	5,656
3 府中市	3,253	3,271	3,315	3,334	3,376	3,332	3,419	3,465	3,558	3,616
4 調布市	3,244	3,294	3,221	3,245	3,274	3,239	3,353	3,398	3,493	3,535
5 立川市	2,941	2,985	3,046	3,124	3,120	3,123	3,188	3,249	3,336	3,368
6 武蔵野市	2,506	2,507	2,604	2,682	2,714	1,354	2,831	2,953	3,080	3,138
7 三鷹市	2,536	2,559	2,611	2,670	2,703	2,697	2,792	2,844	2,930	2,963
8 西東京市	2,418	2,445	2,476	2,512	2,536	2,534	2,621	2,657	2,704	2,735
9 日野市	2,278	2,296	2,509	2,522	2,551	2,520	2,574	2,610	2,670	2,705
10 小平市	2,285	2,304	2,327	2,361	2,383	2,357	2,430	2,468	2,492	2,515
11 国分寺市	1,841	1,861	1,870	1,925	1,950	1,929	1,983	2,003	2,056	2,080
12 小金井市	1,777	1,794	1,828	1,848	1,861	1,891	1,970	2,004	2,041	2,070
13 東村山市	1,722	1,740	1,762	1,773	1,806	1,730	1,819	1,841	1,861	1,878
14 多摩市	1,719	1,734	1,728	1,736	1,759	1,771	1,778	1,798	1,795	1,813
15 昭島市	1,499	1,526	1,537	1,556	1,568	1,518	1,590	1,618	1,671	1,699
16 青梅市	1,539	1,545	1,516	1,524	1,533	1,497	1,518	1,531	1,558	1,619
17 稲城市	1,190	1,218	1,249	1,269	1,290	1,296	1,347	1,386	1,435	1,463
18 東久留米市	1,300	1,307	1,320	1,334	1,347	1,340	1,370	1,382	1,397	1,417
19 国立市	1,246	1,262	1,273	1,282	1,293	1,182	1,267	1,284	1,320	1,341
20 狛江市	850	857	967	974	983	977	1,000	1,010	1,039	1,049
21 東大和市	968	977	974	984	990	973	989	997	1,003	1,012
22 武蔵村山市	851	871	869	878	886	858	873	882	920	926
23 あきる野市	849	860	849	855	866	832	849	911	911	921
24 羽村市	819	826	824	835	838	829	844	855	866	883
25 清瀬市	710	714	717	727	740	736	747	758	770	781
26 福生市	593	596	603	606	610	601	609	616	619	626
26市平均	2,023	2,043	2,067	2,093	2,113	2,036	2,145	2,204	2,245	2,274

◎ 令和7年度決算額の多い上位5市の状況

単位：百万円



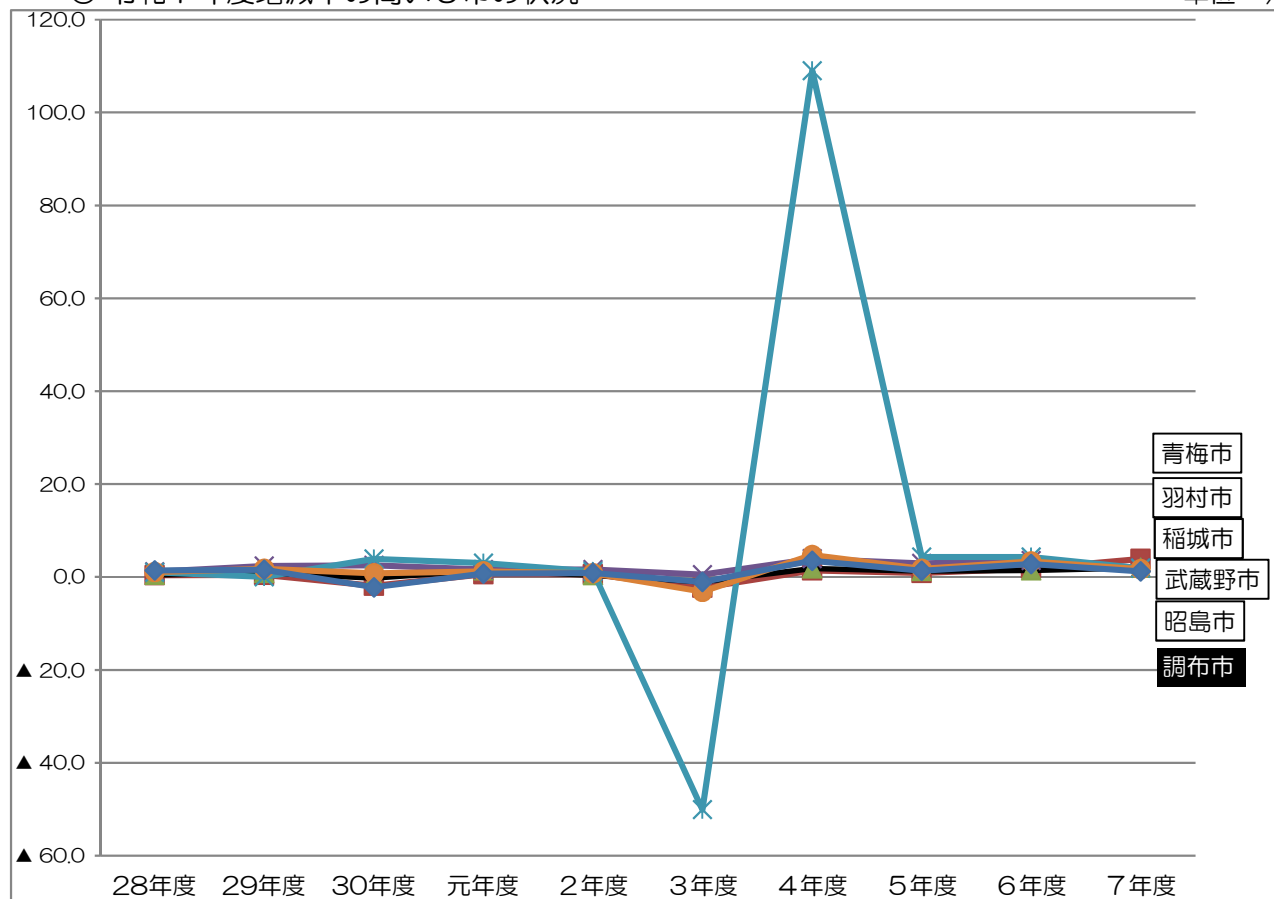
(3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 青梅市	0.4	0.4	▲ 1.9	0.6	0.6	▲ 2.3	1.4	0.9	1.8	3.9
2 羽村市	0.4	0.8	▲ 0.2	1.4	0.4	▲ 1.1	1.8	1.3	1.4	2.0
3 稲城市	1.2	2.4	2.5	1.6	1.6	0.5	3.9	2.9	3.6	1.9
4 武蔵野市	1.0	0.0	3.9	3.0	1.2	▲ 50.1	109.0	4.3	4.3	1.9
5 昭島市	1.1	1.8	0.8	1.2	0.8	▲ 3.2	4.7	1.7	3.3	1.7
6 府中市	1.1	0.6	1.3	0.6	1.3	▲ 1.3	2.6	1.3	2.7	1.6
7 国立市	1.8	1.3	0.9	0.7	0.9	▲ 8.5	7.2	1.3	2.8	1.6
8 清瀬市	2.0	0.6	0.3	1.5	1.7	▲ 0.4	1.5	1.5	1.5	1.5
9 東久留米市	▲ 2.8	0.6	1.0	1.0	1.0	▲ 0.6	2.3	0.9	1.1	1.4
10 小金井市	1.1	1.0	1.9	1.1	0.7	1.6	4.2	1.7	1.8	1.4
11 日野市	2.9	0.8	9.3	0.5	1.1	▲ 1.2	2.1	1.4	2.3	1.3
12 調布市	1.4	1.5	▲ 2.2	0.7	0.9	▲ 1.0	3.5	1.4	2.8	1.2
13 福生市	0.6	0.5	1.1	0.5	0.7	▲ 1.5	1.3	1.2	0.5	1.2
14 西東京市	0.9	1.1	1.3	1.4	1.0	▲ 0.1	3.4	1.4	1.8	1.1
15 国分寺市	0.7	1.1	0.5	3.0	1.3	▲ 1.1	2.8	1.0	2.7	1.1
16 三鷹市	0.5	0.9	2.0	2.3	1.2	▲ 0.2	3.5	1.9	3.0	1.1
17 八王子市	0.9	1.3	0.1	1.3	1.0	▲ 2.0	2.2	1.2	0.4	1.1
18 あきる野市	4.6	1.3	▲ 1.2	0.6	1.3	▲ 3.9	2.0	7.4	0.0	1.1
19 多摩市	0.7	0.9	▲ 0.3	0.5	1.3	0.7	0.4	1.2	▲ 0.2	1.0
20 立川市	2.5	1.5	2.1	2.5	▲ 0.1	0.1	2.1	1.9	2.7	1.0
21 狛江市	0.7	0.9	12.7	0.8	0.9	▲ 0.7	2.4	1.1	2.9	1.0
22 町田市	1.0	0.6	▲ 0.8	0.6	0.7	▲ 0.1	1.1	13.6	0.5	1.0
23 東大和市	0.6	0.9	▲ 0.3	1.0	0.6	▲ 1.7	1.7	0.9	0.6	0.9
24 東村山市	0.8	1.0	1.3	0.6	1.8	▲ 4.2	5.1	1.2	1.1	0.9
25 小平市	1.1	0.8	1.0	1.4	0.9	▲ 1.1	3.1	1.6	1.0	0.9
26 武蔵村山市	0.9	2.4	▲ 0.3	1.0	1.0	▲ 3.2	1.8	1.0	4.3	0.7

◎ 令和7年度増減率の高い5市の状況

単位：％



7 収納率

多摩地域26市の市税の収納率（現年分、滞納繰越分）及び課税・収納に係る経費について、状況を確認することができます。

(1) 収納率の状況

単位：％

	市名	7年度		6年度		市名	7年度		6年度	
		収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位
合計分	狛江市	99.7	1	99.6	1	国分寺市	99.0	13	99.1	10
	八王子市	99.6	2	99.5	2	昭島市	99.0	13	98.9	18
	東大和市	99.5	3	99.4	4	立川市	99.0	13	99.0	15
	国立市	99.5	3	99.5	2	小平市	98.9	18	99.1	10
	小金井市	99.3	5	99.3	5	府中市	98.9	18	98.7	21
	多摩市	99.2	6	99.2	8	あきる野市	98.8	20	98.8	19
	稲城市	99.2	6	99.3	5	西東京市	98.8	20	98.8	19
	清瀬市	99.2	6	99.0	15	武蔵村山市	98.6	22	98.6	22
	羽村市	99.2	6	99.1	10	東久留米市	98.5	23	98.5	23
	町田市	99.2	6	99.3	5	福生市	98.3	24	98.2	24
	三鷹市	99.2	6	99.1	10	東村山市	98.1	25	98.1	25
	武蔵野市	99.1	12	99.1	10	青梅市	97.4	26	97.4	26
	調布市	99.0	13	99.2	8	26市平均	99.0		99.0	
	日野市	99.0	13	99.0	15					

単位：％

	市名	7年度		6年度		市名	7年度		6年度	
		収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位
現年分	八王子市	99.9	1	99.9	1	町田市	99.5	13	99.7	3
	狛江市	99.9	1	99.8	2	小平市	99.5	13	99.6	7
	東大和市	99.7	3	99.7	3	日野市	99.5	13	99.5	17
	稲城市	99.7	3	99.7	3	国分寺市	99.5	13	99.6	7
	立川市	99.6	5	99.6	7	あきる野市	99.5	13	99.5	17
	武蔵野市	99.6	5	99.6	7	調布市	99.4	20	99.4	21
	三鷹市	99.6	5	99.6	7	東久留米市	99.4	20	99.4	21
	小金井市	99.6	5	99.6	7	武蔵村山市	99.4	20	99.5	17
	国立市	99.6	5	99.7	3	西東京市	99.3	23	99.4	21
	清瀬市	99.6	5	99.6	7	東村山市	99.2	24	99.3	24
	多摩市	99.6	5	99.6	7	福生市	99.2	24	99.1	25
	羽村市	99.6	5	99.6	7	青梅市	98.9	26	98.9	26
	府中市	99.5	13	99.5	17	26市平均	99.5		99.5	
	昭島市	99.5	13	99.6	7					

単位：％

	市名	7年度		6年度		市名	7年度		6年度	
		収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位
滞納繰越分	国立市	63.2	1	60.3	2	小平市	42.1	15	39.1	20
	調布市	60.0	2	67.9	1	あきる野市	41.4	16	42.7	14
	東大和市	56.7	3	55.2	3	昭島市	41.2	17	39.3	19
	小金井市	55.2	4	51.6	6	福生市	39.9	18	41.0	18
	町田市	52.7	5	52.2	5	武蔵野市	37.5	19	41.4	17
	清瀬市	51.3	6	45.7	10	国分寺市	37.0	20	44.8	12
	狛江市	50.1	7	52.8	4	立川市	35.7	21	35.9	22
	西東京市	49.6	8	49.3	8	青梅市	33.7	22	34.4	24
	三鷹市	49.4	9	46.1	9	東村山市	33.0	23	33.2	25
	府中市	47.5	10	42.6	15	武蔵村山市	31.7	24	36.3	21
	多摩市	44.1	11	45.3	11	八王子市	29.5	25	29.0	26
	東久留米市	42.9	12	41.8	16	稲城市	29.3	26	34.5	23
	日野市	42.6	13	44.5	13	26市平均	43.8		44.5	
	羽村市	42.6	13	49.5	7					

(2) 収納率上位市の比較

※データ出典元：「市町村税徴収実績調書」

単位：％

収納率 順位	市名・年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	狛江市	99.6	99.4	99.4	99.4	99.5	99.5	99.6	99.7
2	八王子市	98.3	98.7	98.7	99.1	99.2	99.4	99.5	99.6
3	東大和市	97.5	98.3	98.7	99.0	99.2	99.3	99.4	99.5
3	国立市	99.6	99.6	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
5	小金井市	99.3	99.3	99.2	99.4	99.5	99.5	99.3	99.3
13	調布市	98.4	98.9	98.7	98.9	98.9	99.0	99.2	99.0

(3) 課税・収納のコスト

税収1万円当たりの経費（課税・収納コスト）について、26市の状況を見ることができます。

【※算式：税収に対する徴収費の割合（「市町村課税状況調」第39表を基に算出）】

単位：円

市名・年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	府中市	55	53	58	56	50	56	60	54
2	三鷹市	90	79	87	84	67	71	70	77
3	立川市	86	89	97	82	88	91	83	86
4	小平市	125	128	141	122	119	119	99	114
5	調布市	99	102	119	107	92	109	96	117
6	武蔵野市	119	111	107	107	116	107	104	118
7	稲城市	142	132	159	136	127	133	124	129
8	日野市	149	153	169	158	154	139	137	130
8	西東京市	146	128	131	120	109	118	113	130
10	東久留米市	145	125	150	145	123	128	118	134
11	小金井市	136	134	134	124	113	125	116	142
11	東村山市	170	165	217	177	134	162	141	142
13	八王子市	120	121	132	114	111	155	212	144
14	町田市	125	148	162	164	133	133	137	145
15	多摩市	206	164	161	158	157	190	153	161
16	国立市	171	152	164	153	155	175	152	162
17	昭島市	160	158	157	170	151	145	140	167
18	あきる野市	227	205	242	206	152	177	172	168
19	青梅市	224	221	217	202	185	183	161	178
20	国分寺市	134	125	113	102	113	132	113	179
21	清瀬市	121	132	141	137	149	159	207	221
22	羽村市	124	126	118	127	187	202	212	223
23	武蔵村山市	214	205	215	198	179	220	202	230
24	福生市	236	233	211	195	210	228	208	250
25	東大和市	198	211	270	254	236	243	247	282
26	狛江市	246	232	244	245	231	249	240	304
26市平均		133	130	140	131	140	134	134	137

第 6 章

資 料

1 行政機構図

税務機構・事務分掌・職員数等

令和8年4月1日現在

部	課	係	部長	次長 副参事	課長	補佐 副主幹	係長 主査	主任 主事	合計	事務分掌
市民部 (税関係部署)	市民税課		1	1	3	3	15 (2)	61	84	※係長・主査欄の括弧内の数は事務取扱の数で外数
					1	1	5	20	27	※主任・主事欄は任期付職員1人を含む数
		諸税係					1	4	5	1 税務事務の総合調整及び調査研究に関する事 2 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課及び減免に 3 市税（個人市民税を含み、国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調 4 市税に係る条例及び規則の立案に関する事 5 市民税（都民税を含む。以下同じ。）の証明及び報告に関する事 6 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事 7 部内の庶務に関する事 8 課内の庶務に関する事 9 部内他の課又は係に属さない事項に関する事
		市民税係					4	16	20	市民税（法人市民税を除く。）の調査、賦課及び減免に関する事
					1	1	5 (1)	16	23	
		資産税課					5 (1)	16	21	1 固定資産の評価に関する事 2 固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）の調査及び賦課に 3 固定資産税課税台帳及び地籍図の整理保管に関する事 4 固定資産税並びに固定資産の証明及び報告に関する事 5 固定資産税の減免に関する事 6 納税管理人に関する事 7 特別土地保有税に関する事 8 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事 9 固定資産評価員に関する事 10 課内の庶務に関する事
	納税課				1	1	5 (1)	25	32	※主任・主事欄は任期付職員2人を含む数
		納税係					2	10	12	1 市税（個人市民税を含む。以下同じ。）及び税外収入の徴収に 2 市税の督促に関する事 3 市税の納税証明に関する事 4 過誤納金の還付又は充当に関する事 5 納税の指導、奨励及び納税貯蓄組合に関する事 6 徴収簿の整理保管に関する事 7 課内の庶務に関する事
		整理係					3 (1)	15	18	1 市税の滞納整理、滞納処分及び欠損処分に関する事 2 徴収金の囑託及び受託に関する事 3 市税の納税猶予に関する事

2 市税総括

(1) 令和7年度市税収入実績

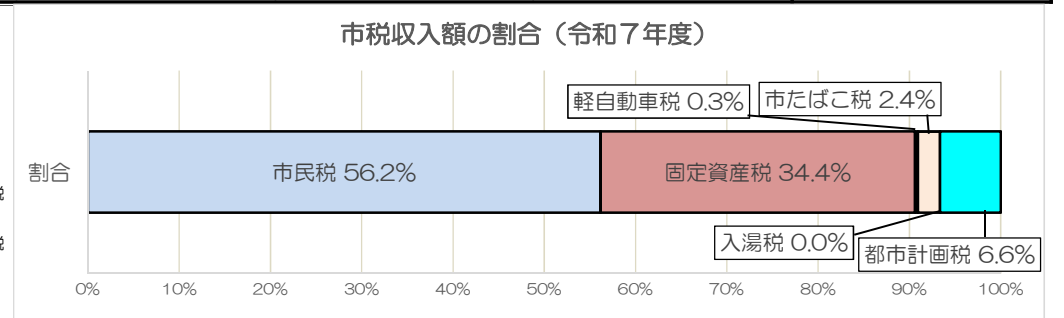
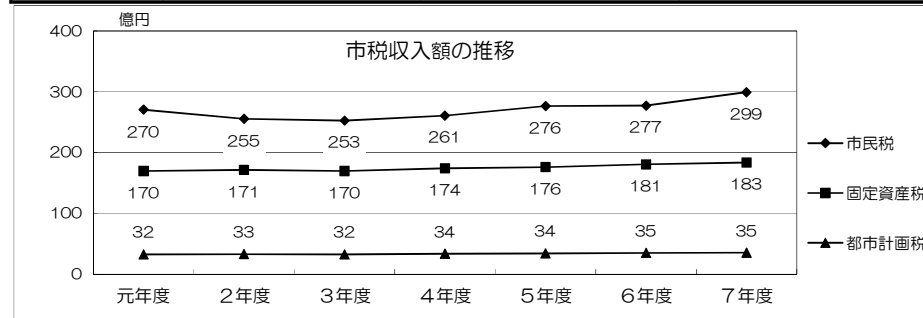
税目	区分	予算額 (円)	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入率(%)		市民1人当たり税負担額(円)			市民1世帯当たり税負担額(円)		
					予算額	調定額	予算額	調定額	収入済額	予算額	調定額	収入済額
市税		52,747,798,000	53,784,433,985	53,271,246,979	101.0	99.0	220,381	224,712	222,568	423,337	431,657	427,538
市民税		29,535,810,000	30,291,356,834	29,924,162,256	101.3	98.8	123,401	126,558	125,024	237,045	243,109	240,162
個人		24,308,882,000	24,824,204,321	24,479,701,487	100.7	98.6	101,563	103,716	102,277	195,095	199,231	196,466
現年課税分		24,139,817,000	24,514,241,877	24,287,518,046	100.6	99.1	100,857	102,421	101,474	193,739	196,744	194,924
滞納繰越分		169,065,000	309,962,444	192,183,441	113.7	62.0	706	1,295	803	1,357	2,488	1,542
法人		5,226,928,000	5,467,152,513	5,444,460,769	104.2	99.6	21,838	22,842	22,747	41,950	43,878	43,696
現年課税分		5,215,732,000	5,444,906,300	5,440,110,517	104.3	99.9	21,791	22,749	22,729	41,860	43,699	43,661
滞納繰越分		11,196,000	22,246,213	4,350,252	38.9	19.6	47	93	18	90	179	35
固定資産税		18,240,532,000	18,454,125,599	18,348,481,530	100.6	99.4	76,209	77,102	76,660	146,393	148,107	147,259
固定資産税		17,360,090,000	17,547,141,399	17,441,497,330	100.5	99.4	72,531	73,312	72,871	139,327	140,828	139,980
現年課税分		17,312,832,000	17,454,977,800	17,377,311,676	100.4	99.6	72,333	72,927	72,603	138,947	140,088	139,465
滞納繰越分		47,258,000	92,163,599	64,185,654	135.8	69.6	197	385	268	379	740	515
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金		880,442,000	906,984,200	906,984,200	103.0	100.0	3,679	3,789	3,789	7,066	7,279	7,279
軽自動車税		159,868,000	169,236,227	164,479,389	102.9	97.2	668	707	687	1,283	1,358	1,320
環境性能割		13,749,000	15,277,700	15,277,700	111.1	100.0	57	64	64	110	123	123
種別割		146,119,000	153,958,527	149,201,689	102.1	96.9	611	643	623	1,173	1,236	1,197
現年課税分		144,663,000	149,188,800	146,832,386	101.5	98.4	604	623	614	1,161	1,197	1,178
滞納繰越分		1,456,000	4,769,727	2,369,303	162.7	49.7	6	20	10	12	38	19
市たばこ税		1,277,370,000	1,298,825,686	1,298,825,686	101.7	100.0	5,337	5,427	5,427	10,252	10,424	10,424
現年課税分		1,277,370,000	1,298,825,686	1,298,825,686	101.7	100.0	5,337	5,427	5,427	10,252	10,424	10,424
入湯税		1,000	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
現年課税分		1,000	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
都市計画税		3,534,217,000	3,570,889,639	3,535,298,118	100.0	99.0	14,766	14,919	14,771	28,365	28,659	28,373
現年課税分		3,521,826,000	3,537,978,200	3,521,174,076	100.0	99.5	14,714	14,782	14,712	28,265	28,395	28,260
滞納繰越分		12,391,000	32,911,439	14,124,042	114.0	42.9	52	138	59	99	264	113

人口239,348人 世帯数124,600世帯

令和7年1月1日現在の住民基本台帳による(外国人を含む。)

(2) 市税の年度別予算額・調定額・収入額

税目		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数
市民税	予算額	26,089,384,000		116.0	24,450,254,000		93.7	24,382,109,000		99.7	25,676,317,000		105.3	27,524,639,000		107.2	27,212,833,000		98.9	29,535,810,000		108.5
	調定額	27,416,837,726	98.6	117.8	25,956,731,469	98.4	94.7	25,609,777,551	98.6	98.7	26,448,211,905	98.6	103.3	27,985,783,717	98.8	105.8	28,005,924,562	99.0	100.1	30,291,356,834	98.8	108.2
	収入額	27,036,755,251		118.2	25,528,576,869		94.4	25,252,075,088		98.9	26,066,877,946		103.2	27,636,402,332		106.0	27,719,067,209		100.3	29,924,162,256		108.0
固定資産税	予算額	16,992,603,000		101.0	17,007,860,000		100.1	16,881,160,000		99.3	17,141,088,000		101.5	17,534,254,000		102.3	18,059,589,000		103.0	18,240,532,000		101.0
	調定額	17,100,350,342	99.3	99.6	17,267,636,938	99.2	101.0	17,066,686,513	99.3	98.8	17,541,299,801	99.4	102.8	17,710,418,119	99.4	101.0	18,166,960,605	99.5	102.6	18,454,125,599	99.4	101.6
	収入額	16,976,995,479		100.3	17,131,976,763		100.9	16,955,040,636		99.0	17,429,436,668		102.8	17,608,916,400		101.0	18,067,773,040		102.6	18,348,481,530		101.6
軽自動車税	予算額	126,539,000		104.1	130,960,000		103.5	137,462,000		105.0	143,635,000		104.5	150,554,000		104.8	151,285,000		100.5	159,868,000		105.7
	調定額	137,602,048	93.1	104.5	146,910,075	93.6	106.8	151,836,668	93.9	103.4	157,311,983	94.8	103.6	159,547,752	95.5	101.4	164,521,060	96.2	103.1	169,236,227	97.2	102.9
	収入額	128,128,501		104.3	137,463,207		107.3	142,560,728		103.7	149,209,231		104.7	152,298,544		102.1	158,344,177		104.0	164,479,389		103.9
市たばこ税	予算額	1,127,925,000		97.1	1,124,711,000		99.7	1,218,779,000		108.4	1,203,027,000		98.7	1,261,749,000		104.9	1,295,617,000		102.7	1,277,370,000		98.6
	調定額	1,219,187,187	100.0	100.3	1,219,692,205	100.0	100.0	1,291,969,785	100.0	105.9	1,334,762,260	100.0	103.3	1,335,997,286	100.0	100.1	1,303,214,311	100.0	97.5	1,298,825,686	100.0	99.7
	収入額	1,219,187,187		100.3	1,219,692,205		100.0	1,291,969,785		105.9	1,334,762,260		103.3	1,335,997,286		100.1	1,303,214,311		97.5	1,298,825,686		99.7
入湯税	予算額	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0
	調定額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	収入額	0		-	0		-	0		-	0		-	0		-	0		-	0		-
都市計画税	予算額	3,241,312,000		100.7	3,256,423,000		100.5	3,251,245,000		99.8	3,333,668,000		102.5	3,381,369,000		101.4	3,504,336,000		103.6	3,534,217,000		100.9
	調定額	3,285,911,650	98.8	99.9	3,314,917,954	98.8	100.9	3,277,950,280	98.8	98.9	3,390,205,270	98.9	103.4	3,432,589,287	99.0	101.3	3,527,363,117	99.0	102.8	3,570,889,639	99.0	101.2
	収入額	3,244,883,889		100.7	3,273,736,023		100.9	3,239,386,086		99.0	3,352,513,844		103.5	3,397,890,320		101.4	3,492,919,334		102.8	3,535,298,118		101.2
市税合計	予算額	47,577,764,000		108.6	45,970,209,000		96.6	45,870,756,000		99.8	47,497,736,000		103.5	49,852,566,000		105.0	50,223,661,000		100.7	52,747,798,000		105.0
	調定額	49,159,888,953	98.9	109.1	47,905,888,641	98.7	97.4	47,398,220,797	98.9	98.9	48,871,791,219	98.9	103.1	50,624,336,161	99.0	103.6	51,167,983,655	99.2	101.1	53,784,433,985	99.0	105.1
	収入額	48,605,950,307		109.6	47,291,445,067		97.3	46,881,032,323		99.1	48,332,799,949		103.1	50,131,504,882		103.7	50,741,318,071		101.2	53,271,246,979		105.0
一般会計歳入総額		97,770,890,425		101.2	126,482,528,997		129.4	109,457,115,175		86.5	109,587,312,116		100.1	113,104,006,071		103.2	113,895,261,022		100.7	119,824,728,156		105.2
歳入総額に占める市税収入		49.7%			37.4%			42.8%			44.1%			44.3%			44.6%			44.5%		



(3) 市税の納期（通常年度）

			第1期	第2期	第3期	第4期
市民税	個人	普通徴収	6月30日	8月31日	10月31日	翌年1月31日
		給与特別徴収	毎月分を翌月10日（6月から翌年5月まで）			
		年金特別徴収	年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）の翌月10日			
	法人	随時 確定申告分：事業年度終了後2か月以内 予定申告分：事業年度開始後8か月以内（一定の要件を超える法人）				
固定資産税 都市計画税			第1期	第2期	第3期	第4期
			5月31日	7月31日	12月25日	翌年2月末日
軽自動車税			5月31日			
市たばこ税			毎月分を翌月末日			
入湯税			毎月分を翌月15日			

※ 令和8年度（納期一覧表）

科目	月別	令和8年									令和9年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税 (普通徴収)			1期 6/30		2期 8/31		3期 11/2			4期 2/1			
個人市民税 (特別徴収)	徴収すべき月の翌月10日（毎月）												
個人市民税 (年金特別徴収)	年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）の翌月10日												
法人市民税	随時 確定申告分：事業年度終了後2か月以内 予定申告分：事業年度開始後8か月以内（一定の要件を超える法人）												
軽自動車税		6/1											
固定資産税 都市計画税		1期 6/1		2期 7/31					3期 12/25		4期 3/1		

(4) 市民税等標準税率（個人分所得割）

平成元～2年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～120以下	3	0
120超～500以下	8	60,000
500超	11	210,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～500以下	2	0
500超	4	100,000

平成3～6年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～160以下	3	0
160超～550以下	8	80,000
550超	11	245,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～550以下	2	0
550超	4	110,000

平成7～8年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～200以下	3	0
200超～700以下	8	100,000
700超	11	310,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～700以下	2	0
700超	4	140,000

平成9～10年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～200以下	3	0
200超～700以下	8	100,000
700超	12	380,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～700以下	2	0
700超	3	70,000

平成11～18年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～200以下	3	0
200超～700以下	8	100,000
700超	10	240,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～700以下	2	0
700超	3	70,000

平成19～令和8年度 所得割税率	
市民税	
課税総所得金額	税率
一律 6%	
都民税	
課税総所得金額	税率
一律 4%	

(5) 市税税率の変遷

税目			課税標準額	税率区分		税 率									
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
市民税	個人	均等割	課税総所得金額			3,500円	同左	同左	同左	3,000円	同左	同左			
		所得割				6%	同左	同左	同左	同左	同左				
	法人	均等割				50人超	資本金等	50億円超～	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
								10億円超～50億円以下							
								1億円超～10億円以下							
								1千万円超～1億円以下							
								～1千万円以下							
						50人以下	資本金等	10億円超～							410,000円
								1億円超～10億円以下							160,000円
								1千万円超～1億円以下							130,000円
								～1千万円以下							50,000円
	法人税割	法人税額				資本金	1億円超	8.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
							1億円以下	6.0%							
固定資産税 （土地・家屋・償却）		固定資産税の 課税標準額			1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左				
軽自動車税	環境性能割	車両の取得価額 （50万円超）			0%～2%	同左	同左	同左	同左	同左					
					燃費性能等による税率の区分については、14市税ガイドの3軽自動車税をご覧ください。										
	種別割	一台につき	原動機付自転車	第1種		2,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左			
				第2種	乙	2,000円									
					甲	2,400円									
				ミニカー		3,700円							27年3月末日までに車両番号の指定を受けた車両	初年度検査から13年超の車両	
				二輪のもの		3,600円							↓	↓	
				三輪のもの		3,900円							3,100円	4,600円	
				四輪以上のもの	乗用	営業用							6,900円	5,500円	8,200円
						自家用							10,800円	7,200円	12,900円
					貨物	営業用							3,800円	3,000円	4,500円
						自家用							5,000円	4,000円	6,000円
				小型特殊		農耕作業用							2,400円	(※)一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に依りて、取得した日の属する年度の翌年度分の税額を軽減する特別措置	
				その他のもの									5,900円		
				二輪の小型自動車		6,000円									
				市たばこ税		売上本数									5,692円/1,000本
				6,122円/1,000本(10/1以降)	6,552円/1,000本(10/1以降)										
入湯税		入湯客			1人1日 150円	同左	同左	同左	同左	同左	同左				
都市計画税 （土地・家屋）		都市計画税の 課税標準額			0.24%	同左	同左	同左	同左	同左	同左				

3 市民税

(1) 市民税の調定状況等（現年課税分）

区分 年度	普通徴収											
	均等割額			所得割額			計			納税者数（人）		
	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）		増減人数 （人）	増減率 （％）
元年度	102,978	▲ 12,045	▲ 10.5	4,826,222	206,227	4.5	4,929,200	194,183	4.1	33,374	166	0.5
2年度	104,787	1,809	1.8	4,925,335	99,112	2.1	5,030,122	100,921	2.0	32,045	▲ 1,329	▲ 4.0
3年度	100,550	▲ 4,237	▲ 4.0	4,684,227	▲ 241,108	▲ 4.9	4,784,777	▲ 245,345	▲ 4.9	30,464	▲ 1,581	▲ 4.9
4年度	99,789	▲ 761	▲ 0.8	5,111,155	426,928	9.1	5,210,944	426,167	8.9	32,559	2,095	6.9
5年度	100,564	775	0.8	5,133,930	22,774	0.4	5,234,494	23,550	0.5	32,974	415	1.3
6年度	89,083	▲ 11,482	▲ 11.4	5,089,089	▲ 44,841	▲ 0.9	5,178,172	▲ 56,322	▲ 1.1	33,512	538	1.6
7年度	88,381	▲ 702	▲ 0.8	5,821,535	732,446	14.4	5,909,916	731,744	14.1	33,487	▲ 25	▲ 0.1
区分 年度	特別徴収（給与）											
	均等割額			所得割額			計			納税者数（人）		
	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）		増減人数 （人）	増減率 （％）
元年度	300,052	18,179	6.4	14,930,186	382,971	2.6	15,230,238	401,150	2.7	86,304	2,697	3.2
2年度	307,158	7,106	2.4	15,315,360	385,174	2.6	15,622,517	392,279	2.6	88,393	2,089	2.4
3年度	313,666	6,509	2.1	15,409,205	93,845	0.6	15,722,871	100,353	0.6	90,318	1,925	2.2
4年度	316,386	2,720	0.9	15,637,285	228,080	1.5	15,953,672	230,801	1.5	90,652	334	0.4
5年度	320,289	3,903	1.2	16,129,390	492,105	3.1	16,449,679	496,008	3.1	91,866	1,214	1.3
6年度	277,670	▲ 42,619	▲ 13.3	15,778,684	▲ 350,706	▲ 2.2	16,056,354	▲ 393,326	▲ 2.4	92,633	767	0.8
7年度	286,988	9,319	3.4	17,473,932	1,695,248	10.7	17,760,920	1,704,566	10.6	94,872	2,239	2.4
区分 年度	特別徴収（年金）											
	均等割額			所得割額			計			納税者数（人）		
	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）		増減人数 （人）	増減率 （％）
元年度	47,032	3,696	8.5	720,325	▲ 8,960	▲ 1.2	767,357	▲ 5,264	▲ 0.7	9,508	36	0.4
2年度	46,559	▲ 473	▲ 1.0	712,313	▲ 8,011	▲ 1.1	758,872	▲ 8,484	▲ 1.1	8,734	▲ 774	▲ 8.1
3年度	47,489	930	2.0	735,888	23,575	3.3	783,377	24,505	3.2	9,510	776	8.9
4年度	47,979	490	1.0	729,599	▲ 6,289	▲ 0.9	777,578	▲ 5,798	▲ 0.7	9,587	77	0.8
5年度	48,321	342	0.7	721,861	▲ 7,738	▲ 1.1	770,183	▲ 7,396	▲ 1.0	9,444	▲ 143	▲ 1.5
6年度	42,026	▲ 6,296	▲ 13.0	668,112	▲ 53,749	▲ 7.4	710,138	▲ 60,045	▲ 7.8	9,941	497	5.3
7年度	43,189	1,163	2.8	800,217	132,105	19.8	843,406	133,269	18.8	10,256	315	3.2
区分 年度	合計											
	均等割額			所得割額			計			納税者数（人）		
	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）		増減人数 （人）	増減率 （％）
元年度	450,062	9,830	2.2	20,476,733	580,239	2.9	20,926,795	590,069	2.9	129,186	2,899	2.3
2年度	458,503	8,441	1.9	20,953,008	476,275	2.3	21,411,511	484,716	2.3	129,172	▲ 14	▲ 0.0
3年度	461,705	3,202	0.7	20,829,320	▲ 123,688	▲ 0.6	21,291,025	▲ 120,487	▲ 0.6	130,292	1,120	0.9
4年度	464,155	2,450	0.5	21,478,040	648,720	3.1	21,942,194	651,170	3.1	132,798	2,506	1.9
5年度	469,175	5,020	1.1	21,985,181	507,142	2.4	22,454,356	512,162	2.3	134,284	1,486	1.1
6年度	408,778	▲ 60,397	▲ 12.9	21,535,885	▲ 449,296	▲ 2.0	21,944,663	▲ 509,693	▲ 2.3	136,086	1,802	1.3
7年度	418,558	9,780	2.4	24,095,684	2,559,799	11.9	24,514,242	2,569,579	11.7	138,615	2,529	1.9

区分 年度	均等割			法人税割			計			市民税総額
	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	
	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	調定額 （千円）	増減額 （千円）	増減率 （％）	
元年度	660,140	15,208	2.4	5,476,436	3,584,156	189.4	6,136,576	3,599,364	141.9	27,063,371
2年度	657,238	▲ 2,902	▲ 0.4	3,554,084	▲ 1,922,351	▲ 35.1	4,211,322	▲ 1,925,254	▲ 31.4	25,622,833
3年度	659,861	2,623	0.4	3,302,092	▲ 251,993	▲ 7.1	3,961,953	▲ 249,370	▲ 5.9	25,252,977
4年度	684,103	24,242	3.7	3,514,898	212,806	6.4	4,199,000	237,048	6.0	26,141,194
5年度	653,726	▲ 30,377	▲ 4.4	4,585,516	1,070,619	30.5	5,239,242	1,040,242	24.8	27,693,598
6年度	700,740	47,014	7.2	5,063,323	477,807	10.4	5,764,063	524,821	10.0	27,708,726
7年度	671,581	▲ 29,159	▲ 4.2	4,773,326	▲ 289,998	▲ 5.7	5,444,906	▲ 319,157	▲ 5.5	29,959,148

(2) 市民税の平均課税等（現年課税分）

区分 年度		個人							法人				
		調定額 (千円)	納税者数 (人)	人口 (人)	対人口 納税者 割合 (%)	世帯数 (世帯)	人口 1人当たり 課税額 (千円)	1世帯 当たり 課税額 (千円)	納税者 1人当たり 課税額 (千円)	調定額 (千円)	納税者数 (人)	納税者 1人当たり 課税額 (千円)	
30年度		20,336,726	126,287	232,473	54.3	117,099	87	174	161	2,537,212	6,283	404	
元年度		20,926,795	129,186	235,169	54.9	118,804	89	176	162	6,136,576	6,303	974	
		増減	590,069	2,899	2,696	0.6	1,705	2	2	1	3,599,364	20	570
		増減率（％）	2.9	2.3	1.2	1.1	1.5	1.7	1.4	0.6	141.9	0.3	141.1
2年度		21,411,511	129,172	237,054	54.5	120,286	90	178	166	4,211,322	6,409	657	
		増減	484,716	▲ 14	1,885	▲ 0.4	1,482	1	2	4	▲ 1,925,254	106	▲ 317
		増減率（％）	2.3	▲ 0.0	0.8	▲ 0.8	1.2	1.5	1.1	2.3	▲ 31.4	1.7	▲ 32.5
3年度		21,291,025	130,292	237,815	54.8	121,296	90	176	163	3,961,953	6,531	607	
		増減	▲ 120,487	1,120	761	0.3	1,010	▲ 1	▲ 2	▲ 2	▲ 249,370	122	▲ 50
		増減率（％）	▲ 0.6	0.9	0.3	0.5	0.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 5.9	1.9	▲ 7.7
4年度		21,942,194	132,798	237,939	55.8	121,783	92	180	165	4,199,000	6,579	638	
		増減	651,169	2,506	124	1.0	487	3	5	2	237,048	48	32
		増減率（％）	3.1	1.9	0.1	1.9	0.4	3.0	2.6	1.1	6.0	0.7	5.2
5年度		22,454,356	134,284	238,505	56.3	122,585	94	183	167	5,239,242	6,753	776	
		増減	512,162	1,486	566	0.5	802	2	3	2	1,040,242	174	138
		増減率（％）	2.3	1.1	0.2	0.9	0.7	2.1	1.7	1.2	24.8	2.6	21.6
6年度		21,944,663	136,086	238,774	57.0	123,497	92	178	161	5,764,063	6,905	835	
		増減	▲ 509,693	1,802	269	0.7	912	▲ 2	▲ 5	▲ 6	524,821	152	59
		増減率（％）	▲ 2.3	1.3	0.1	1.2	0.7	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 3.6	10.0	2.3	7.6
7年度		24,514,242	138,615	239,348	57.9	124,600	102	197	177	5,444,906	6,934	785	
		増減	2,569,579	2,529	574	0.9	1,103	11	19	16	▲ 319,157	29	▲ 50
		増減率（％）	11.7	1.9	0.2	1.6	0.9	11.4	10.7	9.7	▲ 5.5	0.4	▲ 5.9

(3) 個人市民税(所得割)課税標準額段階別

ア 令和8年度

課税標準額段階 所得内容	給与所得者					営業等 所得者					農業所得者				
	納税 義務者 (人)	課税標準額 (千円)	調整控除額 (千円)	所得割額 (千円)	平均 税率 (%)	納税 義務者 (人)	課税標準額 (千円)	調整控除額 (千円)	所得割額 (千円)	平均 税率 (%)	納税 義務者 (人)	課税標準額 (千円)	調整控除額 (千円)	所得割額 (千円)	平均 税率 (%)
10万円以下の金額	1,758	96,929	2,234	3,477	5.9	186	10,012	231	351	5.9	0	0	0	0	0.0
10万円を超え100万円以下	17,845	10,829,575	34,532	597,086	6.0	1,675	885,778	3,459	47,651	6.0	0	0	0	0	0.0
100万円を超え200万円以下	27,126	40,349,374	50,702	2,246,402	6.0	1,339	1,964,579	2,732	108,564	6.0	0	0	0	0	0.0
200万円を超え300万円以下	21,464	53,022,050	33,014	2,909,116	6.0	927	2,279,728	1,441	127,174	6.0	1	2,017	1	120	6.0
300万円を超え400万円以下	13,420	46,283,408	20,121	2,527,814	6.0	563	1,941,278	845	109,417	6.0	1	3,417	2	203	6.0
400万円を超え550万円以下	11,284	52,616,290	16,921	2,875,872	6.0	489	2,297,079	734	129,483	6.0	0	0	0	0	0.0
550万円を超え700万円以下	5,463	33,675,443	8,187	1,824,187	6.0	247	1,527,227	371	86,025	6.0	0	0	0	0	0.0
700万円を超え1,000万円以下	5,263	43,621,152	7,879	2,350,589	6.0	261	2,144,565	392	119,445	6.0	1	8,755	2	438	6.0
1,000万円を超える金額	4,319	75,494,822	5,554	4,038,395	6.0	315	6,795,222	354	374,026	6.0	0	0	0	0	0.0
合計	107,942	355,989,043	179,144	19,372,938	6.0	6,002	19,845,468	10,559	1,102,136	6.0	3	14,189	5	761	6.0
200万円以下の金額	46,729	51,275,878	87,468	2,846,965	6.0	3,200	2,860,369	6,422	156,566	6.0	0	0	0	0	0.0
200万円を超え700万円以下	51,631	185,597,191	78,243	10,136,989	6.0	2,226	8,045,312	3,391	452,099	6.0	2	5,434	3	323	6.0
700万円を超え1,000万円以下	5,263	43,621,152	7,879	2,350,589	6.0	261	2,144,565	392	119,445	6.0	1	8,755	2	438	6.0
1,000万円を超える金額	4,319	75,494,822	5,554	4,038,395	6.0	315	6,795,222	354	374,026	6.0	0	0	0	0	0.0
所得別構成 (%)	80.5	74.0	76.9	77.7		4.5	4.1	4.5	4.4		0.0	0.0	0.0	0.0	

イ 令和7年度

課税標準額段階 所得内容	給与所得者					営業等 所得者					農業所得者				
	納税 義務者 (人)	課税標準額 (千円)	調整控除額 (千円)	所得割額 (千円)	平均 税率 (%)	納税 義務者 (人)	課税標準額 (千円)	調整控除額 (千円)	所得割額 (千円)	平均 税率 (%)	納税 義務者 (人)	課税標準額 (千円)	調整控除額 (千円)	所得割額 (千円)	平均 税率 (%)
10万円以下の金額	2,381	117,619	2,858	4,082	5.9	229	11,300	273	387	5.9	0	0	0	0	0.0
10万円を超え100万円以下	19,445	11,671,713	36,846	643,054	6.0	1,595	840,694	3,175	44,861	6.0	0	0	0	0	0.0
100万円を超え200万円以下	27,944	41,358,960	52,176	2,300,037	6.0	1,330	1,969,284	2,769	109,419	6.0	2	2,900	3	171	6.0
200万円を超え300万円以下	21,160	52,304,596	32,662	2,866,242	6.0	848	2,096,236	1,314	117,243	6.0	0	0	0	0	0.0
300万円を超え400万円以下	12,405	42,802,821	18,607	2,339,447	6.0	500	1,726,394	750	96,123	6.0	0	0	0	0	0.0
400万円を超え550万円以下	10,527	49,061,758	15,791	2,689,444	6.0	454	2,117,091	681	119,129	6.0	1	4,850	1	289	6.0
550万円を超え700万円以下	5,123	31,554,941	7,684	1,714,220	6.0	246	1,511,255	369	84,153	6.0	1	6,340	2	283	6.0
700万円を超え1,000万円以下	4,747	39,339,738	7,114	2,114,816	6.0	227	1,857,626	341	103,345	6.0	0	0	0	0	0.0
1,000万円を超える金額	3,869	67,623,649	4,949	3,626,090	6.0	284	6,065,509	322	332,608	6.0	0	0	0	0	0.0
合計	107,601	335,835,795	178,687	18,297,432	6.0	5,713	18,195,389	9,994	1,007,268	6.0	4	14,090	6	743	6.0
200万円以下の金額	49,770	53,148,292	91,880	2,947,173	6.0	3,154	2,821,278	6,217	154,667	6.0	2	2,900	3	171	6.0
200万円を超え700万円以下	49,215	175,724,116	74,744	9,609,353	6.0	2,048	7,450,976	3,114	416,648	6.0	2	11,190	3	572	6.0
700万円を超え1,000万円以下	4,747	39,339,738	7,114	2,114,816	6.0	227	1,857,626	341	103,345	6.0	0	0	0	0	0.0
1,000万円を超える金額	3,869	67,623,649	4,949	3,626,090	6.0	284	6,065,509	322	332,608	6.0	0	0	0	0	0.0
所得別構成 (%)	81.0	72.8	77.4	77.1		4.3	3.9	4.3	4.2		0.0	0.0	0.0	0.0	

(3) 個人市民税(所得割)課税標準額段階別(続き)

ア 令和8年度

課税標準額段階 所得内容	その他の所得者					土地に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分					合計					納税義務者の構成(%)	所得割額の構成(%)
	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)		
10万円以下の金額	729	37,848	907	1,318	5.9	357	8,246,623	43	233,809	5.4	3,030	8,391,412	3,415	238,955	5.9	2.3	1.0
10万円を超え100万円以下	8,010	4,231,174	21,470	228,785	6.0	411	4,809,584	821	134,006	6.0	27,941	20,756,111	60,282	1,007,528	6.0	20.8	4.0
100万円を超え200万円以下	3,936	5,493,942	10,451	308,672	6.0	437	5,245,211	914	156,687	6.0	32,838	53,053,106	64,799	2,820,325	6.0	24.5	11.3
200万円を超え300万円以下	1,530	3,711,902	2,488	210,204	6.0	389	3,238,062	547	106,870	6.0	24,311	62,253,759	37,491	3,353,484	6.0	18.1	13.5
300万円を超え400万円以下	677	2,341,034	1,016	130,780	6.0	393	5,055,065	519	160,510	6.0	15,054	55,624,202	22,503	2,928,724	6.0	11.2	11.8
400万円を超え550万円以下	516	2,413,591	773	134,952	6.0	483	5,974,198	655	212,543	6.0	12,772	63,301,158	19,083	3,352,850	6.0	9.5	13.5
550万円を超え700万円以下	258	1,594,629	387	90,253	6.0	301	3,696,689	409	131,850	6.0	6,269	40,493,988	9,354	2,132,315	6.0	4.7	8.6
700万円を超え1,000万円以下	273	2,296,109	410	125,805	6.0	371	7,353,488	482	263,481	6.0	6,169	55,424,069	9,165	2,859,758	6.0	4.6	11.5
1,000万円を超える金額	531	14,466,889	570	803,100	6.0	621	24,904,375	526	1,010,374	6.0	5,786	121,661,308	7,004	6,225,895	6.0	4.3	25.0
合計	16,460	36,587,118	38,472	2,033,869	6.0	3,763	68,523,295	4,916	2,410,130	6.0	134,170	480,959,113	233,096	24,919,834	6.0	100.0	100.0
200万円以下の金額	12,675	9,762,964	32,828	538,775	6.0	1,205	18,301,418	1,778	524,502	6.0	63,809	82,200,629	128,496	4,066,808	6.0	47.6	16.3
200万円を超え700万円以下	2,981	10,061,156	4,664	566,189	6.0	1,566	17,964,014	2,130	611,773	6.0	58,406	221,673,107	88,431	11,767,373	6.0	43.5	47.2
700万円を超え1,000万円以下	273	2,296,109	410	125,805	6.0	371	7,353,488	482	263,481	6.0	6,169	55,424,069	9,165	2,859,758	6.0	4.6	11.5
1,000万円を超える金額	531	14,466,889	570	803,100	6.0	621	24,904,375	526	1,010,374	6.0	5,786	121,661,308	7,004	6,225,895	6.0	4.3	25.0
所得別構成(%)	12.3	7.6	16.5	8.2		2.8	14.2	2.1	9.7		100.0	100.0	100.0	100.0			

イ 令和7年度

課税標準額段階 所得内容	その他の所得者					土地に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分					合計					納税義務者の構成(%)	所得割額の構成(%)
	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)		
10万円以下の金額	707	36,742	889	1,272	5.9	386	11,436,005	52	328,889	5.2	3,703	11,601,666	4,072	334,630	5.9	2.8	1.4
10万円を超え100万円以下	7,743	4,105,951	20,712	221,248	6.0	364	3,763,628	767	104,605	6.0	29,147	20,381,986	61,500	1,013,768	6.0	22.0	4.3
100万円を超え200万円以下	3,800	5,334,690	10,313	299,354	6.0	424	5,326,721	885	161,042	6.0	33,500	53,992,555	66,146	2,870,023	6.0	25.2	12.1
200万円を超え300万円以下	1,474	3,579,543	2,373	202,109	6.0	400	4,659,200	567	143,799	6.0	23,882	62,639,575	36,916	3,329,393	6.0	18.0	14.0
300万円を超え400万円以下	670	2,310,658	1,005	128,990	6.0	358	4,790,225	485	159,866	6.0	13,933	51,630,098	20,847	2,724,426	6.0	10.5	11.5
400万円を超え550万円以下	480	2,232,572	719	124,505	6.0	440	5,411,540	616	186,970	6.0	11,902	58,827,811	17,808	3,120,337	6.0	9.0	13.1
550万円を超え700万円以下	275	1,691,080	413	94,690	6.0	253	3,612,322	354	135,203	6.0	5,898	38,375,938	8,822	2,028,549	6.0	4.4	8.5
700万円を超え1,000万円以下	267	2,205,361	399	123,214	6.0	333	6,679,233	449	246,506	6.0	5,574	50,081,958	8,303	2,587,881	6.0	4.2	10.9
1,000万円を超える金額	523	13,095,165	574	729,005	6.0	568	26,684,818	488	1,049,055	6.0	5,244	113,469,141	6,333	5,736,758	6.0	3.9	24.2
合計	15,939	34,591,762	37,397	1,924,387	6.0	3,526	72,363,692	4,663	2,515,935	6.0	132,783	461,000,728	230,747	23,745,765	6.0	100.0	100.0
200万円以下の金額	12,250	9,477,383	31,914	521,874	6.0	1,174	20,526,354	1,704	594,536	6.0	66,350	85,976,207	131,718	4,218,421	6.0	50.0	17.8
200万円を超え700万円以下	2,899	9,813,853	4,510	550,294	6.0	1,451	18,473,287	2,022	625,838	6.0	55,615	211,473,422	84,393	11,202,705	6.0	41.9	47.2
700万円を超え1,000万円以下	267	2,205,361	399	123,214	6.0	333	6,679,233	449	246,506	6.0	5,574	50,081,958	8,303	2,587,881	6.0	4.2	10.9
1,000万円を超える金額	523	13,095,165	574	729,005	6.0	568	26,684,818	488	1,049,055	6.0	5,244	113,469,141	6,333	5,736,758	6.0	3.9	24.2
所得別構成(%)	12.0	7.5	16.2	8.1		2.7	15.7	2.0	10.6		100.0	100.0	100.0	100.0			

(4) 個人市民税の所得控除の状況

種別		令和8年度			令和7年度		
		控除額 (千円)	対象人員 (人)	対象者 1人当たり (千円)	控除額 (千円)	対象人員 (人)	対象者 1人当たり (千円)
雑損		2,093	7	299	6,735	17	396
医療費 (うちセルフメディケーション税制に係る分)		5,343,749 4,824	19,667 190	272 (25)	5,099,252 (4,391)	18,873 (174)	270 (25)
社会保険料		97,397,602	129,109	754	93,405,812	127,038	735
小規模企業 共済等掛金		4,145,091	16,570	250	3,789,959	15,364	247
生命保険料		4,064,898	89,349	45	4,085,150	88,902	46
地震保険料		340,515	30,326	11	330,415	30,026	11
障害者	普通	701,220	2,623	267	643,760	2,398	268
	特別	434,700	1,421	306	432,600	1,411	307
	計	1,135,920	(実人員) 3,978	286	1,076,360	(実人員) 3,743	288
寡婦		229,320	882	260	222,040	854	260
ひとり親		366,300	1,221	300	365,700	1,219	300
勤労学生		14,040	54	260	8,580	33	260
配偶者	一般 (70歳未満)	3,778,720	11,858	319	3,701,610	11,610	319
	老人 (70歳以上)	1,838,700	4,848	379	1,780,320	4,699	379
	計	5,617,420	16,706	336	5,481,930	16,309	336
配偶者特別控除		723,230	2,665	271	1,126,980	3,988	283
扶養	一般 (16～18歳・23～69歳)	2,918,520	7,964	366	2,805,660	7,689	365
	特定扶養親族 (19～22歳)	2,505,600	5,062	495	2,515,950	5,095	494
	老人扶養親族 (70歳以上)	520,220	1,174	443	516,040	1,176	439
	同居老親等 (70歳以上)	650,250	1,380	471	671,400	1,418	473
	計	6,594,590	(実人員) 13,357	494	6,509,050	(実人員) 13,213	493
同居特障加算		134,090	575	233	129,260	552	234
特定親族特別控除		154,970	358	433			
基礎		56,993,520	134,170	425	56,475,260	132,783	425

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(5) 個人市民税の税額控除の状況

種別	令和8年度			令和7年度		
	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)
配当控除	50,399	2,712	19	36,735	2,749	13
住宅借入金等 特別税額控除	179,267	4,152	43	182,192	4,366	42
寄附金税額控除	1,977,862	36,190	55	1,803,417	34,116	53
外国税額控除	7,881	261	30	5,220	277	19
定額による特別控除 (定額減税)	0	0	-	14,337	2,389	6

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(6) 個人市民税の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の状況

種別	令和8年度			令和7年度		
	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)
配当割額の控除	62,337	2,647	24	58,283	2,722	21
株式等譲渡 所得割額の控除	94,719	1,187	80	76,900	1,305	59

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(7) 個人市民税の事業専従者に関する状況

種別	令和8年度			令和7年度		
	専従者控除額等 (千円)	事業専従者 (人)	控除額/人 (千円)	専従者控除額等 (千円)	事業専従者 (人)	控除額/人 (千円)
青色申告	2,572,941	1,194	2,155	2,576,166	1,230	2,094
白色申告	44,179	64	690	40,601	60	677
計	2,617,120	1,258	2,080	2,616,767	1,290	2,029

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(8) 電子申告に関する状況

（単位：件）

種別	令和8年度		令和7年度	電子化率
		電子化率		電子化率
確定申告書	65,238	76%	61,852	72%
e-Tax	49,836		44,599	
給与支払報告書	188,693	80%	186,496	78%
eL-Tax	150,188		145,667	
公的年金等 支払報告書	79,303	99%	78,993	100%
eL-Tax	78,901		78,614	
法人市民税申告書	8,721	91%	8,553	88%
eL-Tax	7,918		7,525	
計	341,955	84%	335,894	82%
電子申告計	286,843		276,405	

(9) 法人市民税規模別現年納税法人数及び均等割額

単位：社、千円

法人等の区分		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
資本金の 金額等	従業者数	納税 法人数	均等割額	納税 法人数	均等割額	納税 法人数	均等割額	納税 法人数	均等割額	納税 法人数	均等割額	納税 法人数	均等割額
50億円超	50人超	47	143,750	48	134,250	48	147,410	45	126,955	43	138,000	44	131,545
10億円超 50億円以下	50人超	11	21,773	11	21,375	13	26,215	12	23,479	14	30,507	12	22,778
10億円超	50人下 下	250	99,032	249	98,122	239	102,295	238	93,624	236	100,802	234	93,606
1億円超 10億円以下	50人超	28	12,350	29	12,230	32	13,791	32	14,558	32	16,890	32	14,843
1億円超 10億円以下	50人下 下	270	42,299	271	44,438	265	43,693	258	41,943	273	47,773	262	43,669
1千万円超 1億円以下	50人超	47	7,755	51	7,535	45	6,825	50	7,945	49	7,375	56	8,488
1千万円超 1億円以下	50人下 下	720	89,134	727	94,558	712	92,746	711	89,476	728	96,011	710	90,647
1千万円以下	50人超	27	2,255	28	2,735	27	2,638	26	2,270	27	2,742	23	2,430
上記に掲げる以外の法人等		5,009	238,890	5,117	244,618	5,198	248,490	5,381	253,476	5,503	260,640	5,561	263,575
合計		6,409	657,238	6,531	659,861	6,579	684,103	6,753	653,726	6,905	700,740	6,934	671,581

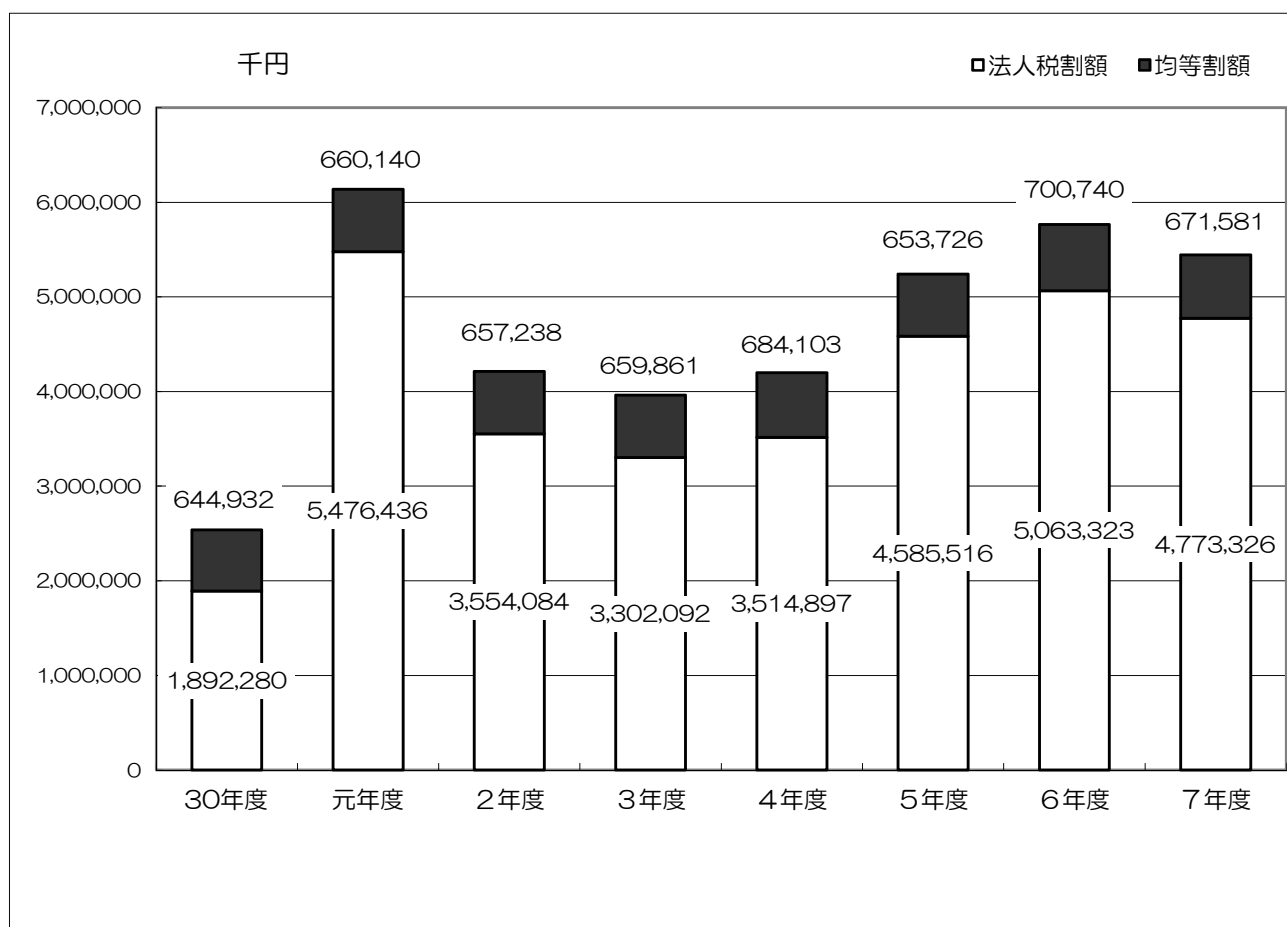
(10) 法人市民税月別現年調定額

単位：千円

年度 月	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
4月	82,168	59,958	78,563	88,052	77,367	105,852
5月	1,696,020	1,578,212	1,656,487	144,281	196,450	2,058,089
6月	639,095	337,215	270,493	2,429,204	284,596	364,314
7月	133,724	3,019	89,788	74,614	2,340,408	78,052
8月	120,128	128,305	146,378	166,407	94,160	88,620
9月	▲ 19,445	61,324	58,653	53,252	56,879	99,937
10月	71,408	77,192	86,440	102,146	117,156	120,037
11月	1,178,083	1,351,032	1,348,861	1,893,479	2,237,521	2,147,093
12月	133,848	126,919	272,697	101,877	92,552	78,732
1月	37,273	56,176	39,646	48,735	53,555	47,724
2月	87,156	113,146	106,969	86,942	141,590	207,965
3月	51,863	69,455	44,025	50,253	71,830	48,492
合計	4,211,322	3,961,953	4,199,000	5,239,242	5,764,063	5,444,906

(11) 法人市民税現年調定額状況等

区分 \ 年度	納税法人数	現年調定額 (千円)			対前年度比 (%)
		均等割額	法人税割額	計	
30年度	6,283	644,932	1,892,280	2,537,212	56.4
元年度	6,303	660,140	5,476,436	6,136,576	241.9
2年度	6,409	657,238	3,554,084	4,211,322	68.6
3年度	6,531	659,861	3,302,092	3,961,953	94.1
4年度	6,579	684,103	3,514,897	4,199,000	106.0
5年度	6,753	653,726	4,585,516	5,239,242	124.8
6年度	6,905	700,740	5,063,323	5,764,063	110.0
7年度	6,934	671,581	4,773,326	5,444,906	94.5



4 固定資産税

(1) 調定状況及び平均課税額（現年課税分）

区分 年度	課税標準額（千円）				調定 額（円）				人口数 （人）	世帯数 （世帯）	納税 義務者数 （人）	平均課税（円）		
	土地	家屋	償却資産	計	土地	家屋	償却資産	計				人口 1人当たり 課税額	1世帯当 たり課税額	納税義務者 1人当たり 課税額
2年度	585,069,841	503,460,027	103,876,048	1,192,405,916	8,131,561,300	6,624,225,200	1,451,998,600	16,207,785,100	237,054	120,286	69,926	68,372	134,744	231,785
3年度	581,022,142	493,835,691	99,296,511	1,174,154,344	8,073,770,200	6,556,173,500	1,387,927,700	16,017,871,400	237,815	121,296	70,361	67,354	132,056	227,653
4年度	590,531,670	521,259,380	100,616,779	1,212,407,829	8,201,348,500	6,922,473,200	1,406,267,000	16,530,088,700	237,939	121,783	71,558	69,472	135,734	231,003
5年度	596,970,108	531,025,803	98,754,883	1,226,750,794	8,286,284,100	7,069,863,900	1,380,600,500	16,736,748,500	238,505	122,585	72,069	70,174	136,532	232,232
6年度	620,383,272	534,351,435	100,817,895	1,255,552,601	8,628,795,500	7,134,364,200	1,409,498,400	17,172,658,100	238,774	123,497	72,579	71,920	139,053	236,606
7年度	624,590,429	544,117,179	106,246,980	1,274,954,588	8,694,189,400	7,275,137,200	1,485,651,200	17,454,977,800	239,348	124,600	72,813	72,927	140,088	239,723

(2) 国有資産等所在市町村交付金

区分 年度	交付金調定額（千円）		
	国有資産分	公有資産分	計
2年度	33,483	913,610	947,093
3年度	32,952	888,753	921,705
4年度	32,051	875,556	907,607
5年度	30,819	843,137	873,956
6年度	30,191	872,827	903,018
7年度	30,218	876,766	906,984

(3) 年度別の土地の評価状況

年度 項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地積（㎡）	11,963,022	11,956,757	11,951,500	11,952,653	11,945,715	11,948,415	11,942,745
筆数（筆）	70,629	70,940	71,347	71,706	71,942	72,172	72,336
総評価額（千円）	2,060,235,643	2,159,914,489	2,160,547,139	2,169,918,946	2,283,311,938	2,283,334,891	2,284,019,831

(4) 令和8年度地目別の土地の評価状況

項目 地目		地積 （㎡）	総評価額 （千円）	筆数 （筆）	平方メートル当 たり 最高評価 （円）
田 畑	一般田	63,923	8,259	150	129
	市街化区域田等	6,622	987,510	25	213,740
	一般畑	947,198	133,175	1,827	141
	市街化区域畑等	122,567	21,969,398	464	321,326
宅地		10,444,898	2,215,115,764	68,650	1,528,800
山林		21,530	1,387,991	69	109,917
雑種地		336,007	44,417,734	1,151	539,070
合計		11,942,745	2,284,019,831	72,336	

(5) 構造別の家屋の評価状況

年度 項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
木造家屋	棟数 (棟)	35,014	35,532	35,961	36,256	36,439	36,692	36,964
	床面積 (㎡)	3,710,314	3,742,866	3,780,250	3,804,391	3,815,593	3,836,419	3,865,523
	評価総価額 (千円)	120,151,655	116,540,135	122,677,794	127,796,925	128,962,296	134,757,857	141,289,077
非木造家屋	棟数 (棟)	9,209	9,293	9,324	9,359	9,379	9,376	9,416
	床面積 (㎡)	5,849,486	5,888,785	5,974,657	5,986,389	6,013,439	6,033,559	6,037,561
	評価総価額 (千円)	382,905,642	385,367,572	398,487,618	403,342,412	403,853,014	409,381,242	411,768,505
合計	棟数 (棟)	44,223	44,825	45,285	45,615	45,818	46,068	46,380
	床面積 (㎡)	9,559,800	9,631,651	9,754,907	9,790,780	9,829,032	9,869,978	9,903,084
	評価総価額 (千円)	503,057,297	501,907,707	521,165,412	531,139,337	532,815,310	544,139,099	553,057,582

(6) 償却資産の評価状況

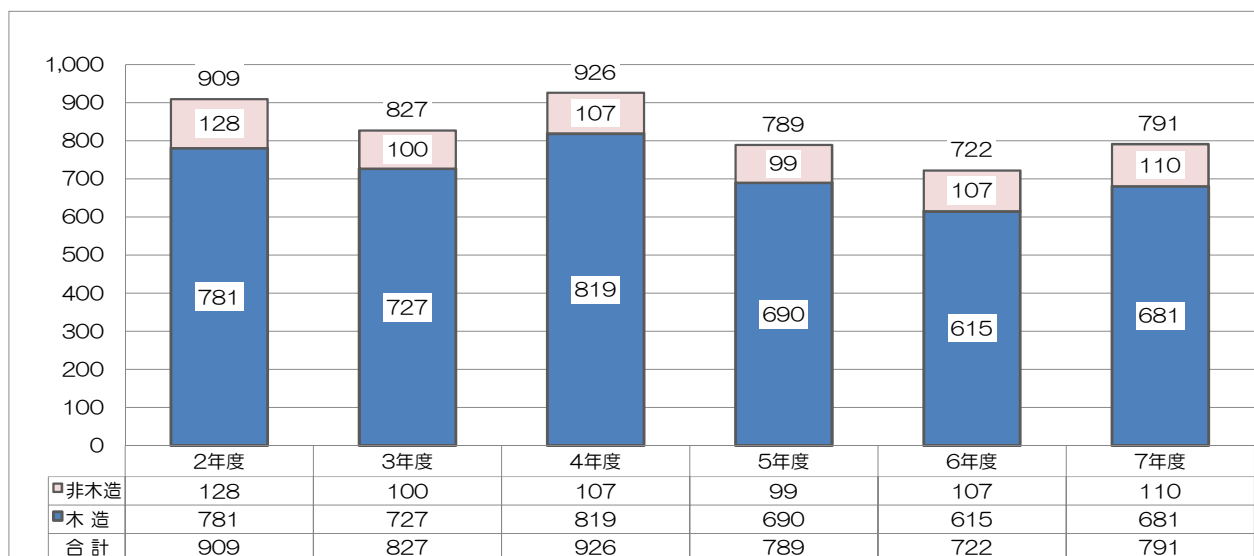
(単位：千円)

年度 項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
構築物		30,263,504	27,682,267	29,650,052	29,882,231	30,954,546	31,155,545	32,891,920
機械及び装置		13,119,509	11,941,594	12,518,712	11,943,748	11,978,786	12,608,018	13,259,958
船舶		49	35	25	18	15	15	67
航空機		927,888	631,676	437,653	321,096	387,748	336,652	307,976
車両及び運搬具		84,722	72,679	76,835	99,757	75,167	130,016	197,175
工具機具及び備品		20,111,365	21,879,244	21,185,483	22,474,061	22,864,996	24,184,328	25,928,161
小計		64,507,037	62,207,495	63,868,760	64,720,911	66,261,258	68,414,574	72,585,257
法第389条関係 総務大臣が価格を 決定したもの		39,778,967	39,068,149	37,498,706	34,626,338	34,509,260	36,073,129	32,659,880
法第389条関係 道府県知事が価格を 決定したもの		710,545	544,429	419,665	329,476	354,439	264,509	213,469
合計		104,996,549	101,820,073	101,787,131	99,676,725	101,124,957	104,752,212	105,458,606

(7) 新築家屋の推移状況

新築家屋の棟数の推移

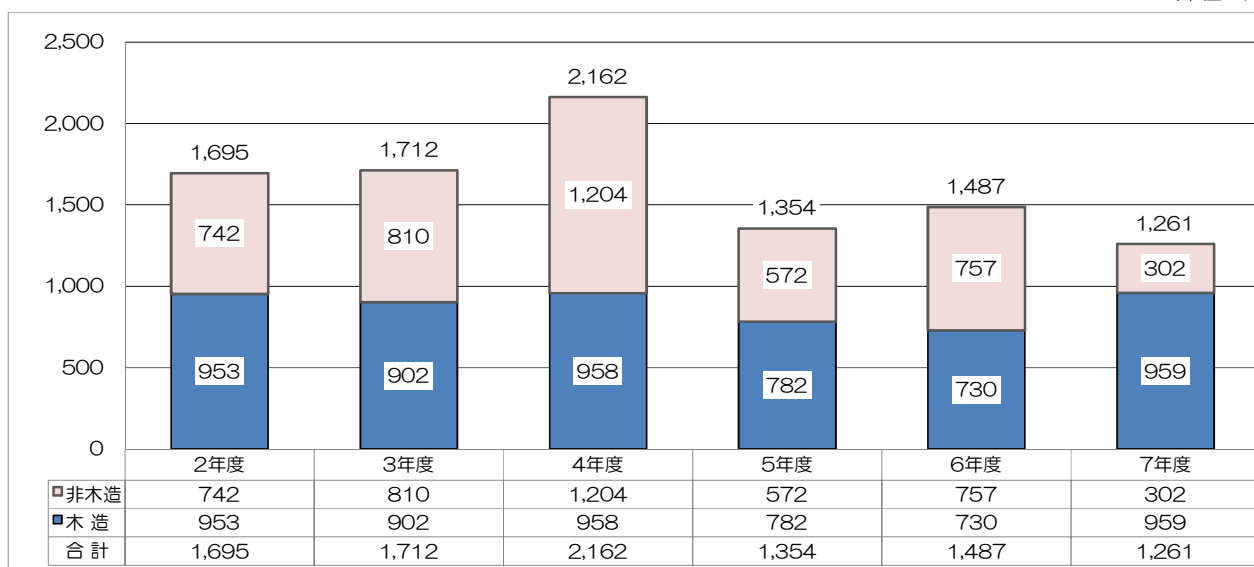
(単位：棟)



資料：数値は固定資産概要調書

新築住宅（専用住宅・共同住宅等）における戸数の推移

(単位：戸)



資料：数値は固定資産概要調書

※ 新築された住宅が構造上何戸住めるかについての積算であり、実際に何世帯住んでいるかについての積算ではありません。
(例：マンションの売れていない一室も1戸としてカウントします。)

(8) 電子申告（償却資産）に関する状況

(単位：件)

種 別	令和7年度	電子化率	令和6年度	電子化率
償却資産申告書	6,124	62%	5,802	61%
eL-Tax	3,820		3,518	

5 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）の課税状況（現年課税分）

（単位：台、円）

種別			年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
			区分	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
原動機付自転車	一種			5,253	10,506,000	4,918	9,836,000	4,688	9,376,000	4,628	9,256,000	4,499	8,998,000	4,409	8,818,000	4,264	8,528,000
	二種(乙)			461	922,000	428	856,000	438	876,000	440	880,000	417	834,000	419	838,000	400	800,000
	二種(甲)			2,807	6,736,800	2,895	6,948,000	2,981	7,154,400	3,075	7,380,000	3,142	7,540,800	3,223	7,735,200	3,239	7,773,600
	ミニカー			168	621,600	173	640,100	197	728,900	224	828,800	212	784,400	206	762,200	211	780,700
	小計			8,689	18,786,400	8,414	18,280,100	8,304	18,135,300	8,367	18,344,800	8,270	18,157,200	8,257	18,153,400	8,114	17,882,300
軽自動車	二輪			2,685	9,666,000	2,633	9,478,800	2,617	9,421,200	2,619	9,428,400	2,652	9,547,200	2,645	9,522,000	2,638	9,496,800
	三輪			2	9,200	1	4,600	1	4,600	1	4,600	1	4,600	1	4,600	1	4,600
	四輪	乗用	営業用	0	0	0	0	1	6,900	2	13,800	8	53,700	17	115,400	20	149,600
			自家用	7,060	65,526,900	7,134	68,789,400	7,330	72,564,300	7,481	76,728,300	7,590	78,922,800	7,718	81,595,200	7,925	84,973,500
		貨物	営業用	498	1,759,300	577	2,085,700	610	2,197,100	624	2,329,500	615	2,296,000	634	2,391,400	607	2,290,300
			自家用	3,523	16,875,600	3,534	17,242,800	3,504	17,388,200	3,499	17,576,300	3,493	17,706,000	3,474	17,793,000	3,505	18,088,700
	小計			13,768	93,837,000	13,879	97,601,300	14,063	101,582,300	14,226	106,080,900	14,359	108,530,300	14,489	111,421,600	14,696	115,003,500
小型特殊自動車	農耕作業用		145	348,000	154	369,600	153	367,200	154	369,600	158	379,200	156	374,400	156	374,400	
	その他		77	454,300	81	477,900	80	472,000	78	460,200	77	454,300	77	454,300	74	436,600	
二輪小型自動車			2,270	13,620,000	2,286	13,716,000	2,328	13,968,000	2,430	14,576,400	2,503	15,018,000	2,566	15,396,000	2,582	15,492,000	
合計			24,949	127,045,700	24,814	130,444,900	24,928	134,524,800	25,255	139,831,900	25,367	142,539,000	25,545	145,799,700	25,622	149,188,800	

6 市たばこ税

調定状況等

区分 年度	税率 ※1,000本につき (旧3級品)	調定額				課税標準額の算定基礎	
		年間調定額 (千円)	1か月平均額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	対前年度増減率 (%)	年間売渡本数 (千本)	対前年度増減率 (%)
元年度	5,692円 (4,000円) (10/1以降 5,692円)	1,219,187	101,599	3,048	0.3	215,137	▲ 4.4
2年度	5,692円 10/1以降 6,122円	1,219,692	101,641	505	0.0	207,680	▲ 3.5
3年度	6,122円 10/1以降 6,552円	1,291,970	107,664	72,278	5.9	204,817	▲ 1.4
4年度	6,552円	1,334,762	111,230	42,792	3.3	203,712	▲ 0.5
5年度	6,552円	1,335,997	111,333	1,235	0.1	203,907	0.1
6年度	6,552円	1,303,214	108,601	▲ 32,783	▲ 2.5	198,903	▲ 2.5
7年度	6,552円	1,298,826	108,235	▲ 4,389	▲ 0.3	198,233	▲ 0.3

※平成28年度から令和3年度まで、各年度の4月又は10月売渡分から税率の改正がありました。

※旧3級品の特例税率は、令和元年10月から廃止されました。

7 入湯税

調定状況等

平成26年度以降は、課税対象施設がないため税収はありません。

8 都市計画税

調定額及び平均課税額

区分 年度	課税標準額			調定額			納税 義務者数 (人)	納税義務 者 1人当たり (円)
	土地 (千円)	家屋 (千円)	計 (千円)	土地 (円)	家屋 (円)	計 (円)		
3年度	867,674,694	493,788,977	1,361,463,671	2,069,283,200	1,169,374,800	3,238,658,000	68,538	47,253
4年度	888,381,458	521,212,666	1,409,594,124	2,118,307,600	1,235,022,700	3,353,330,300	69,503	48,247
5年度	897,404,367	530,979,067	1,428,383,434	2,139,075,500	1,258,476,600	3,397,552,100	70,007	48,532
6年度	933,453,843	534,304,699	1,467,758,542	2,228,364,700	1,266,510,200	3,494,874,900	70,554	49,535
7年度	941,092,438	544,070,443	1,485,162,881	2,247,838,300	1,290,139,900	3,537,978,200	70,788	49,980

9 収納

(1) 市税収納状況（調定に対する収納率）

（各月末調定に対する収納率：％）

年度	月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	決算
2年度	現年	2.6	10.4	34.1	41.7	52.7	57.9	61.3	67.1	71.6	81.6	86.3	96.2	99.1	99.2
	滞納繰越	7.2	12.2	11.8	18.2	24.3	27.7	32.4	36.5	41.9	45.8	49.6	54.4	54.4	54.4
	合計	2.8	10.4	33.9	41.4	52.4	57.6	61.0	66.7	71.3	81.2	86.0	95.8	98.6	98.7
3年度	現年	1.5	11.3	34.6	41.4	52.7	58.0	61.3	67.2	71.9	82.2	86.9	96.4	99.2	99.3
	滞納繰越	11.3	18.1	18.7	25.5	32.5	37.1	41.2	44.9	48.9	53.1	55.9	61.3	61.3	61.3
	合計	1.6	11.3	34.4	41.2	52.4	57.8	61.0	67.0	71.6	81.8	86.6	96.0	98.8	98.9
4年度	現年	0.5	11.8	34.3	41.2	52.6	58.0	61.6	67.6	72.0	82.2	87.2	96.4	99.2	99.3
	滞納繰越	8.2	15.2	15.1	21.6	26.9	30.8	35.3	38.9	43.2	46.8	49.3	55.2	55.2	55.2
	合計	0.6	11.8	34.1	41.0	52.3	57.8	61.3	67.4	71.7	81.9	86.8	96.0	98.8	98.9
5年度	現年	0.8	11.9	34.9	42.1	52.6	58.1	62.0	68.0	72.9	82.4	87.5	96.3	99.2	99.4
	滞納繰越	10.1	18.8	16.0	23.5	29.8	34.6	39.2	43.6	47.8	51.1	54.0	60.1	60.1	60.1
	合計	0.8	11.9	34.7	42.0	52.4	57.8	61.7	67.8	72.7	82.1	87.1	96.0	98.9	99.0
6年度	現年	0.6	11.7	37.1	40.2	51.2	56.6	60.6	66.8	71.9	81.6	86.7	96.1	99.3	99.4
	滞納繰越	12.1	22.9	17.4	27.9	34.3	39.3	45.3	49.9	55.1	59.0	62.4	67.9	67.9	67.9
	合計	0.6	11.8	36.9	40.1	51.0	56.4	60.5	66.7	71.7	81.4	86.5	95.8	99.0	99.2
7年度	現年	0.6	10.9	34.1	41.8	52.3	57.8	61.6	67.6	72.5	82.0	86.2	96.0	99.2	99.4
	滞納繰越	15.1	28.3	19.6	30.9	39.6	45.7	51.9	58.0	63.5	67.5	70.3	60.0	60.0	60.0
	合計	0.6	11.0	34.0	41.8	52.2	57.7	61.6	67.5	72.5	81.9	86.1	95.7	98.9	99.0

(2) 市税還付及び充当状況

年度	区分	歳入				歳出			
		還付		充当		還付		充当	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
2年度		5,585	201,146,304	450	17,079,743	3,964	107,004,242	610	10,061,033
3年度		5,393	163,517,710	2,188	40,392,101	4,798	188,141,072	778	11,102,067
4年度		5,988	135,593,242	1,424	27,244,771	3,731	119,271,007	788	11,468,793
5年度		5,586	167,840,255	1,563	28,312,066	3,870	144,435,891	782	12,674,148
6年度		7,095	163,479,909	1,704	38,605,946	4,048	138,706,827	460	10,509,469
7年度		5,762	129,266,760	1,667	29,406,695	6,380	227,933,914	954	18,640,900

(3) 督促状送付件数

件数 年度	個人市都民税 (普通徴収) (件)	個人市都民税 (特別徴収) (件)	法人市民税 (件)	固定資産税 都市計画税 (件)	軽自動車税 (件)
2年度	26,475	6,919	405	19,122	3,131
3年度	25,464	6,546	421	18,290	3,004
4年度	24,737	7,258	380	18,214	2,931
5年度	25,633	7,978	444	18,832	3,091
6年度	24,975	8,087	490	18,293	3,043
7年度	27,412	8,919	390	19,558	3,006

(4) □座振替による納付状況

区分 年度	個人市都民税（普通徴収）				固定資産税・都市計画税			
	調定額A (千円)	納付額B (千円)	納付件数 (件)	納付率 B/A (%)	調定額C (千円)	納付額D (千円)	納付件数 (件)	納付率 D/C (%)
2年度	8,359,227	3,470,334	36,086	41.5	19,483,978	9,175,770	149,640	47.1
3年度	7,950,939	3,355,424	35,049	42.2	19,256,529	9,287,683	151,727	48.2
4年度	8,660,779	3,644,644	35,197	42.1	19,883,419	10,317,719	152,923	51.9
5年度	8,699,150	3,545,860	35,043	40.8	20,134,301	10,582,930	152,513	52.6
6年度	8,600,360	3,507,498	33,688	40.8	20,667,533	11,012,918	152,016	53.3
7年度	9,819,837	3,888,720	35,640	39.6	20,992,956	11,427,857	151,980	54.4

注 金額は表示単位未満を四捨五入

(5) 延滞金収納状況

区分 年度	納付件数 (件)	納付額 (円)
2年度	9,047	33,421,776
3年度	9,933	35,994,539
4年度	9,618	34,244,901
5年度	8,812	31,280,006
6年度	9,540	37,689,104
7年度	9,844	35,492,148

10 滞納処分等

(1) 不納欠損処分・滞納処分執行停止（即消滅分を含む。）

区分 年度	不納欠損		滞納処分執行停止	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
30年度	3,386	189,852,594	1,443	167,124,344
元年度	3,830	69,549,079	1,326	31,151,504
2年度	3,988	70,558,044	1,471	30,419,633
3年度	3,170	52,371,145	1,639	30,779,375
4年度	4,684	93,213,088	2,862	68,124,024
5年度	3,621	60,812,108	2,079	44,863,783
6年度	3,427	65,671,725	2,076	49,695,662
7年度	3,110	69,096,363	1,966	48,380,331

※件数＝期別件数

(2) 差押処分実績

区分 年度	差押		公売による充当	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
30年度	679	450,570,879	0	0
元年度	520	133,477,134	0	0
2年度	245	69,325,116	0	0
3年度	440	99,422,724	0	0
4年度	617	115,627,314	0	0
5年度	1,039	204,896,767	0	0
6年度	1,214	233,672,468	0	0
7年度	1,141	251,399,897	0	0

(3) 滞納件数・滞納繰越調定額

区分 年度	件数	滞納繰越調定額（円）
30年度	9,475	722,365,925
元年度	8,122	531,698,454
2年度	8,699	493,811,416
3年度	8,418	531,552,740
4年度	8,213	455,006,421
5年度	8,080	433,443,592
6年度	8,143	426,561,637
7年度	7,529	462,053,422

11 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合の設立状況

(単位：組合、人)

区分 年度	地域組合		業種別組合		職域組合		総数	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
29年度	3	40	1	15	0	0	4	55
30年度	3	40	1	15	0	0	4	55
元年度	3	40	1	15	0	0	4	55
2年度	3	40	1	15	0	0	4	55
3年度	3	40	1	15	0	0	4	55
4年度	3	40	1	15	0	0	4	55
5年度	3	40	1	15	0	0	4	55
6年度	3	40	1	15	0	0	4	55
7年度	3	40	1	15	0	0	4	55

納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき、納税資金の貯蓄を目的として個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織される組合及びその連合体で、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの。

12 定額減税補足給付金（不足額給付）

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における物価高対策のひとつである定額減税措置において、所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と定額減税補足給付金（調整給付）の支給額に不足が生じる方等に対し、給付しました。

給付済み人数及び給付済額

給付済み人数（人）	給付済額（千円）
19,892	547,410

13 令和7年度税務関係諸証明書の交付状況

(1) 公共施設（市民税課）

（単位：枚）

区分	合計						本庁						神代出張所						あくろす			深大寺地域福祉センター		
	令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度枚数内訳			令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度枚数内訳			令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度枚数内訳		令和7年度 (窓口)	令和6年度 (窓口)	前年対比 (%)	令和7年度 (窓口)	令和6年度 (窓口)	前年対比 (%)	
				窓口	キャッシュ レス決済	電話 予約				窓口	キャッシュ レス決済	電話 予約				窓口	キャッシュ レス決済							
課税証明書	10,075	11,376	88.56	8,588	1,434	53	7,984	8,784	90.89	6,763	1,168	53	1,142	1,315	86.84	876	266	894	1,012	88.34	55	265	20.75	
非課税証明書	9,404	12,188	77.16	8,694	695	15	6,812	8,788	77.51	6,216	581	15	1,001	1,356	73.82	887	114	1,542	1,770	87.12	49	274	17.88	
所得証明書	1,224	1,741	70.30	1,028	185	11	992	1,325	74.87	815	166	11	160	275	58.18	141	19	68	101	67.33	4	40	10.00	
法人関係証明	3	2	150.00	3	0		3	2	150.00	3	0													
(有料証明書小計)	20,706	25,307	81.82	18,313	2,314	79	15,791	18,899	83.55	13,797	1,915	79	2,303	2,946	78.17	1,904	399	2,504	2,883	86.85	108	579	18.65	
証明等（公用）	0	0	0.00	0			0	0	0.00	0														
合計	20,706	25,307	81.82	18,313	2,314	79	15,791	18,899	83.55	13,797	1,915	79	2,303	2,946	78.17	1,904	399	2,504	2,883	86.85	108	579	18.65	

注 神代出張所：平成21年4月1日交付開始、電話予約：平成22年7月1日受付開始、市民プラザ「あくろす」及び深大寺地域福祉センター：平成23年6月1日受付開始

キャッシュレス決済：令和3年9月1日利用開始、オンライン申請：令和4年11月1日交付開始（本庁窓口に集計(531枚)）

(2) 公共施設（納税課）

（単位：枚）

区分	合計						本庁						神代出張所						あくろす			深大寺地域福祉センター		
	令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度枚数内訳			令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度枚数内訳			令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度枚数内訳		令和7年度 (窓口)	令和6年度 (窓口)	前年対比 (%)	令和7年度 (窓口)	令和6年度 (窓口)	前年対比 (%)	
				窓口	キャッシュ レス決済	電話 予約				窓口	キャッシュ レス決済	電話 予約				窓口	キャッシュ レス決済							
個人市都民税納税証明	2,786	2,580	107.98	2,243	536	7	2,496	2,231	111.88	2,031	458	7	221	261	84.67	143	78	67	77	87.01	2	11	18.18	
法人市民税納税証明	724	722	100.28	724	0		699	704	99.29	699	0		22	5	440.00	22	0	3	13	23.08	0	0	0.00	
固定資産税納税証明	856	744	115.05	776	76	4	805	700	115.00	729	72	4	29	26	111.54	25	4	19	13	146.15	3	5	60.00	
軽自動車税納税証明	34	30	113.33	33	0	1	28	28	100.00	27	0	1	6	2	300.00	6	0	0	0	0.00	0	0	0.00	
国民健康保険税納税証明	295	254	116.14	264	31	0	269	239	112.55	238	31	0	10	9	111.11	10	0	16	5	320.00	0	1	0.00	
完納証明書	724	957	75.65	723	0	1	634	872	72.71	633	0	1	29	28	103.57	29	0	61	49	124.49	0	8	0.00	
（有料証明書小計）	5,419	5,287	102.50	4,763	643	13	4,931	4,774	103.29	4,357	561	13	317	331	95.77	235	82	166	157	105.73	5	25	20.00	
軽自動車税（車検用）	319	468	68.16	318		1	288	409	70.42	287		1	25	47	53.19	25		6	5	120.00	0	7	0.00	
合計	5,738	5,755	99.70	5,081	643	14	5,219	5,183	100.69	4,644	561	14	342	378	90.48	260	82	172	162	106.17	5	32	15.63	

注 神代出張所：平成21年4月1日交付開始、電話予約：平成22年7月1日受付開始、市民プラザ「あくろす」・深大寺地域福祉センター：平成23年6月1日受付開始

キャッシュレス決済：令和3年9月1日利用開始、令和3年10月の市税と国民健康保険税との徴収一元化により、国民健康保険税納税証明を追加

オンライン申請：令和4年11月1日交付開始(本庁窓口を集計(177枚))

令和8年1月からの税システムの標準化により、酒類製造販売用納税証明書、現に市税を滞納していない者であることの証明書及び滞納処分を受けたことがない証明書は

完納証明書に名称変更

(3) 公共施設（資産税課）

（単位：件）

(4) コンビニ交付

（単位：枚）

(5) 総交付数

（単位：枚、件）

区分	合計						本庁						区分	令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)
	令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度件数内訳			令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)	令和7年度件数内訳						
				窓口	キャッシュ レス決済	電話 予約				窓口	キャッシュ レス決済	電話 予約				
評価証明書	12,361	8,087	152.85	12,351		10	12,361	8,087	152.85	12,351		10	課税（非課税）証明書	12,246	8,762	139.76
公課証明書	5,536	5,614	98.61	5,536		0	5,536	5,614	98.61	5,536		0	所得証明書	2,020	1,620	124.69
専用住宅証明書	1,297	1,234	105.11	1,297			1,297	1,234	105.11	1,297			納税証明書	1,068	787	135.71
その他証明・閲覧	1,412	1,391	101.51	1,412			1,412	1,391	101.51	1,412			合計	15,334	11,169	137.29
（有料証明書小計）	20,606	16,326	126.22	20,596		10	20,606	16,326	126.22	20,596		10	注	コンビニ交付：令和2年2月5日交付開始		
登記用証明	881	6,186	14.24	881		0	881	6,186	14.24	881		0	納税証明書（市民税・固定資産税）	令和2年6月10日		
閲覧（公用）	1	2	50.00	1			1	2	50.00	1			納税証明書（国民健康保険税）	令和2年7月7日交付開始		
合計	21,488	22,514	95.44	21,478		10	21,488	22,514	95.44	21,478		10	注	コンビニ交付期間限定割引（200円⇒100円）：令和7年3月1日開始、令和8年4月30日終了		

注 電話予約：令和2年4月1日受付開始、オンライン申請：令和7年1月14日交付開始（本庁窓口を集計(32件)）

区分	令和7年度	令和6年度	前年対比 (%)
市民税課	34,972	35,689	97.99
納税課	6,806	6,542	104.04
資産税課	21,488	22,514	95.44
合計	63,266	64,745	97.72

14 税制改正の流れ（直近5年間）

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和4年度	個人住民税 ●住宅ローン控除の適用期限の延長 所得税において、住宅ローン控除の適用期限が令和7年まで4年間延長されたことに伴い、個人住民税においても、所得税額から控除しきれなかった額を限度額（課税総所得金額等の5%：最高9万7500円）の範囲内において控除する。 ●退職所得課税（現年分離課税）の見直し 令和4年1月1日以後に支払われる勤続年数5年以下の特定役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税の適用から除外する。 ●上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更（令和6年度以降） 令和5年度までは所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であるが、令和6年度以降は、個人住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる。		固定資産税 ●固定資産税（土地）の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（改正前：5%）とする。 ※ 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。	

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和5年度	個人住民税 ● 特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し ア 事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、基準に適合するものの繰越期間を5年（現行：3年）に延長する。 イ 個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を5年（現行：3年）に延長する。 ●ふるさと納税の指定取消しに係る所要の措置 ア 総務大臣は、ふるさと納税（特例控除）の対象として指定をした都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）が、指定の取消しをしようとするとき前2年以内に基準に適合していなかったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとしていること。 （注）上記の改正は、都道府県等が令和5年4月1日以後に基準に適合していなかった場合等について適用することとしていること。 イ 指定を取り消された都道府県等が、指定取消期間（指定の取消しの日から起算して2年間）を経過した後に指定を受けするため、申出書等を総務大臣に提出することができる期間について、所要の措置を講ずることとしていること。		固定資産税 ●管理計画の認定を受けたマンション等において、修繕積立金の引き上げ等の一定の要件を満たしたうえで、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、大規模修繕工事が行われた場合、該当家屋に対する翌年の固定資産税が1／3減額される。 ※ 減額割合は、調布市賦課徴収条例で規定。	軽自動車税 ●環境性能割の税率区分の見直し 新型コロナウイルス感染症を背景とした半導体不足の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。 ●グリーン化特例の見直し 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和 6 年度	個人住民税 ● 定額減税の実施 令和6年度の合計所得金額が1805万円以下である納税者に対し所得割額から以下の金額を控除。 ア 本人1万円 イ 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く）1人につき1万円 ※同一生計配偶者については、令和7年度の所得割額から1万円を控除（国外居住者を除く） ● 定額減税補足給付金（調整給付金） 定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る場合に、その上回る合計額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付。 ● 住宅ローン控除の拡充（子育て支援税制の先行対応） 住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5000万円、ZEH水準省エネ住宅は4500万円、省エネ基準適合住宅は4000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。		固定資産税 ● 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。 また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。 ※ 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。	

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和7年度	個人住民税 全て令和8年度以降適用 ●給与所得控除の見直し 給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、給与収入金額190万円まで給与所得控除額が65万円となる。 ●大学生年代の子等を扶養している方の控除(特定扶養控除の所得要件の引き上げ及び特定親族特別控除の新設)（令和8年度以降） 年齢19歳以上23歳未満で所得が58万円超123万円以下の生計を一にする親族（特定親族）の場合、新たに特定親族特別控除が受けられる。特定親族特別控除は、特定親族の所得に応じて控除額が3万から45万円までとなる。 年齢19歳以上23歳未満で所得が48万円以下(給与収入103万円以下)の場合、特定扶養控除の控除額45万円だったものが、所得58万円以下(給与収入123万円以下)の場合に特定扶養控除の控除額45万円になる。 ●扶養親族等に係る所得要件の引き上げ 扶養親族等に係る所得要件を、所得48万円以下(給与収入103万円以下)から所得58万円以下(給与収入123万円以下)へ引き上げる。 ●勤労学生の所得要件の引き上げ 勤労学生の所得要件を、所得75万円以下(給与収入130万円以下)から所得85万円以下(給与収入150万円以下)へ引き上げる。 ●ひとり親控除の所得要件の引き上げ 生計を一にする子の所得要件を、所得48万円以下から、所得58万円以下へ引き上げる。	市たばこ税 ●加熱式たばこの課税方式の見直し 重量と価格をもって紙巻たばこ1本に換算する方式を重量のみで換算するように見直すほか、一定の重量未満のものは1本をもって紙巻たばこ1本分に換算する。 激変緩和措置として令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施する。	固定資産税 ●中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置つけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。	軽自動車税 ●二輪車の車両区分の見直し 令和7年11月からの排ガス規制に対応するため、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw（50cc相当）以下に制御した新基準原付バイクに係る税率区分を新設した。

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和8年度	個人住民税 全て令和9年度以降適用 ●給与所得控除の見直し 給与所得控除について、最低保障額を65万円から69万円に引き上げるが、令和9・10年度に限り特例で5万円引き上げるため、74万円となる。 ●扶養親族等に係る所得要件の引上げ 扶養親族等に係る所得要件を、所得58万円以下(給与収入123万円以下)から所得62万円以下(給与収入136万円以下)へ引き上げる。 ●勤労学生の所得要件の引上げ 勤労学生の所得要件を、所得85万円以下(給与収入150万円以下)から所得89万円以下(給与収入163万円以下)へ引き上げる。 ●ひとり親控除の所得要件の引上げ 生計を一にする子の所得要件を、所得58万円以下から、所得62万円以下へ引き上げる。 ●雑損控除の適用を認められる親族に係る所得要件の引上げ 雑損控除の適用を認められる親族に係る所得要件を、所得58万円以下から所得62万円以下へ引き上げる。 ●家内労働者等の必要経費の特例 家内労働者等の必要経費について、最低保障額を65万円から69万円に引き上げる。 ●住宅ローン控除の適用期限の延長 所得税において、住宅ローン控除の適用期限が令和12年まで延長されたことに伴い、個人住民税においても、所得税額から控除しきれなかった額を限度額(課税総所得金額等の5%：最高9万7500円)の範囲内において控除する。 ●暗号資産取引に対する分離課税の導入 特定暗号資産に係る譲渡所得等について、他の所得と分離して、20%(所得税15%、個人住民税5%)で課税する。		固定資産税 ●令和8年4月1日以降の新築家屋について、床面積要件の下限を40㎡以上(現行：50㎡以上)に、上限を240㎡(現行：280㎡)に見直すこととし、適用期限を5年延長する。	軽自動車税 ●環境性能割の廃止 令和8年4月1日から環境性能割が廃止され、軽自動車税(種別割)は軽自動車税に名称変更する。 ●グリーン化特例の延長 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、グリーン化特例の適用期限を2年延長する。

固定資産税負担調整措置

宅地等	住宅用地	小規模 (住宅1戸当たり200㎡までの部分)	前年度課税標準額 当該年度価格×1/6	負担水準が ・100%以上＝本則課税標準額 当該年度価格×1/6または1/3 ・100%未満＝前年度課税標準額＋（本則課税標準額×5%）											
		一般 (200㎡を越える部分)	前年度課税標準額 当該年度価格×1/3		ただし、計算の結果、課税標準額が ・本則課税標準額の100%を上回る場合には、本則課税標準額 ・本則課税標準額の20%を下回る場合には、本則課税標準額の20%相当額										
	商業地等		前年度課税標準額 当該年度価格	負担水準が ・70%超＝70%に引下げ 当該年度価格×0.7 ・60%以上70%以下＝据え置き 前年度課税標準額 ・60%未満＝前年度課税標準額＋（本則課税標準額×5%） ※本則課税標準額＝当該年度価格 ただし、計算の結果、課税標準額が ・本則課税標準額60%を上回る場合には、本則課税標準額の60%相当額 ・本則課税標準額の20%を下回る場合には、本則課税標準額の20%相当額											
農地等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)		前年度課税標準額 当該年度価格×1/3	負担水準が ・100%以上＝本則課税標準額 当該年度価格×1/3 ・100%未満＝前年度課税標準額＋（本則課税標準額×5%） ただし、計算の結果、課税標準額が ・本則課税標準額の100%を上回る場合には、本則課税標準額 ・本則課税標準額の20%を下回る場合には、本則課税標準額の20%相当額											
	保全する農地 (生産緑地)		前年度課税標準額 当該年度価格	・前年度課税標準額×負担調整率 （ただし、当該年度の価格を限度とする。） <table><tr><th colspan="2">負担調整措置</th></tr><tr><th>負担水準</th><th>負担調整率</th></tr><tr><td>90%以上</td><td>1.025</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>1.05</td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>1.075</td></tr><tr><td>70%未満</td><td>1.1</td></tr></table>	負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置															
負担水準	負担調整率														
90%以上	1.025														
80%以上90%未満	1.05														
70%以上80%未満	1.075														
70%未満	1.1														

15 市税ガイド

1 市民税（個人・法人）

(1) 個人市民税

ア 個人市民税とは？

個人の前年1年間の所得に基づき毎年、1月1日現在市内に住所がある方に課税されるものです。個人市民税として「所得割」と「均等割」が課税されます。

イ 税額の算定等

① 税率

● 所得割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、その金額に応じた負担割合により、市民税を納付していただくものです。

【所得割額の計算方法】

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額（1000円未満切捨て）

（課税標準額 × 税率） - 税額控除額 = 所得割額
（100円未満切捨て）

税率（10%）⇒ 市民税（調布市）6%
都民税（東京都）4%

● 均等割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、一律の税額を納付していただくものです。

税額 市民税（調布市） 3000円
都民税（東京都） 1000円
森林環境税（国税）1000円

また、調布市に住民登録がなくても、調布市に事務所、事業所または家屋敷がある方には、同じく均等割が課税されます。

令和6年度から森林環境税（国税）として、1000円が均等割と併せて徴収されます。

② 普通徴収と特別徴収

市民税の納税方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2つがあります。さらに特別徴収には「給与からの特別徴収（給与特別徴収）」と「公的年金からの特別徴収（年金特別徴収）」があります。

● 「普通徴収」とは

普通徴収の場合は、市民税を6月末・8月末・10月末・翌年1月末と年4回に分けて、納税義務者である個人が直接市から送付する納税通知書で、市民税を銀行や郵便局、コンビニ等で納入します。

自営業など個人でお店を経営されている方、事業所にお勤めの方でお勤め先が特別徴収を行っていない方などが、この納税方法になります。

● 「給与特別徴収」とは

給与特別徴収の場合は、給与の支払者（会社など）が毎月の給与の支払の際に、給与所得者の給与から市民税を差し引いて、市区町村に納入します。給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与からの特別徴収は6月から翌年5月までの12ヶ月間で行なわれます。

● 「年金特別徴収」とは

公的年金受給者に対する納税の便宜を図り、市町村における徴収の効率化を図るため、年金保険者（日本年金機構など）が、市民税を年金から差し引いて、市へ納入します。

その年度の4月1日現在「65歳以上の年金受給者で個人住民税の納税義務がある方」が対象になります。

(2) 法人市民税

ア 法人市民税とは？

法人市民税とは、調布市内に事務所または事業所、寮等を有する法人にかかる税金です。
税金の内容は、資本金等の額と従業員数を基に課税される「均等割」と国税として申告した法人税額を基に積算、課税される「法人税割」の2種類からなっています。

イ 税額の算定等

①「均等割」とは

調布市内に事務所や事業所を有する法人に「資本金等の金額（注1）」と従業者数の人数に応じた税額表に基づき、法人の所得の有無にかかわらず課税されます。

調布市の法人市民税「均等割」の税率

資本金等の金額	市内の事務所等に 勤務する従業員数	50人以下	50人超
50億円超		410,000円	3,000,000円
10億円超～50億円以下		410,000円	1,750,000円
1億円超～10億円以下		160,000円	400,000円
1千万円超～1億円以下		130,000円	150,000円
1千万円以下		50,000円	120,000円
上記以外の法人等		50,000円	

注1 資本金等の金額：法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資及び無償減資等による欠損の補填の額を加減算した金額

②「法人税割」とは

国税「法人税」として申告した「法人税」額を、法人市民税の課税標準額として税額の積算根拠とし、法人税割の計算を行います。「資本の金額（注2）」によって税率が異なります。

調布市の法人市民税「法人税割」の税率

資本の金額	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日から 令和元年9月30日に 開始する事業年度の税率
1億円超	8.4%	12.1%
1億円以下	6.0%	9.7%

注2 資本の金額：資本金の額又は出資金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）

③申告と納付

法人市民税は、それぞれの法人が定めている事業年度が終了した後、一定期間内に納付すべき税額を法人が自ら算出して申告し、その申告した税額を自ら納める申告納付方式となっています。

2 固定資産税

(1) 固定資産税の概要

ア 固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日に、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

イ 税額の算定等

① 税率

- 1 固定資産を評価して価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- 2 課税標準額 × 税率（注1）＝ 税額 となります。

注1 税率は、市町村の条例で定めることとされています。調布市の税率は1.4%です。

② 固定資産の評価

固定資産の評価は総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定します。土地と家屋の評価額については、3年に一度の基準年度（現行令和6年度、次回は令和9年度）に評価替えを行い、原則、第二年度、第三年度は新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし、第二年度または第三年度中に土地の地目の変換、家屋の新増築などが行われた場合など、基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い価格を決定します。課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として固定資産の決定価格が課税標準額になります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

③ 土地の評価

固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格（正常な条件のもとにおいて成立する取引価格）を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目とは、土地を利用面から分類した名称で、宅地、田及び畑（あわせて農地といいます）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

●宅地の評価方法

商業地や住宅地など利用状況に応じて区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して区分します。

↓
標準宅地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）を選定します。

※道路に面している正方形に近い矩形、評価を行う地域で標準的と考えられる宅地

↓
主要な街路の路線価を付設します。

※地価公示価格、都道府県地価調査価格および鑑定評価価格の活用

↓
その他の街路の路線価に比準します。

↓
各筆（注2）の評価（一画地（注3）の宅地ごとに評価額を算出します）

注2 登記簿における一個の土地を指す単位

注3 一画地は原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部分をもって一画地とします。

※宅地の評価については、平成6年度の評価替えから、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

●農地、山林の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準地を選定し、その標準地の評価額に比準して評価します。ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

●牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づくなどの方法により評価します。

④ 家屋の評価

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

●新築家屋の評価

評価額 = 再建築費価格 × 経年減点補正率（注4）× 評点一点当たりの価額（注5）

再建築費価格：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築した場合に必要な建築費

注4 経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたもの。

注5 評点一点当たりの価額：物価の水準や設計管理費等による補正

●新築以外の家屋の評価

新築以外の家屋については、基準年度（現行令和6年度、次回は令和9年度）に評価替えが行われます。評価額は、下記の算式により求めます。下記算式による評価額が前年度の価額を越える場合には、評価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置かれます。

評価額 = 前年度の再建築価格 × 再建築費評点補正率（注6）× 経年減点補正率 × 評点一点当たりの価額

注6 再建築費評点補正率：建築物価の変動を考慮するために用いられる。物価が上がった場合は増点補正、下がった場合は減点補正が適用される。

⑤ 償却資産の評価

◎ 償却資産の評価・課税のしくみ

固定資産評価基準によって、その償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法（毎年度の償却率が一定となるように償却額を算出する方法）です。

償却資産とは、商店、工場、病院、アパート・マンションなどを経営している方が、その事業のために用いている構築物、機械、装置、船舶、航空機、車両（ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除きます）、工具、器具、備品などをいいます（詳しくは、下記「償却資産の具体例」を御参照ください）。

毎年、所有者からの申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額を算出し、市長が価格を決定します。

ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は知事が、それぞれ関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

◎ 償却資産の具体例

償却資産の種類	具体例
構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、フォークリフト等
工具、器具及び備品	事務用機器（パソコン、コピー機等）、陳列ケース、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、ルームエアコン、家具（事務机、応接セット等）、レジスター、自動販売機等

3 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

ア 軽自動車税（種別割）とは？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在原動機付自転車・軽四輪車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を保有し、調布市内を主たる定置場として登録している方に課税されます。

令和元年10月から、三輪以上の軽自動車の取得時に、取得した車両の環境性能に応じて課税する環境性能割が導入されたことに伴い、従来の軽自動車税が軽自動車税（種別割）として区分されました。

令和8年4月1日から環境性能割が廃止されたことに伴い、種別割の区分はなくなりました。

イ 税額の算定等

税制改正に伴い、平成28年度から軽自動車等に対する税額が変更になりました。二輪車等及び三輪以上の軽自動車については次の税額が適用されます。

①二輪車・小型特殊自動車

区分	原動機付自転車					小型特殊自動車		二輪の軽自動車 (125cc超～ 250cc以下、 側車付のものを含 む)	二輪の 小型自動車 (250cc超)
	(1) 50cc以下 又は 0.6kW以下 【(3)(5)を除く】 ※1	(2) 50cc超～ 90cc以下 又は 0.6kW超～ 0.8kW以下 【(3)を除く】	(3) 125cc以下かつ 最高出力が 4.0kW以下	(4) 90cc超～ 125cc以下 又は 0.8kW超～ 1.0kW以下 【(3)を除く】	(5) ミニカー	農耕 作業用	その他		
税額 (年額)	2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

※1 令和5年7月から原動機付自転車のうち一定の要件を満たす電動キックボード等は新たに「特定小型原動機付自転車」の分類が設けられました。

②三輪以上の軽自動車

区分			税額（年額）		
			旧税額	新税額	重課税額※2
			平成27年3月31日までに 車両番号の指定を 受けた車両	平成27年4月1日以降に 車両番号の指定を 受けた車両	初度検査から 13年経過した車両
四 輪 以 上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪（660cc以下のもの）			3,100円	3,900円	4,600円

※2 環境に配慮した燃料（電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用）を使用した車両並びに被けん引車は、重課税額の対象外。

③登録等の手続

軽自動車等に関する新規登録・名義変更・主たる定置場等の変更の申告は、その事由の生じた日から15日以内に、廃車等により軽自動車等の所有者でなくなった場合は、その日から30日以内に所定の申告書を提出するように定められています。

● 調布市で手続するもの

◎ 排気量が125cc以下の原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車等
⇒ 市役所3階市民税課

● 調布市以外で手続するもの

◎ 排気量が125cc超の二輪車
⇒ 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
◎ 軽三輪車・軽四輪車
⇒ 軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所

④三輪以上の軽自動車のグリーン化特例

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負担の小さい軽自動車（三輪・四輪）について、初めて車両番号の指定を受けた翌年度分の種別割の税額を軽減（概ね75%、50%）する特例措置です。

自家用乗用の電気自動車・天然ガス自動車及び営業用乗用のガソリン車・ハイブリッド車のみ、電気自動車等は概ね75%、ガソリン車等は概ね50%が軽減されます。

令和8年度地方税制改正で、電気軽自動車・天然ガス軽自動車のみ適用期限が令和9年度に取得する車両まで延長されました。

◎ グリーン化特例の税額

区分			税額（年額）	
			電気自動車 天然ガス自動車	ガソリン車 ハイブリッド車
			75%軽減※3	50%軽減※4
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	-
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	1,300円	-
		営業用	1,000円	-
三輪（660cc以下のもの）			1,000円	2,000円※5

※3 概ね75%軽減 平成30年排ガス規制適合又は平成21年排ガス規制Nox10%低減

※4 概ね50%軽減 平成30年排ガス規制50%低減又は平成17年排ガス規制75%低減
かつ令和2年度燃費基準達成＋令和12年度燃費基準90%達成

※5 三輪の軽自動車の50%軽減は、乗用・営業用車に限ります。

ウ 軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げにあわせて自動車取得税（都税）を廃止し、新たに環境性能割が創設されました。

環境性能割は、新車、中古車を問わず50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した人に課されるもので、税額は課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率（0%～2%）を乗じて算出します。

税率区分は2年ごとに見直すこととされており、令和4年度末が見直しの時期に当たりましたが、厳しい物価高と納期長期化に直面する消費者の負担増を踏まえ、異例の措置として現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置いた上で、据え置き期間後は燃費性能の向上を踏まえつつ、令和7年度までの見直しを実施することとなりました。

なお、令和8年4月1日から軽自動車税の環境性能割は廃止されました。

◎税率一覧

車種		税率			
		令和6年1月1日以降		令和7年4月1日以降	
		自家用	営業用	自家用	営業用
(1) 電気自動車（燃料電池自動車を含む）		非課税		非課税	
(2) 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合					
又は平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減）					
(3) ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）					
(A) 乗用車					
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減					
	令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		非課税	
	令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成			2%	1%
	令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	2%		
	令和12年度燃費基準55%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				
	上記以外				
	(B) 車両総重量2.5t以下トラック（軽量車）				
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減					
	平成27年度燃費基準＋25%達成	2%	2%	2%	2%
	平成27年度燃費基準＋20%達成				
	平成27年度燃費基準＋15%達成				
	令和4年度燃費基準＋5%達成	非課税		非課税	
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	2%	1%
	上記以外				

4 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要

ア 市たばこ税とは？

たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に税金分が含まれています。
市たばこ税のほか、国たばこ税、都たばこ税があります。また、輸入たばこについても、国産たばこと同様に課税されています。
市たばこ税は、市内でたばこが買われた場合に、市の収入となり、市の様々な施策に活用されています。

イ 税額の算定等

① 税率

◎ たばこ課税のしくみ

- 1 納税者
たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)、卸売販売業者など
- 2 納付額
市たばこ税の税率は、平成28年4月から段階的に引き上げられており、平成30年10月から令和3年10月までの間で、国や都道府県たばこ税とともに段階的に引き上げられました。
旧3級品の特例税率は、令和元年10月から廃止されました。

(単位：円／1,000本)

実施時期	一般の紙巻たばこ			旧3級品		
	市町村 たばこ税	都道府県 たばこ税	国の たばこ税	市町村 たばこ税	都道府県 たばこ税	国の たばこ税
平成28年4月1日	5,262	860	6,122	2,925	481	3,406
平成29年4月1日	↓	↓	↓	3,355	551	3,906
平成30年4月1日	↓	↓	↓	4,000	656	4,656
平成30年10月1日	5,692	930	6,622	↓	↓	↓
令和元年10月1日	↓	↓	↓	5,692	930	6,622
令和2年10月1日	6,122	1,000	7,122			
令和3年10月1日	6,552	1,070	7,622			

- 3 納付方法等
1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売り渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに市に申告して納付します。

② 手持品課税

◎ 手持品課税とは？

- 1 手持品課税とは
手持品課税とは、たばこ税率引き上げの日の午前0時現在において、たばこの販売業者の方が、店舗や倉庫等で一定以上の紙巻たばこを販売のために所持している場合に、その所持する紙巻たばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するもので、該当する販売業者の方が申告と納付を行います。
- 2 手持品課税を行う理由
地方たばこ税は、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから、税率引上げ前に製造場から移出されて流通段階に留まっている製造たばこについても、税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めることとされています。

③ 加熱式たばこの税率

◎ 課税方式の見直し

加熱式たばこは重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算していましたが、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いていることから重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量未満のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みとされました。

激変緩和措置として令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施されることになりました。

● 加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算方法

	区分	加熱式たばこの重量	紙巻たばこ
現行	加熱式たばこ	0.4グラム	0.5本
改正後	紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ	0.35グラム※1	1本
	上記以外の加熱式たばこ	0.2グラム	1本

※1 加熱式たばこ1本あたりの重量が0.35グラム未満のものは、紙巻たばこ1本分に換算

● 経過措置期間中における換算方法

	期間	現行の換算本数	改正後の換算本数
現行	令和8年3月31日まで	現行の換算本数×1.0	—
改正後	令和8年4月1日以降	現行の換算本数×0.5	改正後の換算本数×0.5
	令和8年10月1日以降	—	改正後の換算本数×1.0

④ 葉巻たばこの税率

◎ 課税方式の見直し

葉巻たばこの税率は、葉巻たばこの重量1gにつき紙巻たばこ1本とされていましたが、令和2年度税制改正により、令和2年10月1日以降、1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこについては、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方式となります。

激変緩和等の観点から、令和3年9月30日までの間については、見直しの対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方式とする経過措置が講じられます。

なお、重量が1g以上の葉巻たばこについては、従来どおり1gにつき紙巻たばこ1本とする重量比例課税が維持されます。

⑤ 電子申告・電子納付の開始

令和5年10月16日から、インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）による市たばこ税の電子申告及び電子納付が可能になりました。

市たばこ税の電子申告・電子納付の手続は、eLTAX対応ソフトウェア「PCdesk Next」を利用して電子申告を行い、電子申告後に「PCdesk」（ダウンロード版又はウェブ版）を利用することで、電子納付することができるものです。

5 入湯税

(1) 入湯税の概要

ア 入湯税とは？

「入湯税」とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

イ 税額の算定等

① 税率

◎ 入湯税のしくみ

入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。

- 1 納付額 1人1日につき150円。※入湯料金が1200円を超える鉱泉浴場に課税されます。
(調布市税賦課徴収条例第143条、調布市税賦課徴収施行規則第29条の2)
- 2 納付方法 鉱泉浴場等の経営者が入湯客から税金を預かり、市役所に申告して納付します。

6 都市計画税

(1) 都市計画税の概要

ア 都市計画税とは？

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業等のまちづくり事業に必要な経費に充てるため、毎年1月1日に市街化区域内の土地及び家屋を所有している方が、その土地及び家屋の所在する市町村に固定資産税とあわせて納める税金です。

イ 税額の算定等

① 税率

- 1 固定資産税の土地・家屋の評価額をもとに課税標準額を算定します。
- 2 課税標準額 × 税率(注1) = 税額 となります。
(注1) 都市計画税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。令和8年度の調布市の税率は0.24%です

② 土地・家屋の評価

都市計画税における土地・家屋の価格は、固定資産税の評価額となっています。
課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、土地・家屋の価格が課税標準額になります。
しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

16 市税のよくある質問

1 個人市民税

● 昨年亡くなった方の市民税は？

Q

父が昨年死亡しましたが、昨年中に父が得た収入に対して、市民税は課税されるのでしょうか。

A

市民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の自治体が課税することとなっています。
昨年中に死亡された方に対しては、今年度の市民税は課税されません。

● 住民票を異動する手続きがおくれました。納税する自治体は？

Q

昨年8月にA市からB市へ転出しましたが、住民票は今年の2月に移しました。
今年度の住民税はA市、B市のどちらで課税されますか。

A

原則は、住民基本台帳に記載されている自治体で課税することとされていますが、実際にB市に住んでいる場合は、B市で課税されることとなります。

● 退職した翌年にも市民税の納税通知書が届きましたが・・・

Q

退職した年に退職金から市民税が差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A

退職所得に対する市民税は、退職手当が支払われる際に徴収され、支払者を通じて市町村に納入されます。退職所得以外の所得は、翌年に納めていただくこととなります。
従いまして、退職時までの給与等に対する分と思われます。

● 会社が変わっても引き続き市民税を給与から引き落としてほしいのですが？

Q

今まで働いていた会社を辞め、ほかの会社で勤めることになりました。
新しい会社でも引き続き市民税を給与から引き落としにしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A

勤めていた会社の給与担当者の方に転勤の異動届出書を新しい会社に送付するよう依頼してください。新しい会社から送られてきた異動届出書に必要な事項を記入し、市役所へご提出いただきます。
市民税の給与引き落とし処理をした後、通知書を新しい会社へ送付いたしますので、お受け取りください。

● 転職した場合、何か手続きは必要ですか？

Q

転職した場合の所得税、市民税に関する手続きは何かありますか。

A

会社員の方が転職した場合、退職時に渡される源泉徴収票を転職先の会社に提出し、その年の所得税の年末調整をすることになります。
原則として就職先の会社から市へ給与と支払報告書が送付されますので市民税の申告は必要ありません。

● 昨年から国外に居住しているが・・・

Q

昨年12月から海外で居住しています。
今年度も市民税は課税されるのでしょうか。

A

市民税は毎年1月1日現在、住所のある（住民票のある）自治体で課税されるため、住所が国内にない場合は課税されません。
ただし、出国期間や出国中の居住状況等から国内に住所があると判断された場合は、出国中でも海外に転出する前の自治体に住所があるものとみなされ、課税されます。

● 年金からの引き落としが中止になるのは？

Q

公的年金からの引き落とし（特別徴収）が中止され、納付書が届きました。どうしてですか？

A

年の途中に、死亡、転出、公的年金等に係る住民税額の変更、介護保険料の特別徴収の中止などがあった場合、公的年金からの引き落としが中止になります。
このような場合、ご自身で納めていただく必要があるため、納付書をお送りしています。

● 公的年金の収入が400万円以下なので、申告は不要ですか？

Q

公的年金の収入が400万円以下のため、税務署で申告不要といわれましたが、市民税申告は必要ですか。

A

昨年中受け取った公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。
ただし、扶養親族や医療費、社会保険料等の控除の追加がある場合は、市民税申告が必要です。

● 個人市民税は他の自治体に比べて高いのですか？

Q

調布市の市民税は、ほかの自治体よりも高いのでしょうか。

A

市民税の算出方法は、どの自治体も同じです。地方税法で定められていることから、調布市を含め、ほとんどの自治体が標準税率を採用しています。
このため、住んでいる市町村によって税額が異なることはほぼありません。

● 特別徴収しなければならないのでしょうか？

Q

従業員から普通徴収で納めたいと言われていますが、特別徴収しなければなりませんか。

A

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収しなければなりません。
したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

● ふるさと納税の控除の上限額について・・・

Q

故郷の自治体へ寄附をしたいのですが、控除の上限額まで、いくら寄附できますか。

A

受けられる寄附金控除の額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入や他の控除等の状況によります。
調布市ホームページからふるさと納税の上限額等を試算することができますので、ご活用ください。

2 固定資産税

● 評価替えとは？

Q

固定資産の評価替えとは何ですか。

A

固定資産税は、固定資産の価格（適正な時価）を課税標準として課税されるものです。

本来であれば、毎年度、価格を見直すのが理想ですが、実務的に困難などの理由から、土地と家屋については3年ごとに価格を見直す制度がとられています。

この意味から評価替えは、3年間の価格の変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直す作業と言えます。

● 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは？

Q

地価が下落しているのに、税額が上がるのはなぜですか。

A

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇を緩やかなものになるよう、負担調整措置が講じられています。

地価が下落するなかで、税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べ、現在の課税標準額が低いため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。

● 土地の税額が急に高くなったのは？

Q

私は令和7年10月に住宅を取壊しましたが、土地について令和8年度分の税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A

土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されます。

しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると、この特例の適用対象から外れることになります。

なお、土地・家屋の所有者が建替え後も原則として同一であれば、住宅建替え中の土地に対しても「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用できる制度もあります。

● 土地の課税標準額の特例措置とは？

Q

住宅用地について、課税標準額の特例措置が設けられているとのことですが、詳しく教えてください。

A

住宅用地は、その税負担を軽減する目的から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準額の特例措置が設けられています。

住宅用途で住宅1戸につき200㎡までの部分を「小規模住宅用地」、それ以外の住宅用地を「一般住宅用地」とし、特例措置を適用した額（本則課税標準額）は前者の固定資産税が価格×1/6、都市計画税が価格×1/3、後者の固定資産税が価格×1/3、都市計画税が価格×2/3となります。

● 私有地でも公共の用に供している道路は非課税になる？

Q

自己の所有する土地の一部が「公共の用に供する道路」として使用されている場合、非課税になりますか。

A

次の条件を満たしている場合、1月31日までに、市所定の固定資産非課税申告書及び道路部分の地積が確認できる実測図（地積測量図）を提出し、認定を受ければ、次年度の課税から非課税の取扱いとなります。

（非課税の条件）

- 1 使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること
- 2 幅員は、原則として1.8メートル以上であること
- 3 起点・終点が公道に接していること。ただし、行き止まりの私道の場合でも、2棟以上の家屋が建ち並び、不特定多数の方が利用しており、客観的に道路として認定できるもの
- 4 求積図等によって、道路部分が特定されているもの。なお、分筆されている場合や既に非課税となっている道路は、申告の必要はありません。

● 年の中途中で土地・家屋の売買があった場合は？

Q

私は令和7年11月に所有地及び所有家屋の売買契約を締結し、令和8年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和8年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A

令和8年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し、当該年度分の固定資産税を課税することになっているからです。

● 家屋の税額が急に高くなったのは？

Q

令和4年9月に住宅を新築しましたが、令和8年度分から急激に税額が上がったのはなぜですか。

A

新築住宅に対しては、一定の要件にあたる場合は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分）に限り、税額が2分の1に減額されています。

この適用期間が終了したことによるものと考えられます。

● 家屋が老朽化していくのに評価額が下がらないのは？

Q

昭和40年代に建築された建物ですが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはなぜですか。

A

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価などをあわせた「経年減点補正率」を乗じて求めます。

ただし、その価格が前年度の価格を超える場合は、通常、前年度の価格に据え置きます。

建築年次の古い家屋の一部には、過去に建築費の上昇が続くなか、評価額が据え置かれてきていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた評価額を下回るまでには至らず、評価額が下がらないといったことがあります。

● 前年度と比較して償却資産の増加、減少がない場合でも申告は必要？

Q

前年度と比較して、資産の増加、減少がない場合でも申告の必要はあるのでしょうか。

A

前年度と比較して、資産の増加、減少がない場合でも、償却資産を保有している限り申告の義務があります。

● 現在稼働していない償却資産の申告は？

Q

現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか。

A

活動を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、申告の対象となります。

● 調布市内に営業所があるが本社は他市にある場合の償却資産の申告先は？

Q

調布市内に営業所がありますが、本社は他市にある場合、本社のある市に申告書を提出してよいですか。

A

固定資産税は、資産の所在する市町村へ申告することになります。
調布市にある償却資産は調布市へ申告を行ってください。

● リース資産は誰が申告する？

Q

リース会社から資産を借りている場合は、どちらが申告すべきですか。

A

リース会社などから借りている資産で所有権がリース会社になっている場合は、リース会社が申告することになります。
ただし、割賦購入で代金の完済していない資産については、申告対象者は買主となります。

3 軽自動車税

● バイクが盗難にあいました。手続きをどのようにすればいいですか？

Q

バイクが盗難にあいました。このまま課税がされるのでしょうか。

A

原付バイクの場合、警察へ届出を行い、届出の内容（受理番号、届出警察署、届出年月日、被害年月日）を市役所へ申告いただき、廃車の手続きを行うことで、課税されなくなります。125ccを超えるバイクの廃車手続は、運輸支局となります。

● バイク・軽自動車を譲ったのに税金の通知がきたのはなぜですか？

Q

友人にバイクを譲ったのに、税金の通知がきたのはなぜですか？友人と連絡がとれず、困っています。
どのような手続をすればいいのでしょうか。

A

譲り受けた方が名義変更等の手続をしていないことが考えられます。

原付バイクは、市役所市民税課へ理由等を記載した申立書を提出いただくことで、廃車手続ができる可能性があります。市役所市民税課までご相談ください。125ccを超えるバイクは運輸支局で、軽自動車は軽自動車検査協会の手続きしてください。

● 軽自動車等の所有者（納税義務者）が死亡した時の手続について

Q

軽自動車等の所有者が死亡しました。税金は支払う必要があるのでしょうか。

A

軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税される税金です。所有者が死亡した場合は、できるだけ速やかに名義を変更するか、使用しない車両であれば廃車手続を行うことで、翌年度の税金を止めることができます。

● 車検用の納税証明書をなくしてしまった

Q

車検に必要な継続検査用納税証明書をなくしてしまいましたが、どうしたらよいのでしょうか。

A

納税通知書に付いている納税証明書をなくされた場合、市役所納税課で継続検査用（車検用）納税証明書を取得することができます。なお、発行手数料は無料です。

● 転出したのですが、バイクを所有している場合、手続は必要ですか？

Q

調布市から転出したのですが、バイクを所有しています。何か手続は必要でしょうか。

A

原付バイクは、常に保管する場所（定置場といいます。）の自治体の標識をつけることが義務づけられています。転出した場合は、標識・標識交付証明書・運転免許証をお持ちになって転出先の自治体で手続をお願いします。

● 特定小型原動機付自転車（電動キックボード）とは？

Q

令和5年7月1日から新標識の交付が始まった特定小型原動機付自転車の要件を教えてください。

A

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とし、次の要件をすべて満たすものをいいます。

- ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下
- ・長さ1.9メートル以下
- ・幅0.6メートル以下
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下

4 その他

● 税金の納付について

Q

市税を納め忘れていたら督促状がきました。どうすればいいのですか。

A

それぞれの税目・納期ごとに納期限が決められています。

この納期限までに税金が納められていない場合、納付書が付された督促状を送付しますので、そちらで、ご納付ください。

なお、口座振替を利用することで納付忘れを防止することができます。直接納付窓口へ行く必要もなく大変便利です。是非ご利用ください。

● 納税の相談について

Q

納税通知書が届きましたが、納期限までに納付できません。どうすればいいでしょうか。

A

納期限前までに納税についてご相談ください。一定の要件に該当すれば、分割で納付できます。

納期限が過ぎると、日数により延滞金が増算されます。

督促状が送付され、それでもご連絡やご相談がない場合は、滞納処分が行われることになります。

● 証明書の交付について

Q

調布市から遠隔地に転出しているため、調布市役所の窓口へ行くことができません。調布市役所へ出向くことなく、証明書を取得する方法はありますか。

A

窓口に来られない方は、次のいずれかの方法により証明書の申請ができます。後日市役所が申請内容を確認し、申請者へ証明書を郵送します。

1 郵送申請

申請書（身分証（写）を添付）、返信用封筒及び郵便局の定額小為替を市役所へ郵送することで申請ができます。

2 オンライン申請

マイナンバーカード、クレジットカード及びスマートフォンがあれば、Webの専用フォームから申請することができます。

● 証明書の交付について

Q

マイナンバーカードを持っていますが、コンビニエンスストアで税証明書の交付は受けられますか。

A

現在、所得証明書、課税（非課税）証明書、納税証明書をコンビニで取得できます。なお、取得できる証明書は最新年度分のみとなりますので、ご注意ください。

1 利用時間：午前6時30分から午後11時まで（土・日・祝日も利用可）

2 利用できる方：1月1日時点で調布市に住民登録があり、コンビニ交付利用時に市内に住民登録のある方

3 必要なもの：マイナンバーカード及び利用者証明用電子証明書の暗証番号

4 手数料：200円/通※

※令和7年3月1日～令和8年4月30日：100円/通

● 証明書の手数料について

Q

証明書の交付手数料が改定されたと聞きました。

以前は、1通につき200円でしたが、改定後の手数料はいくらになったのでしょうか。また、申請方法によって手数料は異なるのでしょうか。

A

調布市では、証明書の発行手数料を長年据え置いていましたが、交付コストの上昇を踏まえた料金の適正化、近隣区市の状況及びコンビニ交付促進の観点から、令和8年5月1日に交付手数料を改定しました。改定後の手数料については、次のとおりです。

1 窓口 300円/通

2 コンビニ 200円/通

3 郵送（オンラインを含む。） 400円/通

17 用語解説

あ行

青色申告	所得税の確定申告制度のうちの一つで、一定の帳簿書類を備え付けて所定の取引を記録し、その書類を保存することによって、税金優遇などの特典を受けられる制度。 青色申告による場合には、提出期限までに「青色申告承認申請手続」を所轄税務署長に提出する必要があります。
オンライン申請	スマートフォンとマイナンバーカードを使用して本人確認を行い、交付手数料と郵送料をクレジットカードでお支払いいただく電子申請サービスです。申請していただいた税証明書は、ご自宅に郵送で届くため、市役所等への来庁が不要です。

か行

課税状況調べ	「市町村税課税状況等の調」の通称で、総務省が、地方自治法第252条の17の5第1項に基づき、毎年7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんする調査のことをいいます。
課税標準	1 個人の場合 住民税の所得割の課税標準は、「所得金額－所得控除」の算式により求めます。これに税率を乗じることによって税額を算出することになります。 2 法人の場合 法人税額又は個別帰属法人税額が課税標準とされます。 3 固定資産の場合 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地のように特例措置や土地の負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等により現金を使わずに支払いをすることです。調布市では令和3年9月に導入し、課税（非課税）証明書、所得証明書、納税証明書、住民票等の交付手数料の支払いに、キャッシュレス決済が利用できるようになりました。
旧3級品	次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。 ①わかば、②エコー、③ゴールデンバット、④うるま、⑤しんせい、⑥バイオレット 日本の紙巻たばこは原料葉たばこの質によって1級から3級までの等級に分かれていました。「製造たばこ定価法」の廃止に伴い、1級品と2級品の区分は廃止・統合されましたが、紙巻たばこは「旧3級品」だけは廉価に買えるたばことして残されました。 ※平成30年度税制改正により、令和元年10月1日に特例税率が廃止されました。 ※沖縄専売の「うるま」を除き、他の5銘柄は紙巻たばこの銘柄としては廃止されています。
均等割	所得金額の大小を問わず均等の額によって課される住民税 ⇨所得割（個人住民、税）、法人税割（法人住民税） 個人住民税均等割 市民税3000円・都民税1000円・森林環境税（国税）1000円（※） ※平成26年度から令和5年度までの間、地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保のため臨時的に課税されていた税率分の市民税・都民税各500円が引き下げられ、令和6年度新たに森林環境税（国税）1000円が徴収されます。
勤労学生	勤労学生とは、その年の12月31日の現況で、次の3つの条件のすべてに当てはまる人です。 1 給与所得などの勤労による所得があること 2 合計所得金額が85万円以下で、かつ1の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること 3 特定の学校の学生、生徒であること (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など (2) 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの
国・都支出金	国（都）が行うべき事業を市へ委託する場合や市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、その目的、性格により負担金、補助金、委託金に分類されます。
繰入金	市の他会計や基金からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金等があります。
繰越金	市に決算剰余金を翌年度に繰り越して使用するものです。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。 地方公共団体の決算は、会計年度（4月1日から3月31日）の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。
決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。 この差額のことを決算剰余金といいます。

決算統計	「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。
減免	災害にあったときや生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情により、地方団体がその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものです。
口座振替	金融機関の預金（貯金）口座から、税金や公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金他）などの支払いを自動引落しするサービスのことです。
鉱泉浴場	原則として温泉法第2条に規定する温度、物質を有する温泉を利用する浴場のことです。 （同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。）
国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金のことです。
コンビニ収納	税金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行すること。 最寄のコンビニエンスストアから納めることができるため、利便性の高い納税方法となっています。
コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書、課税証明書等が全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できるサービスのこと。 市区町村の閉庁時間である早朝、夜間、土日祝日でも証明書を取得することができます。

さ行

催告	納期限を過ぎても未納となっている方に対して送付される通知のこと。 法律に規定はありませんが、督促状を発しても完納されない場合に、納付・納入を促すために発送します。
差押	法に基づいて滞納がある方の財産（預金など）について強制処分をすることです。 差押えられた財産は取立等の手続きにより滞納市税に充てられます。
市街化区域	都市計画区域の1つ。すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。⇨市街化調整区域
事業専従者	青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業にもっぱら従事している人。
市債	公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（借金）のことをいいます。
資産課税	個人や法人の資産や財産に対して課税することをいいます。 これには、固定資産税や都市計画税、軽自動車税が該当します。
執行停止	滞納者に一定の事由があると認められる場合に、強制処分の手を停止することです。
充当	市税を二重に納めた場合、または確定申告等により納付後に税額が減額になった場合は、納め過ぎになった市税（過誤納金）をお返しします（還付といえます）。 ただし、納期限を過ぎて未納となっている市税や延滞金がある場合は、そちらに充当したあと、差額を還付します。
所得	収入（年収）から必要経費を差し引いたものをいい、税額計算をする基礎となります。
所得課税	個人や会社の利益(所得)に対して課税することをいいます。 これには、個人市民税や法人市民税が該当します。
所得控除	納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。 ①雑損控除②医療費控除③社会保険料控除④小規模企業共済等掛金控除⑤生命保険料控除⑥地震保険料控除⑦障害者控除⑧寡婦控除⑨ひとり親控除⑩勤労学生控除⑪配偶者控除等があります。
所得割	所得割は前年の所得金額に応じて課税されます。⇨均等割
白色申告	所得税の確定申告制度の1つで、青色申告を申し込んでいない人の税金の申告方法。 青色申告のように煩雑な帳簿作成の義務がない代わりに、青色申告で可能となる特別控除等の特典を受けることはできない仕組みとなっています。
税額控除	税額を算出したあとに、その税額から差し引く額のこと。住民税には①配当控除②外国税額控除③寄附金税額控除④住宅借入金等特別税額控除⑤調整控除⑥配当割額・株式等譲渡所得割額の控除があります。

た行

滞納処分	納期限を過ぎても完納されない場合に、徴収権者として差押えなどの行政処分を行うことです。
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。

地方税共通納税システム	令和元年10月に地方税共通納税システムが全国一斉に開始されました。これは、事業者等がeLTAXを通じて地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて簡単な操作で一斉に納税ができるシステムで、当初は、市・都民税（特別徴収）、法人市民税が対象でした。令和5年4月からは、個人市都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税も対象税目となりました。また、納付方法についても地方税統一QRコードを活用することで、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等での納付が可能になったほか、全国の地方税統一QRコード対応の金融機関窓口での納付が可能となっています。これに伴い、収納方法を集約するため、これまで実施してきましたモバイルレジ収納、アプリ収納及びクレジットカードによる取扱いを令和6年3月31日に終了しました。
定置場	運行しないときに主に駐車する場所で次のとおりとなります。 ・個人所有の場合は住所または自動車検査証（車検証）に記載された使用の本拠地となります。 ・法人所有の場合はその車両を使用する事務所などの所在地となります。
督促	納税者等が納付・納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付・納入の履行を請求するために発送する通知です。
都市基盤整備事業基金	総合的な交通体系の確立を目的とする基盤施設の整備事業のための資金をいいます。
都市計画事業	都市計画に定められた道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する事業、および健全な市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業をいいます。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づいて、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業をいいます。

は行

評価替え	3年に1度行われる固定資産（土地・家屋）の評価額の見直しのことです。資産価格の変動に対応し、評価額を適正な価格に見直す作業のことをいいます。これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平を図ることになります。
賦課期日	税が課せられる基準となる日のことで、個人住民税、固定資産税等は1月1日、軽自動車税は4月1日となっています。
不納欠損	滞納処分の執行停止から3年経過したものや徴収権の消滅時効などにより、滞納税が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることです。
扶養親族	配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）か都道府県知事から養育を委託された児童または市町村長から養護を委託された老人で、納税者と生計を一にし、年間の合計所得金額が48万円以下の事業専従者ではない人。
ふるさと納税	ふるさとや、お世話になった自治体などを「寄附金」という形で応援していただく制度です。自分の生まれ故郷に限らず、応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります（令和元年6月1日から、ふるさと納税の対象となる自治体は総務大臣が指定することとされ、指定を受けない自治体への寄附金は、ふるさと納税の対象外となります）。自治体に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち2000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス	納税課窓口で申請書記入後、専用端末に金融機関キャッシュカードの読取と暗証番号入力だけで簡単に手続でき、金融機関の口座届出印認証が不要で、即日口座振替登録ができる便利なサービスです。調布市では平成24年度に導入しました。
Pay-easy（ペイジー）収納サービス	税金や公共料金、各種料金等の支払いを金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン、ATM等から支払うことができるサービスです。調布市では令和2年1月に導入しました。

ま行

モバイルバンキング	金融機関の店舗に出向かなくても、各種取引や各種手続等がスマートフォンやインターネット等から利用できるサービスのことをいいます。
-----------	---

や行

予算	一般会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。
----	------------------------------------

わ行

ワンストップ特例	ふるさと納税による寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要がありますが、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することで、それらの申告が不要になる制度です。
----------	---

「令和8年度 市税概要」について ご意見等をお寄せください。

皆さんからのご意見等を生かし、今後も調布市の市税について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。
ご意見等ありましたら、電子メールで送信いただきますようお願いいたします。

（電子メールアドレス等は下記に掲載しています。）

登録番号 (刊行物番号)
2026-101

令和8年度 市税概要 東京都調布市

発行日 令和8年8月発行

発行 東京都調布市

編集 東京都調布市市民部市民税課・資産税課・納税課

[連絡先 市民部市民税課諸税係(市役所3階)]

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

TEL 042-481-7191

E-mail siminzei@city.chofu.lg.jp

印刷 庁内印刷

本紙は、古紙配合の再生紙を使用しています。